第３期 大刀洗町
地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和８年度～令和 12 年度

わたしたちが創る 地域共生のまち たちあらい

令和８年３月

大 刀 洗 町

大刀洗町社会福祉協議会

ご挨拶

大刀洗町では、令和３年３月に策定した「第２期大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、「支えあい　助けあうまち　大刀洗」を基本理念に、「地域を中心とした支えあう仕組みづくり」を重点プロジェクトとして掲げ、地域における支えあいの仕組みづくりを目指して地域づくりを進めてまいりました。

この間、私たちを取り巻く環境は、少子高齢化の進展や高齢者のみ世帯の増加に加え、ライフスタイルの多様化や、コロナ渦を経て浮き彫りとなった孤独・孤立の問題など、刻一刻と変化しています。現代の抱える課題は、介護や福祉といった既存の取り組みだけでは解決できないほど複雑かつ多岐に渡っています。

このような時代だからこそ、誰もが役割を持ち、支え合いながら自分らしく暮らせる「地域共生社会」の実現が、かつてないほど重要になっています。こうした背景を踏まえ、本計画では新たな基本理念として、「わたしたちが創る　地域共生のまち　たちあらい」を掲げました。この「わたしたち」という言葉には、住民の皆様、ボランティアや関係団体の皆様、社会福祉協議会、そして行政が、誰一人他人事ではなく、主役となってこの町を創っていくという強い決意を込めています。

本計画は、町の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体化させたものです。今後、本計画に基づき、地域共生社会の実現に向けて、より一層支えあいの地域づくりを推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、住民アンケート調査やインタビュー調査にご協力いただきました皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和８年３月

大刀洗町長　中 山　哲 志

ご挨拶

平成 28 年から 10 年､｢支え合い　助けあうまち　大刀洗｣を基本理念にスタートした「大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画」が、この度、令和８年からの５年間にわたる「第３期計画」として策定されました。

「第２期計画｣では､｢地域を中心とした支えあう仕組みづくり」を重点プロジェクトとして取り組まれてきましたが、この間、コロナ禍などもあり、社会の急速な変化に伴って、孤立や孤独、ひきこもり、あるいは生活困窮など、地域生活課題が複雑化・複合化してまいりました。また、多発化する自然災害もこれに拍車をかけています。

このような中、全国社会福祉協議会は昨年「福祉ビジョン 2025～ともに生きる豊かな地域社会～」を発表しました。

その中において各社協は「2030 年に向けて、複雑化・複合化した地域生活課題の解決を図り、誰もが安心して、その人らしい生活を送ることができる『地域づくり』に積極的に取り組む」よう求められています。

具体的には､｢地域共生社会の実現に向けた取り組み｣､｢重層的な連携・協働に基づく多様な実践｣､｢災害に備える」などが示され、福祉組織・関係者への強いメッセージとなっています。

今回、「第３期計画」の策定に当たり、住民アンケートが実施されましたが、「福祉に関する関心の薄さ｣､｢個人への情報の届きにくさ｣､｢多機関連携の不十分さ」などが明らかになりました。このように、福祉に対する認識に曖昧さがあることを踏まえながら、さらに積極的に取り組んでいく必要があると考えます。

本会として「基本計画」を踏まえた「活動計画」を確実に実践することはもちろん、1993 年に法人化スタートしてから 33 年、これからの目指すべき姿や方向性、それに伴う組織体制の強化や人材育成についても併せて取り組んでいく必要があります。

引き続き皆さまのご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします

むすびに、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました策定委員の皆さまをはじめ、関係機関の方々及び住民アンケート調査やインタビュー調査にご協力いただきました住民の皆さまに心から御礼申し上げます。

令和８年３月

大刀洗町社会福祉協議会　会長　倉 鍵　君 明

目　次

第１章　計画の策定にあたって　1

第１節　地域福祉計画の考え方　2

１　計画策定の趣旨　2

２　地域福祉の考え方　3

３　計画策定の背景　4

第２節　計画の策定について　8

１　計画の位置づけ・期間　8

２　計画の策定方法・体制　10

第２章　大刀洗町の現状と課題　11

第１節　人口・世帯等の状況　12

１　人口の状況　12

２　世帯の状況　13

３　人口動態　16

第２節　支援を必要とする人の状況　18

１　高齢者を取り巻く状況　18

２　障がいのある人を取り巻く状況　19

３　こども・子育て家庭を取り巻く状況　21

４　生活保護を取り巻く状況　21

５　避難行動要支援者を取り巻く状況　22

６　自殺の状況　23

７　権利擁護に関する状況　24

８　再犯防止に関する状況　25

９　相談窓口に関する状況　26

第３節　社会資源の状況　27

１　福祉活動に関わる人や組織の状況　27

２　福祉サービス等に関わる施設や事業所の状況　29

第４節　各種調査結果の概要　34

１　各種調査の実施概要　34

２　各種調査結果に基づいた課題の整理　36

３　アンケートからみえてくる大刀洗町の特徴　41

第５節　課題の整理　42

第３章 計画の基本的な考え方 43
第１節　基本理念 44
第２節　基本目標 45
第３節　取り組みの体系 46

第４章 取り組みと役割分担 47
基本目標１ 地域のつながりと支えあいを育む 48
１　福祉の心を育み、ともに支えあう地域づくり 48
ア　住民を対象とした福祉理解と参画意識の醸成 48
イ　地域福祉を担うボランティア等の活動支援 50
ウ　福祉に携わる人材の確保・育成支援 52
２　孤立を防ぐ地域の居場所づくり 54
エ　交流拠点の整備・継続支援 54
オ　地域活動や行事の活性化 56
基本目標２ 包括的な支援体制の構築 58
３　重層的な支援体制の構築 58
カ　「断らない相談支援」の推進 58
キ　多機関連携による包括的支援体制の整備 60
ク　地域共生・支えあいの仕組みづくり 62
ケ　アウトリーチ型支援の強化 64
４　地域での情報共有の充実 66
コ　多様な主体による情報交換や共有 66
基本目標３ 誰もが安心して利用できる福祉 サービスの整備 68
５　ニーズに応じた福祉サービス提供 68
サ　わかりやすい情報提供 68
シ　福祉サービスの充実 70
６　安心して暮らせる地域づくり 72
ス　移動支援・交通手段の確保 72
セ　災害時に備えた支援体制の確保 74
ソ　虐待防止のための支援の強化 76

第５章　町・社会福祉協議会が取り組む主な事業・活動 79
基本目標１　地域のつながりと支えあいを育む 80
１　町の事業・活動 80
２　社会福祉協議会の事業・活動 82
基本目標２　包括的な支援体制の構築 87
１　町の事業・活動 87
２　社会福祉協議会の事業・活動 90
基本目標３　誰もが安心して利用できる福祉サービスの整備 94
１　町の事業・活動 94
２　社会福祉協議会の事業・活動 97

第６章　大刀洗町成年後見制度利用促進基本計画 101
第１節　成年後見制度利用促進基本計画の考え方 102
第２節　基本目標 103
第３節　施策の展開 104
基本目標１　成年後見制度を支えるしくみの段階的な整備 104
基本目標２　成年後見制度の適切な利用の支援 106

第７章　大刀洗町再犯防止推進計画 109
第１節　再犯防止推進計画の考え方 110
第２節　基本目標 110
第３節　施策の展開 111
基本目標１　自立に向けた生活・就労・福祉等の支援の充実 111
基本目標２　地域での受け入れと共生を促進する意識づくり 112

第８章　計画の推進に向けて 113
第１節　計画の推進体制と進行管理 114
１　計画の推進体制 114
２　計画の進行管理 114

資料編 115

１　大刀洗町地域福祉計画策定委員会設置要綱 116

２　大刀洗町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 117

３　大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 118

４　計画策定の経過 119

５　用語解説 120

イラスト：大刀洗中学校美術部より提供

第１章
計画の策定にあたって

第１節　地域福祉計画の考え方

第２節　計画の策定について

イラスト：大刀洗中学校美術部より提供

第１節　地域福祉計画の考え方

１　計画策定の趣旨

大刀洗町（以下「本町」という。）では、2020（令和２）年度に、計画期間を５年間とする「第２期大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「第２期計画」という。）を策定し、「地域を中心とした支えあう仕組みづくり」を重点プロジェクトとして掲げ、地域における支えあいの仕組みづくりを推進してきました。

この間、高齢化の進展や、核家族化等に伴う家族形態の変化等により、家庭内における支えあいや地域での相互扶助の力が弱まりつつあります。その影響として、孤独死やひきこもり、虐待、生活困窮といった生活課題が、より一層複雑化・多様化しています。

これらの社会的課題に対応し、住民一人ひとりが安心して暮らし続けられる地域社会を実現するためには、公的な福祉サービスの充実に加え、地域住民や多様な主体が参画する支えあいの仕組みを構築し、地域全体で包括的な支援体制を強化していくことが重要です。

このたび、第２期計画の計画期間が 2025（令和７）年度末をもって終了することから、本町を取り巻く状況や国・福岡県の政策動向等を踏まえ、「第３期大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定します。

本町ではこれまで、第１期及び第２期計画で掲げた「支えあい　助けあうまち　大刀洗」という基本理念のもと、住民誰もが支え・支えられる関係ができるような、大刀洗町ならではの「地域共生社会」の実現をめざして取り組んできました。

本計画では、これまでの取り組みの成果を踏まえつつ、住民、事業者、関係機関・団体が主体的に参画し、分野を超えた協働と連携を一層推進することにより、誰もが支えあう地域づくりをともに進めていくことをめざします。

また、地域福祉に係る支援や仕組みづくりは、成年後見制度の普及促進や再犯防止のまちづくりにおいても有効であることから、本計画では新たに「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）及び「再犯防止推進計画」（以下「推進計画」という。）を包含し、一体的に策定することとします。

2　地域福祉の考え方

（１）地域福祉とは

地域福祉とは、一人ひとりが普段の暮らしの中で、「幸せ」を感じることができる地域をみんなの手でつくっていくという考え方に基づくものです。地域には、こどもから、働き盛りの人、高齢者までの幅広い年齢層の方々が暮らしているほか、障がいのある人やひとり親家庭の人等、多様な背景を持つ人々がともに生活しています。

一人ひとりがお互いを理解し、認め合い、思いやりの心を持つことが大切です。そうした気持ちが助けあいや支えあいの行動につながり、その輪が広がることで、「地域福祉」は推進されていきます。

身近な生活の中で生じる困りごとを「自分ごと」として捉え、誰かを助けると同時に、誰かに支えられながら、地域の中でのつながりや出会いを大切にしていくこと。そして、誰ひとり取り残されることなく、すべての人が自分らしく生きることができる地域を築いていくことが、地域福祉の理念であり、私たちがめざす地域社会の姿です。

（２）「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

地域福祉を推進するには、「自助」「互助」「共助」「公助」の４つの視点が重要です。

身近な生活課題に対しては、住民一人ひとりが自分や家族で対応する「自助」や、隣近所や友人等との助けあいによる「互助」が必要となります。

一方、課題が複雑化・多様化する中では、地域活動者や事業所、社会福祉協議会等が連携し、それぞれの役割を活かして解決をめざす「共助」の重要性が高まっています。

さらに町は、公的制度による福祉サービスの整備や支援を行い、住民や地域による自助・互助・共助の取り組みを支える「公助」の役割を果たすことが求められます。

このように「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方を踏まえ、住民・地域・福祉関連団体・社会福祉協議会・行政等が互いに連携し、それぞれの役割を発揮していくことが、地域福祉を推進する上で重要です。

自助	個人や家族による支えあい・助けあい（最も身近な個人や家族が解決にあたる）
互助	身近な人間関係の中での自発的に活動する支えあい・助けあい（近隣の友人や知人、別居する家族が、互いに支えあい、助けあう）
共助	地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、行政等が協働しながら、組織的に活動する支えあい・助けあい（「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支えあい、助けあう）
公助	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供による支え（行政でなければできないことは、行政がする）

3　計画策定の背景

（１）地域福祉をめぐる国の動向

第１期計画が策定された 2015（平成 27）年度以降のわが国の動向を整理すると次のようになります。

▼ 地域福祉をめぐる国の動向

年度	内　　容
2015 年度（平成 27 年度）	●「生活困窮者自立支援法」施行（平成 27 年４月）
2016 年度（平成 28 年度）	●「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行（平成 28 年４月） ●「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行（平成 28 年５月） ●「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定（平成 28 年６月） ●「再犯の防止等の推進に関する法律」施行（平成 28 年 12 月）
2017 年度（平成 29 年度）	●「地域福祉計画策定ガイドライン」とりまとめ（平成 29 年 12 月）
2018 年度（平成 30 年度）	●「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行（平成 30 年４月）※[1]次ページ参照 ●「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行（平成 30 年 12 月）
2019 年度（令和元年度）	●「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行（令和元年９月）
2021 年度（令和 3 年度）	●「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行（令和３年４月）※[2]次ページ参照 ●「孤独・孤立対策の重点計画　令和３年度」閣議決定（令和３年 12 月） ●「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（令和４年３月）
2022 年度（令和 4 年度）	●「第二次再犯防止推進計画」閣議決定（令和５年３月）
2023 年度（令和 5 年度）	●「こども基本法」施行（令和５年４月） ●「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行（令和５年６月） ●「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行（令和６年１月）
2024 年度（令和 6 年度）	●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行（令和６年４月） ●「孤独・孤立対策推進法」施行（令和６年５月） ●「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」施行（令和６年９月）

※[1]　社会福祉法改正〈2018（平成 30）年〉

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（厚生労働省）によると、地域福祉計画は、「①高齢者、②障がい者、③児童、④その他福祉の各分野における共通的な事項」を記載する上位計画として位置づけ、次の５つについて盛り込む必要があるとされています。

▼ 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項※下線部は平成 30 年改正により追加された事項

1. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
5. 包括的な支援体制の整備に関する事項

◆ 包括的な支援体制の整備に関する事項とは

① 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備等
② 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の整備
③ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

※[2]　社会福祉法改正〈2021（令和３）年〉

2021（令和３）年４月に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、市町村における包括的な支援体制構築を推進するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。これは、地域における支援ニーズの複雑化・複合化に対応する体制整備を目的としたものです。

本計画ではこの事業の具体的な展開を図っていきます。

▼ 重層的支援体制整備事業の各事業及び概要

事業名	概　　要
① 包括的相談支援事業	属性や世代を問わず包括的に受け止め、支援ネットワークで対応する
② 参加支援事業	社会とのつながりをつくるための支援を行う
③ 地域づくり事業	世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりを行う
④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	支援が届いていない人に訪問等を実施し支援を届ける
⑤ 多機関協働事業	支援関係機関で情報共有や役割分担等の検討を行い、支援プランを決定する

（２）地域福祉をめぐる福岡県の動向

福岡県では、2024（令和６）年度に「福岡県地域福祉支援計画」を新たに策定し、地域福祉の推進に向けた方向性を示しています。

「福岡県地域福祉支援計画」では、災害対策に関する体制整備や、こども施策の総合的な推進が新たな施策として位置づけられています。

また、制度や分野を横断した包括的な支援体制の構築を推進する方針が示されており、多様な生活課題に対応した地域福祉の実現に向けた取り組みが進められています。

▼「福岡県地域福祉支援計画」の概要　　※下線部は新規取り組み

計画の 基本理念	誰もが安心して生活でき、ぬくもりと絆を感じられる地域共生社会の実現
計画への 新規反映事項	● 自然災害に対する体制整備 ● こどもの施策の総合的な推進
施策の柱　１ お互いの人権を尊重し、共に支え合う地域社会づくり	① 住民が主体となった地域課題解決への支援 ② 福祉のまちづくりの推進 ③ 地域福祉活動の更なる活性化への支援 ④ 人権意識の普及・啓発 ⑤ 災害時の福祉支援の充実 →「多様な主体の協働による被災者支援」
施策の柱　２ 地域福祉を支える人づくり	① 地域で活躍する人材の確保 ② 福祉に関わる人材の養成と資質の向上 ③ 福祉の職場への就業・定着の促進
施策の柱　３ 福祉サービスを確実に提供するための基盤づくり	① 福祉サービス利用における権利擁護の推進 →こどもの意見表明の推進 ② 苦情解決体制の整備
施策の柱　４ 行政の縦割りを超えた支援体制づくり	① 包括的な支援体制の整備 ② 分野横断的、制度の狭間の課題への対応

（３）成年後見制度に関する動向

成年後見制度は、認知症や知的障がい等により判断能力が十分でない方に対して、契約等の法律行為を適切に行えるよう支援し、本人の意思を尊重した「意思決定支援」を提供することで、法的に保護する制度であり、権利擁護の重要な手段のひとつです。

近年、急速に進行する高齢化や制度の利用が十分に進んでいない現状を踏まえ、本人の尊厳の確保や地域社会への参加の促進を図ることを目的として、2016（平成 28）年５月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

また、高齢者のひとり暮らし世帯の増加や多様化する支援ニーズへの対応が求められる中、成年後見制度の活用は、今後さらに重要性を増すことが見込まれています。

（４）再犯防止に関する動向

国における刑法犯の認知件数は、2002（平成 14）年をピークに減少傾向にあります。一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、2023（令和５）年には47.0%と、検挙者のおよそ半数を占める状況となっています。

こうした背景を踏まえ、再犯防止対策は、地域の安全と治安を維持する上で極めて重要な取り組みとして位置づけられるようになりました。これを受け、2016（平成 28）年には「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が制定され、翌 2017（平成 29）年 12 月には、同法に基づく「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

さらに、2019（令和元）年 12 月には、同計画に基づく施策のうち、特に重点的に取り組むべき課題に対応するため、「再犯防止推進計画加速化プラン」が策定されました。

そして 2023（令和５）年３月には、これまでの取り組み状況や社会情勢の変化等を踏まえた「第二次再犯防止推進計画」が新たに閣議決定され、再犯防止施策のさらなる推進が図られています。

▼　再犯防止推進計画の７つの重点課題

項目	第二次計画 （2023～2027 年度）
７　つ　の 重点課題	① 就労・住居の確保等 ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等 ③ 学校等と連携した修学支援の実施等 ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等 ⑤ 民間協力者の活動の促進等 ⑥ 地域による包摂の推進 ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

第２節　計画の策定について

1　計画の位置づけ・期間

（1）計画の位置づけ

1）法的位置づけ

本計画に盛り込む計画は、下記法律に位置づけられた計画です。

- 社会福祉法第 107 条に規定された「市町村地域福祉計画」
- 成年後見制度利用促進法第 14 条に規定された「市町村成年後見制度利用促進基本計画」
- 再犯防止推進法第８条に規定された「地方再犯防止推進計画」

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条において地域福祉の推進主体とされている社会福祉協議会が、中心となって策定する計画です。

2）町における位置づけ

本計画は、大刀洗町における地域福祉の基本方針を示すものであり、各福祉分野の個別計画に対する上位計画としての役割を担います。町全体の福祉施策の方向性を示すとともに、地域における共生社会の実現に向けた取り組みの指針となるものです。

また、大刀洗町及び大刀洗町社会福祉協議会は、住民一人ひとりが身近な地域で支えあいながら安心して暮らし続けられる地域づくりをめざし、地域福祉に関する取り組みを効果的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。

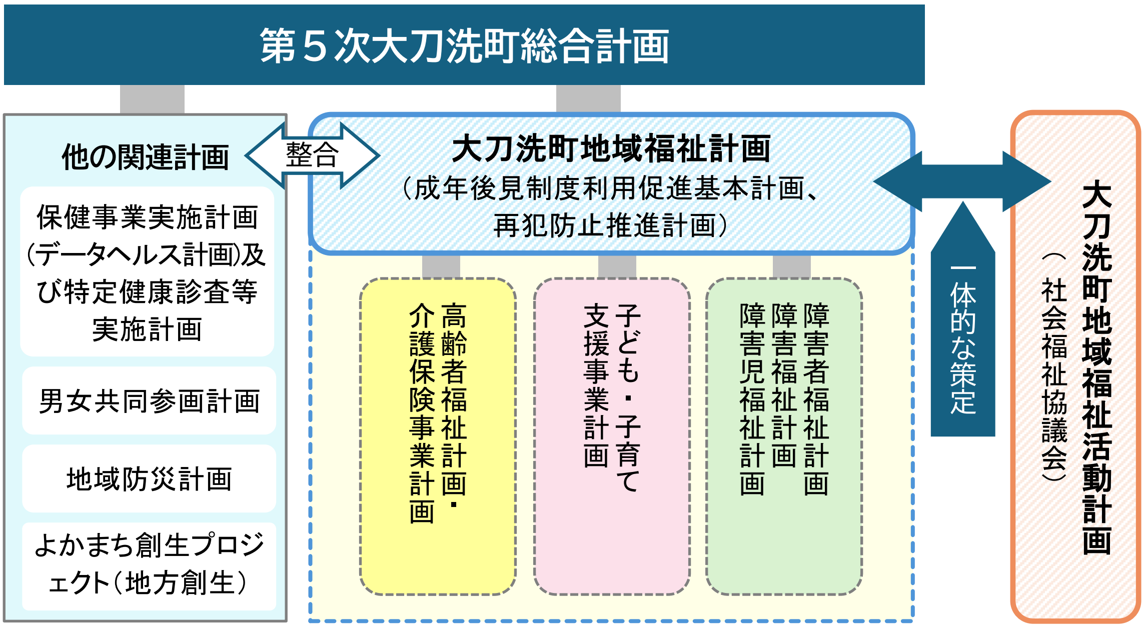

（２）計画の期間

本計画の期間は、2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度までの５年間です。

▼ 計画の期間

	計画名称　年度	2026（令和8）	2027（令和9）	2028（令和 10）	2029（令和 11）	2030（令和 12）
	大刀洗町地域福祉計画	第3期（2026(R8)～2030(R12))				
	大刀洗町地域福祉活動計画	第3期（2026(R8)～2030(R12))				
上位計画	第5次大刀洗町総合計画	第5次			第6次	
上位計画	福岡県地域福祉支援計画	現行計画		次期計画		
関連計画	介護保険事業計画(福岡県介護保険広域連合)	第9期	第 10 期			第 11 期
関連計画	大刀洗町子ども・子育て支援事業計画	第3期				第4期
関連計画	大刀洗町障害者計画	第3次（2024(R6)～2032(R14))				
関連計画	大刀洗町障害福祉計画	第7期	第8期			第9期
関連計画	大刀洗町障害児福祉計画	第3期	第4期			第5期
関連計画	大刀洗町保健事業実施計画（データヘルス計画）及び特定健康診査等実施計画	第3期				第4期
関連計画	大刀洗町男女共同参画計画	第2次（2021(R3)～2030(R12))				
関連計画	大刀洗町地域防災計画	2014(H26)3月～(2023(R5)3月改定)				

計画に位置づけた取り組みの進捗状況や成果について定期的に確認・評価を行い、必要に応じて取り組み内容の見直しを図ります。

▼ 地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理イメージ

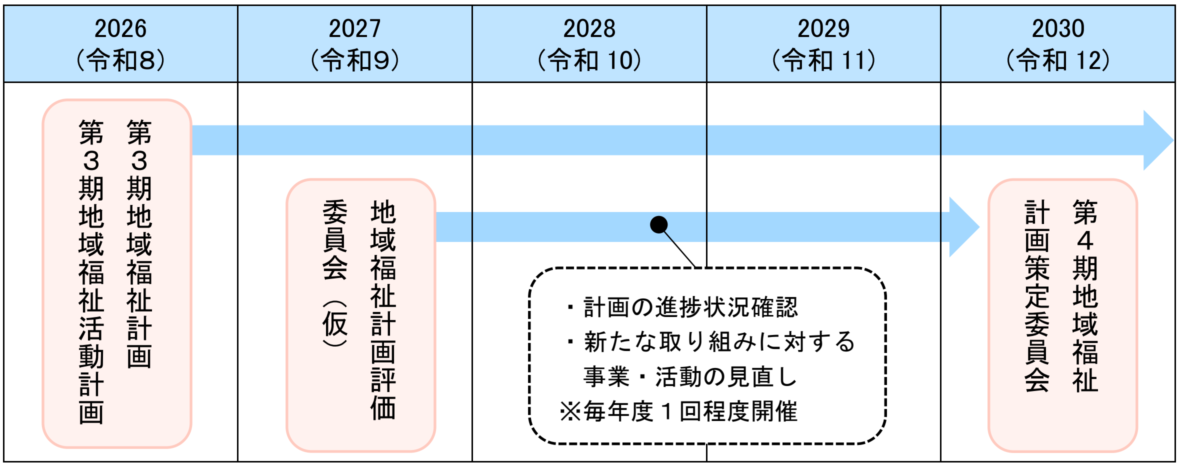

２　計画の策定方法・体制

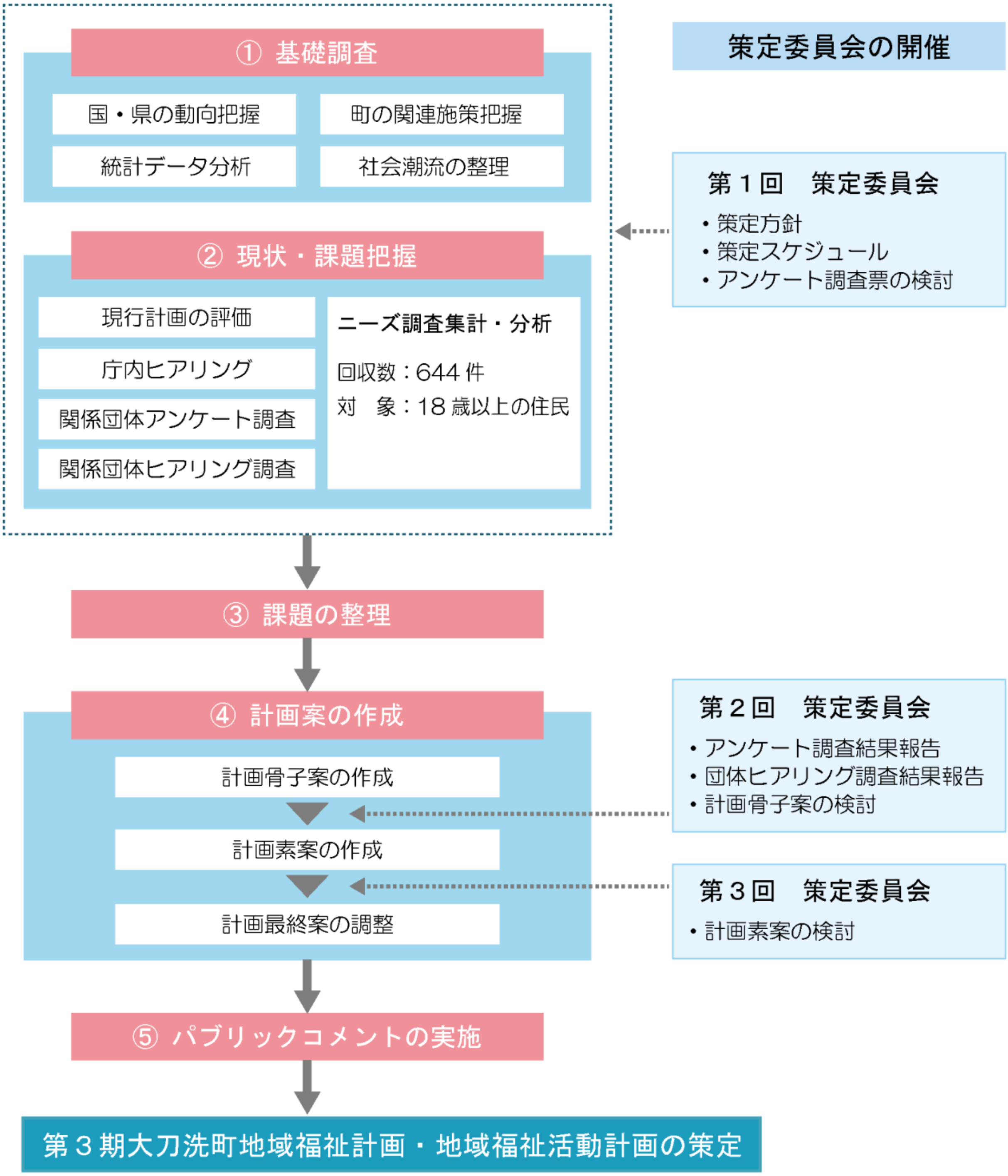
① 基礎調査
国・県の動向把握
町の関連施策把握
統計データ分析
社会潮流の整理
② 現状・課題把握
現行計画の評価
庁内ヒアリング
関係団体アンケート調査
関係団体ヒアリング調査
ニーズ調査集計・分析
回収数：644 件
対　象：18 歳以上の住民
③ 課題の整理
④ 計画案の作成
計画骨子案の作成
計画素案の作成
計画最終案の調整
⑤ パブリックコメントの実施
第３期大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定
策定委員会の開催
第１回　策定委員会
・策定方針
・策定スケジュール
・アンケート調査票の検討
第２回　策定委員会
・アンケート調査結果報告
・団体ヒアリング調査結果報告
・計画骨子案の検討
第３回　策定委員会
・計画素案の検討

第２章
大刀洗町の現状と課題

第１節　人口・世帯等の状況

第２節　支援を必要とする人の状況

第３節　社会資源の状況

第４節　各種調査結果の概要

第５節　課題の整理

イラスト：大刀洗中学校美術部より提供

第１節　人口・世帯等の状況

1　人口の状況

（１）総人口及び年齢三区分別人口

本町の総人口は、2021（令和３）年の 15,807 人から 334 人増加し、2025（令和７）年で 16,141 人となっています。年齢三区分別でみると、生産年齢人口（15～64 歳）と老年人口（65 歳以上）で増減の波がみられますが、年少人口（0～14 歳）は 2021（令和３）年以降で一貫して増加が続いています。また、年齢三区分別人口の構成比は概ね横ばいで推移し、高齢化率は約 28％を保っています。

総人口及び年齢三区分別人口の推移

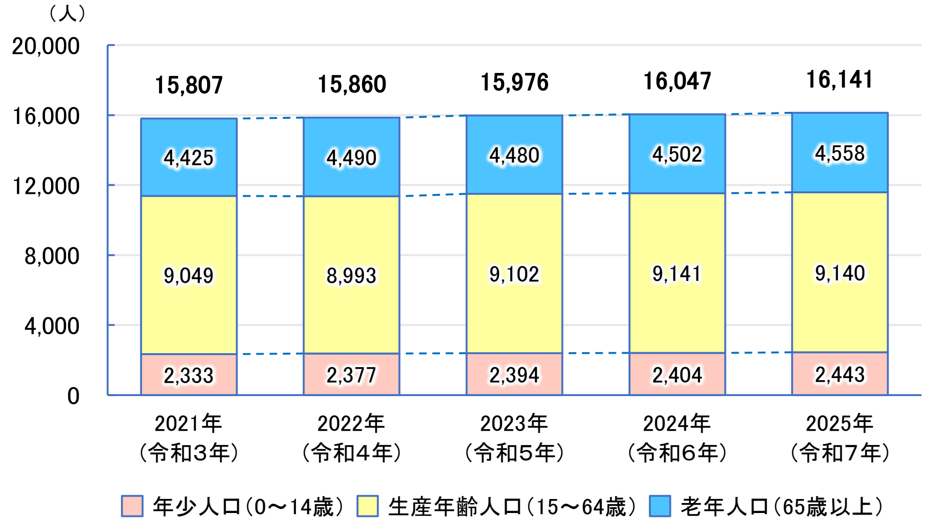

年齢三区分別人口構成比の推移

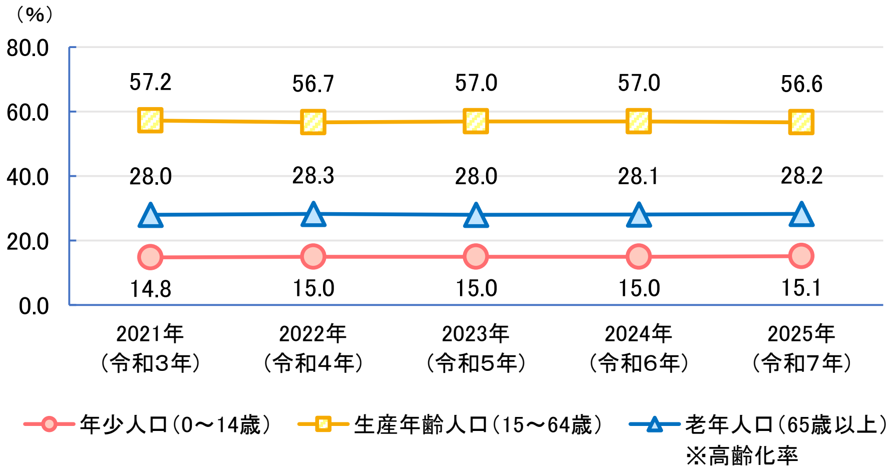

資料：住民課（各年３月 31 日現在）

2　世帯の状況

（１）一般世帯の状況

一般世帯数をみると、2020（令和２）年で 5,593 世帯となり、2000（平成 12）年から 1,502 世帯増加している一方で、１世帯あたり人員は年々減少しています。

また、一般世帯のうち、核家族世帯数は 3,405 世帯と約６割を占めており、次いで、単独世帯数が 1,345 世帯と多くなっています。

▼ 一般世帯数の推移

（世帯）

	2000 年（平成 12 年）	2005 年（平成 17 年）	2010 年（平成 22 年）	2015 年（平成 27 年）	2020 年（令和2年）
一般世帯数	4,091	4,423	4,779	4,980	5,593
1世帯当たり人員（人）	3.59	3.36	3.08	2.91	2.66
親族世帯数	3,593	3,772	3,896	3,969	4,181
核家族世帯数	2,288	2,567	2,794	3,009	3,405
夫婦のみ	604	698	838	998	1,134
夫婦とこども	1,369	1,502	1,516	1,549	1,717
男親とこども	48	58	84	83	98
女親とこども	267	309	356	379	456
その他の親族世帯数	1,305	1,205	1,102	960	776
非親族世帯数	7	28	38	53	65
単独世帯数	491	623	840	958	1,345

資料：国勢調査（令和２年）

ポイント

- 本町では、世帯数は増加している一方で、１世帯あたり人員は減少しており、家族規模の縮小が進んでいます。核家族や単独世帯の増加により、地域のつながりが希薄化するおそれがある一方で、生活様式の多様化も進んでいます。今後は、こうした変化を踏まえ、地域での支えあいや見守りの体制づくりを進めることが重要です。

（２）高齢者のいる世帯の状況

一般世帯における高齢者のいる世帯数は、2020（令和２）年で 2,603 世帯、一般世帯に占める割合は 46.5%となっています。そのうち最も多いのは、高齢者のいる核家族の世帯で 1,449 世帯となっており、一般世帯に占める割合は 20 年間で 11.5 ポイント増加しています。

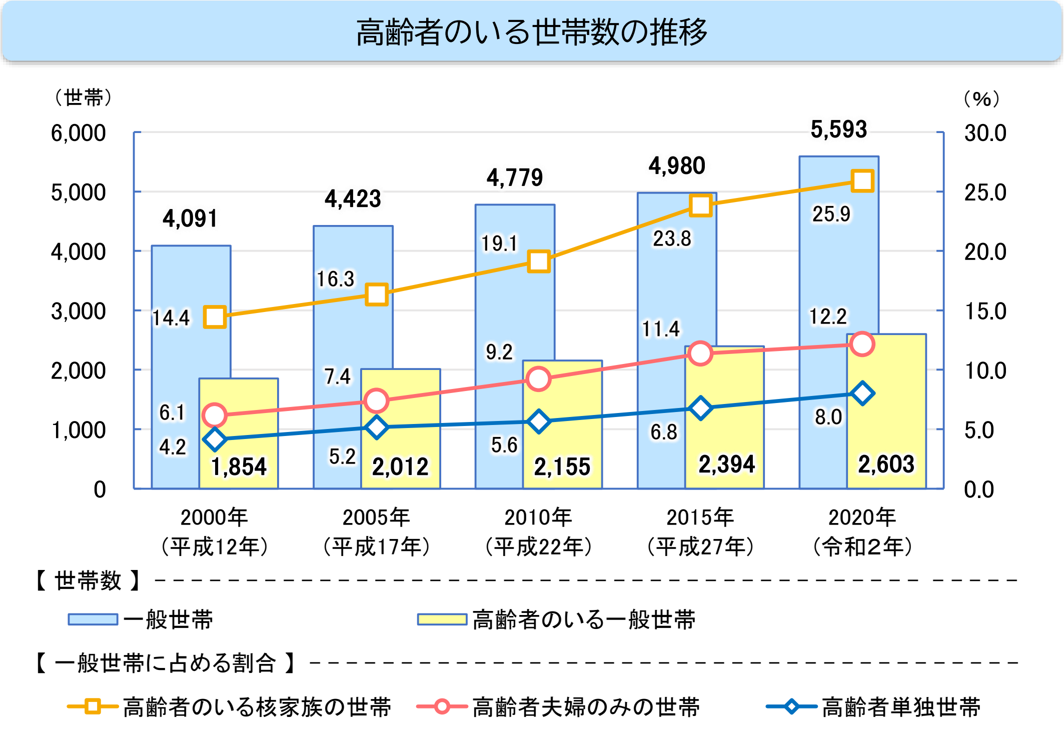

資料：国勢調査（令和２年）

▼ 高齢者のいる世帯数の推移

（世帯）

	2000 年（平成 12 年）	2005 年（平成 17 年）	2010 年（平成 22 年）	2015 年（平成 27 年）	2020 年（令和2年）
高齢者のいる一般世帯数	1,857	2,012	2,155	2,394	2,603
一般世帯に占める割合（%）	45.3	45.5	45.1	48.1	46.5
高齢者のいる核家族の世帯数	591	723	914	1,187	1,449
一般世帯に占める割合（%）	14.4	16.3	19.1	23.8	25.9
高齢者夫婦のみの世帯数	251	326	440	566	680
一般世帯に占める割合（%）	6.1	7.4	9.2	11.4	12.2
高齢者単独世帯数	170	228	270	337	449
一般世帯に占める割合（%）	4.2	5.2	5.6	6.8	8.0

資料：国勢調査（令和２年）

（３）ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数の推移をみると、2020（令和２）年で 87 世帯と 2000（平成 12）年から 35 世帯増加しています。また、ひとり親世帯のうち、父子家庭が７世帯、母子家庭が 80 世帯となっており、2000（平成 12）年と比較して父子家庭は概ね横ばいで推移しているのに対し、母子家庭は約 1.7 倍の増加がみられます。

ひとり親世帯数の推移

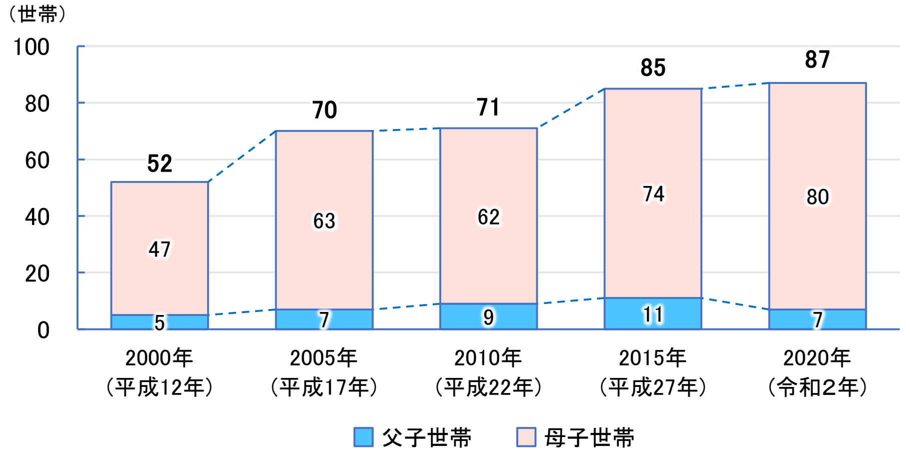

資料：国勢調査（令和２年）

ポイント

- 母子家庭の増加は、離婚率の上昇や未婚の母の増加、それに対する社会的受容の変化等、社会的背景の影響が大きいと考えられます。ひとり親世帯は、経済的負担や子育て・就労の両立等複合的な課題を抱えやすく、地域における支援体制の充実や、安心して相談・利用できる環境づくりが求められます。

3　人口動態

（１）自然動態（出生・死亡）と社会動態（転入・転出）

本町の自然動態をみると、過去 10 年間のうち、2016（平成 28）年を除くすべての年において自然減（死亡数が出生数を上回る状態）となっています。2024（令和６）年には、出生数の 118 人に対し死亡数が 179 人となり、自然減は 61 人と近年で最も高くなっています。

一方、社会動態は 2016（平成 28）年以降、社会増（転入数が転出数を上回る状態）が続いており、2024（令和６）年で 33 人の増加がみられます。

自然増減（出生数・死亡数）の推移

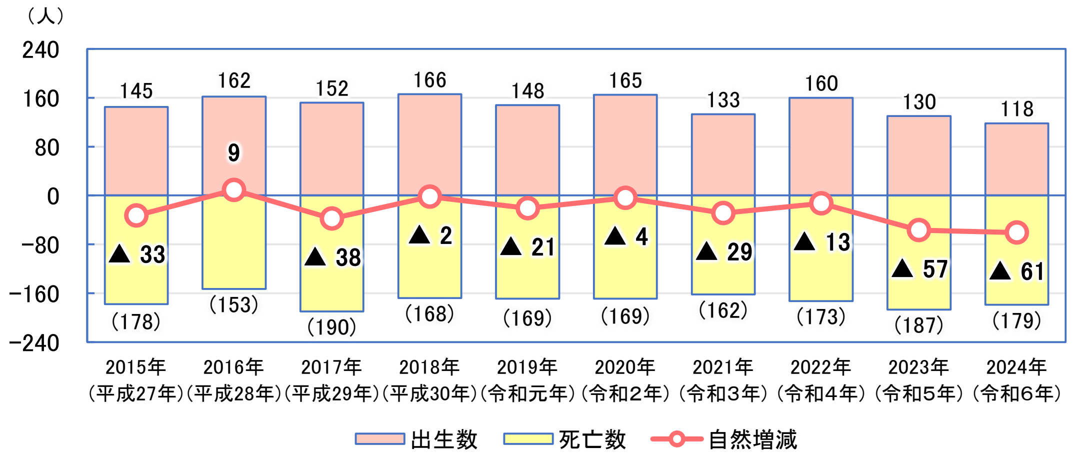

社会増減（転入数・転出数）の推移

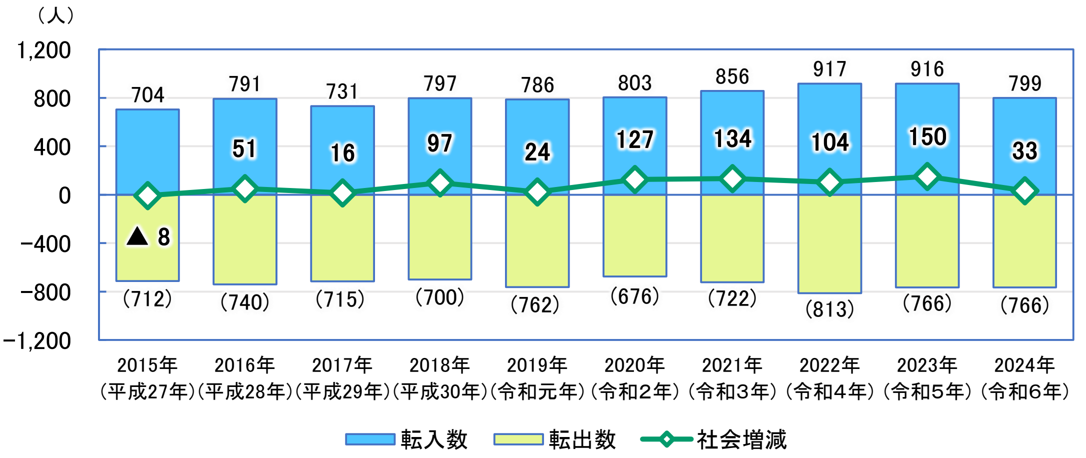

資料：福岡県人口移動調査（令和６年）

（２）人口増減の状況

自然増減と社会増減による人口増減の推移をみると、本町の人口は 2016（平成 28）年及び 2018（平成 30）年から 2023（令和５）年にかけて人口増となっており、特に 2020（令和２）年から 2023（令和５）年では、社会増による人口の増加がみられます。なお、2024（令和６）年では人口減に転じています。

人口増減の推移

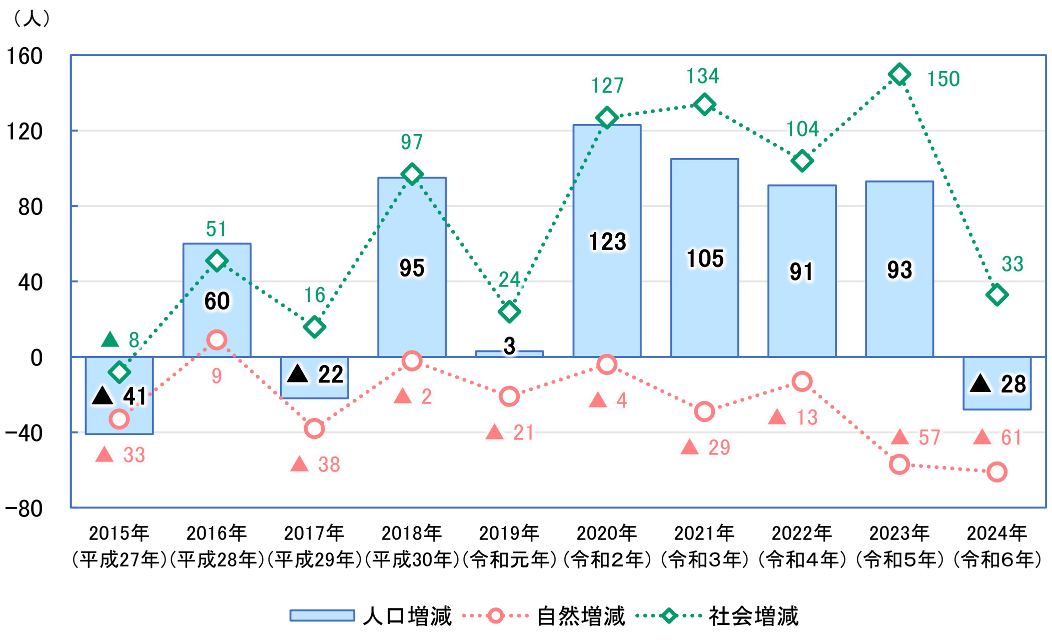

資料：福岡県人口移動調査（令和６年）

ポイント

- 社会増による人口の伸びは、町外からの転入や新規住宅開発等が影響していると考えられます。一方で、2024 年には減少へ転じています。今後は、若年層や子育て世帯の定住促進に向けた環境整備や、地域の魅力向上に取り組むことが重要です。

第２節　支援を必要とする人の状況

1　高齢者を取り巻く状況

（１）介護保険認定者の状況

本町の介護保険認定者数は、毎年 10 人未満の緩やかな増加数となっていましたが、2025（令和７）年には第１号被保険者の認定者数が 762 人となり、2024（令和６）年の 721 人と比較すると 41 人の増加がみられます。また、認定率についても同様に増加し、2025（令和７）年で 17.1%となっています。

介護保険認定者数及び認定率の推移

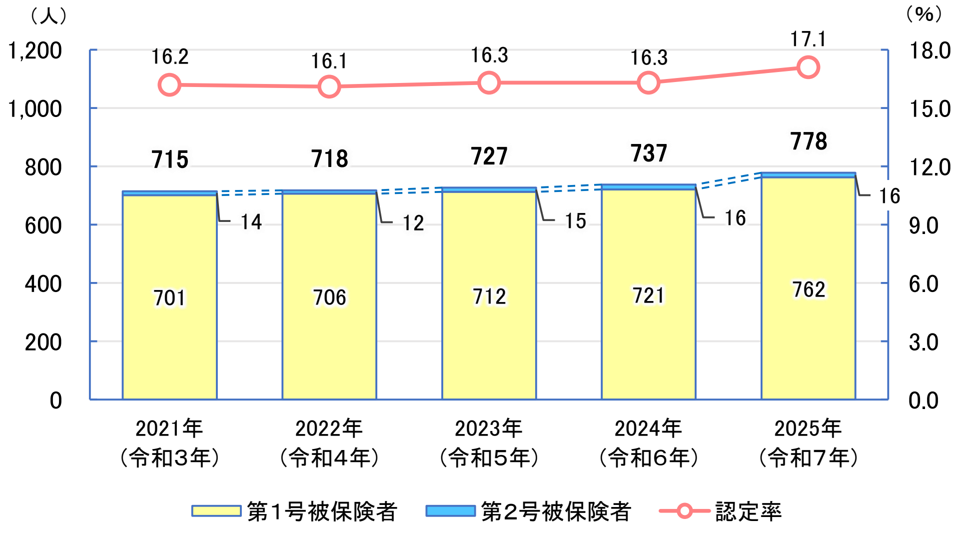

資料：福祉課（各年４月１日現在）

ポイント

- 介護保険認定者数及び認定率の上昇は、高齢者の増加を反映していると考えられます。今後は、介護予防の推進や地域包括支援センターを中心とした早期支援体制の強化により、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう支援していくことが求められます。

2　障がいのある人を取り巻く状況

（１）身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、2022（令和４）年の 659 人から年々減少傾向にあります。障がい種別では、2025（令和７）年で肢体不自由が 296 人と最も多く、次いで、内部障がいが 205 人となっています。

▼ 身体障害者手帳所持者数の推移

（人）

		2021 年（令和3年）	2022 年（令和4年）	2023 年（令和5年）	2024 年（令和6年）	2025 年（令和7年）
身体障害者手帳所持者 合計		647	659	653	614	612
年代別	18 歳未満	9	11	11	10	9
	18 歳以上	638	648	642	604	603
障がい程度別	１級	215	219	218	206	205
	2級	83	102	87	85	83
	3級	98	105	99	94	89
	4級	155	136	152	137	142
	5級	47	45	45	42	42
	6級	49	52	52	50	51
障がい種　別	視覚障がい	47	47	46	47	42
	聴覚・平衡機能障がい	63	67	65	61	63
	音声・言語・そしゃく機能障がい	11	10	10	5	6
	肢体不自由	322	317	322	303	296
	内部障がい	204	218	210	198	205

資料：福祉課（各年４月１日現在）

（２）知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は 2025（令和７）年で 196 人となり、2021（令和３）年の 160 人から 36 人増加しています。障がい程度別でみると、Ａ判定（重度）の療育手帳所持者数が横ばいで推移しているのに対し、Ｂ判定（中・軽度）は一時的な減少を挟みつつも、全体として増加傾向にあります。

▼ 療育手帳所持者数の推移

（人）

		2021 年（令和3年）	2022 年（令和4年）	2023 年（令和5年）	2024 年（令和6年）	2025 年（令和7年）
療育手帳所持者　合計		160	171	180	185	196
年代別	18 歳未満	45	47	52	59	64
	18 歳以上	115	124	128	126	132
障がい程度別	A（重度）	52	69	70	69	69
	B（中・軽度）	108	102	110	116	127

資料：福祉課（各年４月１日現在）

（３）精神障がいのある人の状況

2025（令和７）年で精神障害者保健福祉手帳所持者数は 140 人、自立支援医療（精神通院医療）受給者数は 278 人となっており、継続した増加がみられます。

▼ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

（人）

		2021 年（令和3年）	2022 年（令和4年）	2023 年（令和5年）	2024 年（令和6年）	2025 年（令和7年）
精神障害者保健福祉手帳所持者　合計		100	108	128	131	140
障がい程度別	1級	4	4	4	5	5
	2級	63	71	81	79	76
	3級	33	33	43	47	59

資料：福祉課（各年４月１日現在）

▼ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

（人）

	2021 年（令和3年）	2022 年（令和4年）	2023 年（令和5年）	2024 年（令和6年）	2025 年（令和7年）
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	210	229	239	241	278

資料：福祉課（各年４月１日現在）

3　こども・子育て家庭を取り巻く状況

（１）児童扶養手当受給者の状況

本町の児童扶養手当受給者数は 2025（令和７）年で 181 人となり、2021（令和３）年の 156 人から 25 人増加しています。

児童扶養手当受給者数の推移

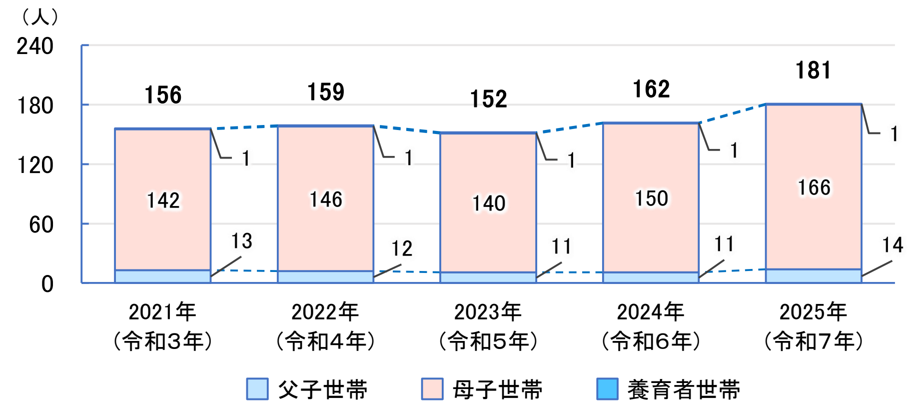

資料：住民課（各年４月１日現在）

4　生活保護を取り巻く状況

（１）生活保護の状況

生活保護受給世帯数・受給者数及び保護率は概ね横ばいで推移しており、2024（令和６）年で増加がみられましたが、2025（令和７）年には減少しています。

生活保護受給世帯数・受給者数保護率の推移

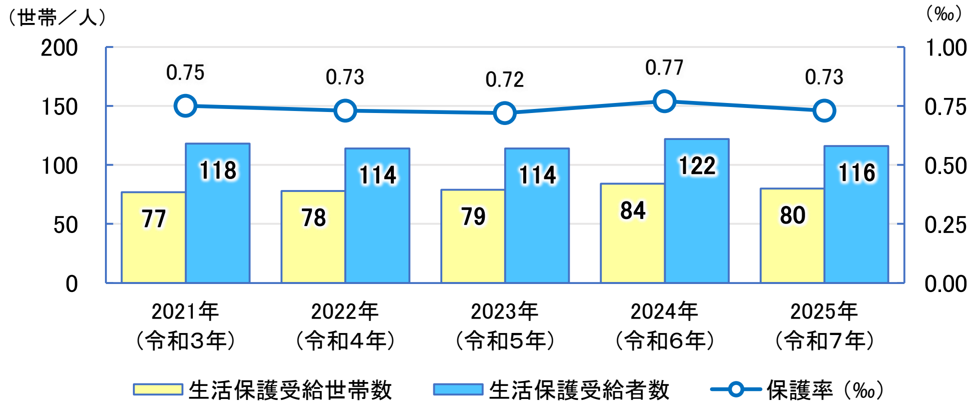

資料：福祉課（各年４月１日現在）

5　避難行動要支援者を取り巻く状況

（１）避難行動要支援者対象者・登録者の状況

2025（令和７）年の避難行動支援者の登録者数は 322 人となり、対象者 538 人に対して約６割の登録があります。

▼ 避難行動要支援者対象者数・登録者数の推移

（人）

	2021 年（令和3年）	2022 年（令和4年）	2023 年（令和5年）	2024 年（令和6年）	2025 年（令和7年）
対象者数	622	569	567	531	538
登録者数	429	417	384	362	322
登録割合(%)	69.0	73.3	67.7	68.2	59.9

資料：福祉課（各年４月１日現在）

※　登録の対象となる方

在宅の方で、①～⑦の要件に該当する方を町の情報をもとに名簿に掲載します。

① 要介護認定３以上の者
② 身体障害者手帳１、２級の第１種を所持する者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）
③ 療育手帳Ａを所持する者
④ 精神障害者保健福祉手帳１級を所持する者
⑤ 町の支援を受けている難病患者
⑥ 小地域協議会、区長、民生児童委員等が必要と認めた者
⑦ その他、本人・家族からの申し出により避難の際に支援が必要と町長が認めた者

6　自殺の状況

（１）自殺者の状況

本町の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は、2016（平成 28）年から減少が続き、2020（令和２）年には自殺者がみられませんでしたが、その後 2023（令和５）年にかけて増加、2024（令和６）年では再び減少し、12.4 となっています。

また、福岡県や全国の自殺死亡率と比較すると、本町の値は概ね下回っています。

自殺死亡率の推移（大刀洗町・福岡県・全国）

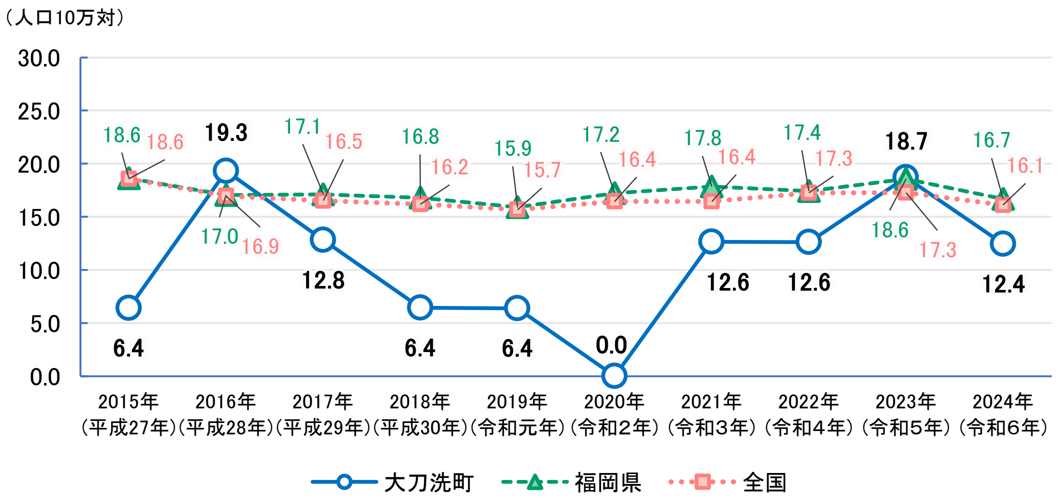

資料：厚生労働省 自殺の統計（地域における自殺の基礎資料、自殺日・住居地）

ポイント

- 本町の自殺死亡率は福岡県や全国と比較すると、低水準で推移していますが、年によって増減がみられます。今後も再増加を防ぐため、早期把握や相談・見守り体制の充実に継続して取り組んでいくことが求められます。

7　権利擁護に関する状況

（１）成年後見制度の状況

本町の成年後見制度の利用者数は、2020（令和２）年から 2021（令和３）年にかけて減少がみられ、その後も微減傾向にありましたが、2024（令和６）年では 76 人へと微増しています。一方で、任意後見制度の利用者数は過去５年を通して０人となっています。

成年後見制度利用者数の推移

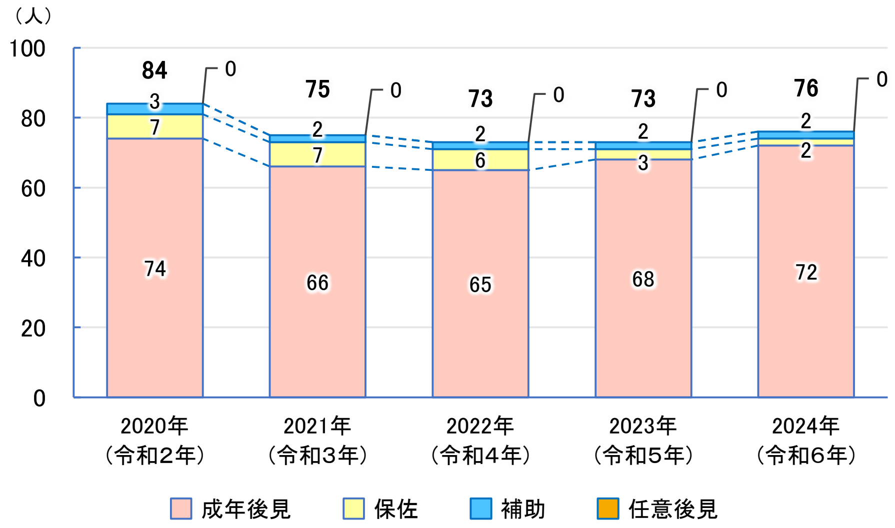

資料：福岡家庭裁判所（各年 12 月 31 日現在）

ポイント

- 成年後見制度の利用は一定程度維持されているものの、進んでいない現状がみられます。制度自体の認知度や手続きの複雑さが利用の障壁となっている可能性があり、今後は、制度の周知や相談支援体制の充実を図ることで、本人の意思を尊重した権利擁護の仕組みづくりを進めていくことが求められます。

8　再犯防止に関する状況

（１）刑法犯検挙者の状況

小郡警察署管内（小郡市・大刀洗町）の刑法犯検挙者数は増減しながら推移しており、2023（令和５）年で84人となっています。一方、再犯率は35.7%と減少傾向にあり、福岡県の割合と比較して低くなっています。

初犯者・再犯者別検挙人員の推移

小郡警察署管内（小郡市・大刀洗町）

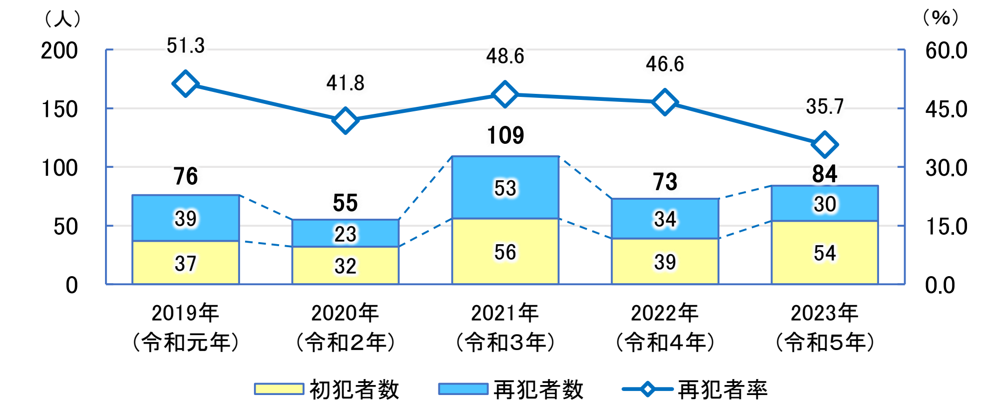

資料：法務省九州矯正管区

福岡県警察署

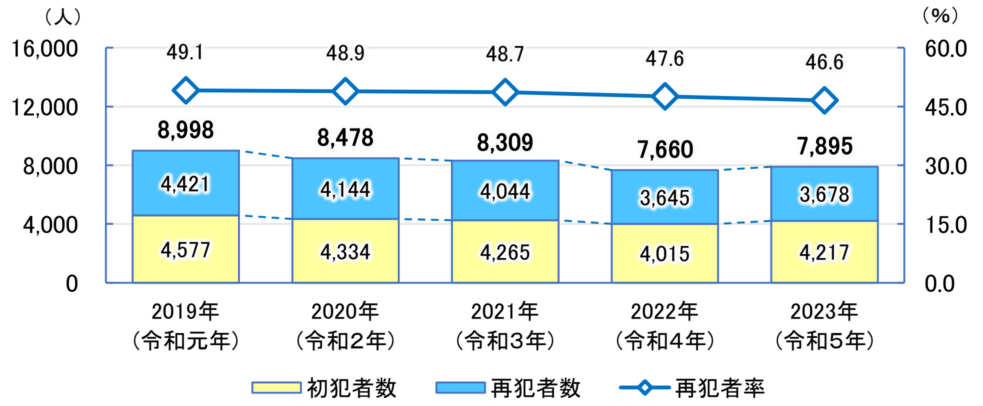

資料：法務省福岡矯正管区

ポイント

- 再犯率が低下していることは、地域における更生支援や防犯活動の効果が一定程度表れているものと考えられます。今後も、関係機関との連携を強化し、犯罪の未然防止や社会復帰支援を継続的に推進していくことが重要です。

9　相談窓口に関する状況

（１）各相談窓口の状況

本町の各相談窓口における相談件数を 2023（令和５）年と 2024（令和６）年で比較すると、地域包括支援センター及びこども家庭センターでは相談件数が増加している一方で、相談支援窓口及びせいかつ☆ふくし相談窓口では減少傾向がみられます。

各相談窓口における相談件数の推移

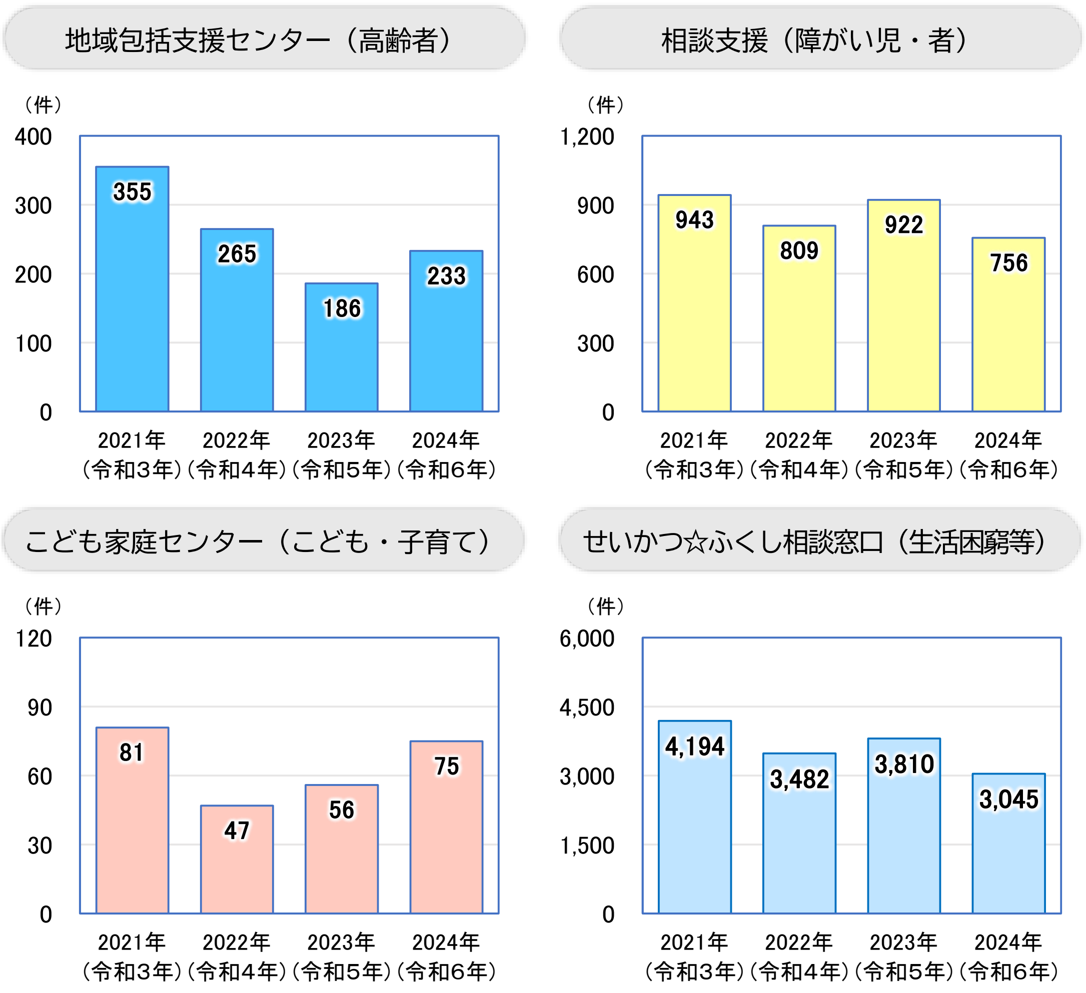

資料：庁内資料（各年４月１日現在）

ポイント

- 今後は、分野を超えた連携体制の強化により、複雑化・複合化する相談への対応を一層充実させることが重要です。

第３節　社会資源の状況

1　福祉活動に関わる人や組織の状況

（１）住民の相談・援助を行う人や地域福祉の団体・組織

団体･組織等		人数
1	民生委員・児童委員、主任児童委員	38 人
2	小地域協議会メンバー	444 人
3	福祉協力員	110 人
4	シニア（老人）クラブ会員	1,380 人
5	高齢者相互支援活動員	43 人
6	人権擁護委員	6 人
7	保護司	6 人
8	こども支援ワーカー	3 人
9	教育支援コーディネーター	1 人
10	生活支援コーディネーター	3人
11	認知症サポーター	290 人

資料：福祉課、こども課、大刀洗町社会福祉協議会（各年４月１日現在）

コラム　福祉活動に関わる人や組織について

● **民生委員・児童委員、主任児童委員**

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱されており、児童福祉法によって児童委員を兼務しています（任期３年）。地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めています。また、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

● **小地域協議会**

行政区単位に設置され、各地区の実情に応じた内容と方法で要援護者見守りネットワークの活動を進めています。地域の様子を共有するとともに、地域の人々が安心して暮らせるように支援体制を整え、必要に応じて専門機関へつなぐ組織です。

● **福祉協力員**

区長の推薦による選出後、社会福祉協議会会長が委嘱します。普段の生活の中での見守りや声かけ等、見守りネットワークの活動やミニデイサービス等の福祉活動への協力をしています。

● **高齢者相互支援活動員**

シニア（老人）クラブ活動の一環として、支援を必要とする高齢者の家庭を定期的に訪問し、安否確認や家事支援、対話、福祉サービスの情報提供等を行っています。

（２）ボランティア活動団体

団体・組織等		主な活動内容
1	あすなろ会	折り紙、工作教室
2	配食ボランティア青い鳥	高齢者だけの世帯や障がい者世帯等を対象にお弁当（夕食）を作り、配達を通して見守り活動に協力
3	折り鶴会	施設等で利用者と折り紙や絵画、工作等をしながら交流
4	ナレーションサークル風	視覚障がい者の方へ向けた広報紙等の録音ＣＤの作成・提供、こどもから高齢者までを対象にしたおはなし会や朗読会、朗読指導
5	大刀洗町子ども見守り隊（大堰、本郷、大刀洗、菊池）	校区ごとに、校区センターや学校と連携しながら登下校中のこどもの見守り活動を実施
6	大堰アンビシャス広場ボランティア	こどもたちの居場所づくりをしながら、小学生の放課後活動を幅広くサポート
7	お話しほっとたいむ	読み聞かせ、おはなし会
8	青い鳥文庫	
9	風の子文庫	
10	はりねずみの会	布絵本づくり
11	いきいき幸せ大刀洗の会ひと花咲かせ隊	花壇整備や花植え、仲間づくり
12	ステージオペレーター	町主催の行事や地域イベントにおけるステージボランティア（音響・照明・舞台等）
13	スマイル	ボランティア情報誌「ちょぼら」の編集
14	動画作成グループ ドリーム	地域行事の撮影や記録、動画編集
15	地球温暖化を楽しく学び隊	地球温暖化のしくみを学んでもらいながら、地球環境について考えてもらうためのイベント等の実施
16	生ゴミコンポストの会	ダンボールコンポストの普及活動

資料：大刀洗町社会福祉協議会

（３）たちあらい見守り企業ネットワーク協力企業

1	カットハウスホリデー	6	セブン-イレブン小郡インター南店	11	福岡県信用組合菊池支店	16	ミニストップ大刀洗本郷
2	株式会社　エースハウジング	7	セブン-イレブン大刀洗下高橋店	12	ベル・ジュバンスLefty	17	三原時計店
3	株式会社　ツルク	8	セブン-イレブン大刀洗本郷店	13	みい農業協同組合	18	有限会社　三輪産業
4	株式会社　宝幸	9	とんかつちづる	14	ミニストップ大刀洗店	19	有限会社　山見屋
5	社会福祉法人慈愛会	10	日本郵便株式会社小郡郵便局（大堰郵便局、上高橋郵便局、大刀洗郵便局）	15	ミニストップ大刀洗下高橋店	20	リンク綜合司法事務所

資料：大刀洗町社会福祉協議会（令和７年 12 月現在）

2　福祉サービス等に関わる施設や事業所の状況

大刀洗町の福祉サービス等に関わる施設や事業所の状況は以下の通りです。

（１）高齢者が対象の施設

社会資源マップ(P.33)は ● 丸 を参照

	施設･事業所名	区分等
1	地域包括支援センター	相談支援
2	公益社団法人 小郡大刀洗広域シルバー人材センター	職業紹介
3	有料老人ホーム ひばり	有料老人ホーム
4	住宅型有料老人ホーム 千歳の里	有料老人ホーム
5	住宅型有料老人ホーム くましろ・ほんごう館	有料老人ホーム
6	フレグランス大刀洗	有料老人ホーム
7	住宅型有料老人ホーム あったかホーム聖母園	有料老人ホーム
8	養護老人ホーム 聖母園	養護老人ホーム
9	特別養護老人ホーム 聖母園	特別養護老人ホーム
10	特別養護老人ホーム 大刀洗幸生苑	特別養護老人ホーム
11	特別養護老人ホーム 大刀洗昌普久苑	特別養護老人ホーム
12	ヘルパーステーション フレグランス	訪問介護
13	ヘルパーステーション 千歳ハートケア	訪問介護
14	聖母園 訪問介護ステーション	訪問介護
15	訪問看護 きくち	訪問看護
16	デイサービス フレグランス	通所介護
17	デイサービスセンター 旅路の荘	通所介護
18	デイサービスセンター 千歳の里	通所介護
19	デイサービス健康倶楽部きくち	通所介護
20	シマリス大刀洗	地域密着型 通所介護
21	デイサービス いまがわの里	地域密着型 通所介護
22	聖母園 ショートステイ	ショートステイ（介護）
23	ショートステイ大刀洗昌普久苑	ショートステイ（介護）
24	特別養護老人ホーム大刀洗幸生苑	ショートステイ（介護）
25	グループホーム ふたば	グループホーム
26	聖母園 グループホーム	グループホーム
27	幸生苑 ケアプランサービス	居宅介護支援
28	聖母園 ケアプランサービス	居宅介護支援
29	小規模多機能ホーム くましろ・ほんごう館	小規模多機能型
30	小規模多機能型居宅介護 ふれあいの宿 さざえ	小規模多機能型

社会資源マップ(P.33)は
ハート を参照

（２）障がいのある人が対象の施設

施設・事業所名		区分等
1	小郡学園	施設入所支援
2	大刀洗新生寮	施設入所支援
3	ちくご悠生園	施設入所支援
4	寺子屋ホーム 大刀洗	グループホーム
5	小郡学園	生活介護
6	大刀洗新生寮	生活介護
7	ちくご悠生園	生活介護
8	Unique Hananoya	生活介護
9	医療福祉センター 聖ヨゼフ園	療養介護
10	ブルースカイ	就労継続支援（Ｂ型）
11	医療福祉センター 聖ヨゼフ園	短期入所
12	小郡学園	短期入所
13	ショートステイ 寺子屋	短期入所
14	大刀洗新生寮	短期入所
15	ちくご悠生園	短期入所
16	さわやか愛の家 たちあらい館	放課後等デイサービス
17	児童デイサービス かなむ	放課後等デイサービス
18	児童デイサービス きらきら	放課後等デイサービス
19	重症児デイサービス フレフレ	放課後等デイサービス
20	Unique TACHIARAI HOME	放課後等デイサービス
21	Unique Hananoya	放課後等デイサービス
22	重症児デイサービス フレフレ	児童発達支援
23	Unique TACHIARAI HOME	児童発達支援
24	Unique Hananoya	児童発達支援
25	Unique TACHIARAI HOME	保育所等訪問支援
26	医療福祉センター 聖ヨゼフ園	保育所等訪問支援
27	障がい者相談支援事業所 ぬくもり	相談支援
28	相談支援室 よもぎ	相談支援
29	相談支援センター 聖ヨゼフ園	相談支援

（３）こどもや子育てをしている人が対象の施設

社会資源マップ(P.33)
は 星 を参照

	施設・事業所名	区分等
１	こども家庭センター	相談支援
	子育て支援センター　ちゃお	相談支援
	こども自立サポートセンター　ドリーム	相談支援
２	大堰保育園（私立）	保育施設
３	本郷保育園（私立）	保育施設
４	大刀洗保育園（私立）	保育施設
５	菊池保育園（私立）	保育施設
６	海の星保育園（私立）	保育施設
７	おおぞら保育園（私立）	保育施設
８	みらいとわ保育園（私立・企業主導型）	保育施設
９	大堰小学校	教育施設
10	本郷小学校	教育施設
11	大刀洗小学校	教育施設
12	菊池小学校	教育施設
13	大刀洗中学校	教育施設
14	大堰学童保育所	学童保育施設
15	本郷学童保育所Ⅰ	学童保育施設
	本郷学童保育所Ⅱ	学童保育施設
16	大刀洗学童保育所Ⅰ	学童保育施設
	大刀洗学童保育所Ⅱ	学童保育施設
17	菊池学童保育所Ⅰ	学童保育施設
	菊池学童保育所Ⅱ	学童保育施設
	菊池学童保育所Ⅲ	学童保育施設
18	病後児保育センター　こどもハウスすこやか	病後児保育施設
19	清心乳児園	乳児院
20	清心慈愛園	児童養護施設
21	医療福祉センター　聖ヨゼフ園	障がい児入所施設

社会資源マップ(P.33)
は ■ **四角** を参照

（４）地域のすべての人が対象の施設

施設・事業所名		区分等
1	大刀洗町役場	行政機関
2	社会福祉法人　大刀洗町社会福祉協議会	福祉活動
3	ドリームセンター	文化・研修施設
4	中央公民館	文化・研修施設
5	ぬくもりの館　大刀洗	福祉施設
6	運動公園	運動施設
7	勤労者体育センター	運動施設
8	武道場	運動施設
9	憩いの園大堰交流センター	校区センター
10	ふれあいセンター	校区センター
11	南部コミュニティセンター	校区センター
12	菊池校区センター（旧就業改善センター）	校区センター

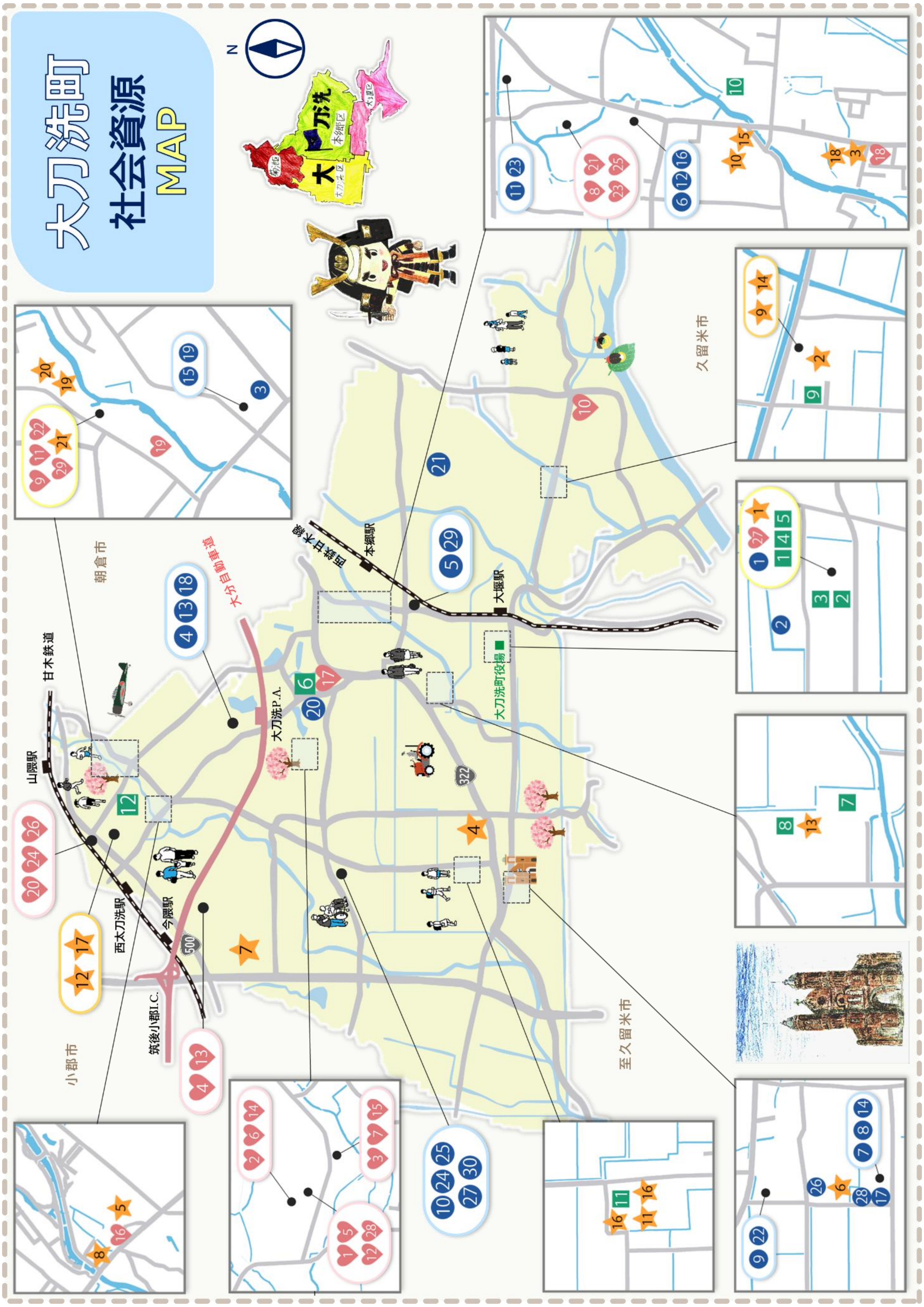

一部イラスト：大刀洗中学校美術部より提供

第４節　各種調査結果の概要

1　各種調査の実施概要

（1）住民アンケート調査

住民の皆様の福祉に対する意識や地域活動への参加状況等の実態を把握するために調査を実施しました。

■ 調 査 地 域　：　大刀洗町全域
■ 調査対象者　：　町内在住の 18 歳以上の方（層化無作為抽出）
■ 調 査 期 間　：　2025（令和７）年８月８日 ～ 2025（令和７）年８月 25 日
■ 調 査 方 法　：　郵送配布、郵送・ＷＥＢ回収

▼ アンケートの配布・回収結果

配布数	転出等 不到達数	実質配布数	有効回収数	有効回収率
1,500 通	3 通	1,497 通	644 件	43.0%

▼ 年代別のアンケート回答率（年代別の配布数に対する回答数の比率）

～20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳代	90 歳以上
38.5%	21.3%	39.7%	45.5%	59.6%	55.9%	40.2%	23.3%

（2）関係団体アンケート調査

地域福祉活動の現場で活動する方や福祉サービス事業者を対象に、地域の現状や課題、今後の取り組み意向等を把握することを目的として実施しました。

■ 調査対象者　：　下記リストを参考
■ 調 査 期 間　：　2025（令和７）年８月６日 ～ 2025（令和７）年８月 22 日
■ 調 査 方 法　：　郵送及び手渡しによる配布・回収

▼ 調査対象団体

分野	調査対象団体・組織	
地域福祉	ボランティア団体	主任児童委員
	区長	民生委員・児童委員
高齢者福祉	居宅介護サービス事業所	居宅介護支援事業所
	施設介護サービス事業所	地域包括支援センター
	地域密着型サービス事業所	シニア（老人）クラブ連合会
障がい福祉	施設系サービス事業所	相談系サービス事業所
	居住系サービス事業所	障がい児入所系サービス事業所
	訓練系・就労系サービス事業所	障がい者支援団体
	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所	
こども・子育て	保育所、認定こども園（公立・私立）	児童養護施設
	子育て支援センター	学童保育所
商工・まちづくり	大刀洗町商工会	南部コミュニティーセンター
	憩いの園大堰交流センター	菊池校区センター
	ふれあいセンター	

（3）関係団体ヒアリング調査

関係団体アンケート調査にご回答いただいた方のうち、インタビューにご協力いただける旨をご返答いただいた 12 団体に対して、地域福祉に関する意見や考えを幅広くお伺いするインタビューを実施しました。

▼ 調査日程：下記の日程にて、計 12 回に分けて実施

実施日程	団体数
2025（令和７）年９月 24 日（水）	５団体
2025（令和７）年９月 25 日（木）	７団体

2　各種調査結果に基づいた課題の整理

（１）福祉に関する理解促進・啓発の推進

住民アンケートでは

- ▶ グラフ①「個人的にボランティア活動に参加したことがありますか」という問いに対して、「これまで参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」と回答した人の割合は 40.7%となっており、前回調査と比べて 6.3 ポイント増加しています。
- ▶ グラフ②「成年後見制度について知っていますか」という問いに対しては、「聞いたことがあるが、内容までは知らない」と「初めて聞いた」を合わせた「知らない」との回答が 78.4%を占めており、制度に関する認知度が十分ではない状況です。

グラフ① 個人的にボランティア活動に参加したことがありますか

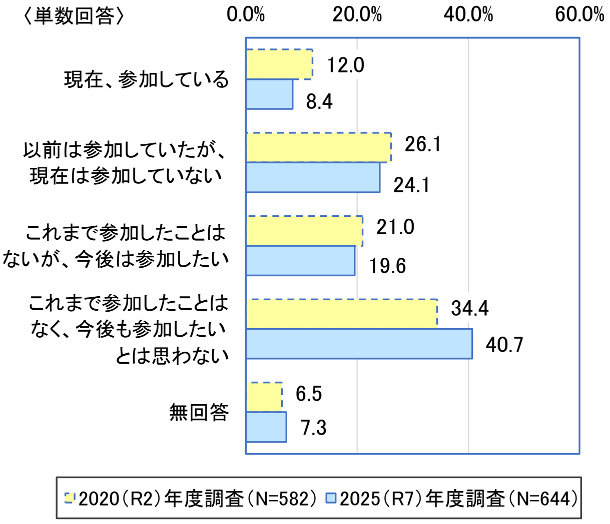

グラフ② 成年後見制度について知っていますか

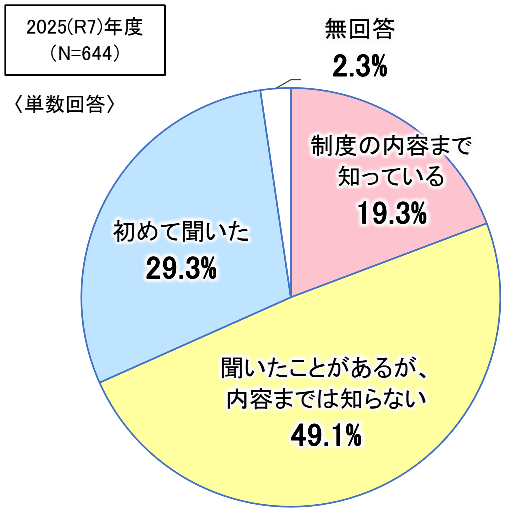

関係団体アンケート・関係団体ヒアリングでは

- ▶ 認知症についての理解が十分でない。
- ▶ 会員数の減少が課題となっている。

ポイント

- 福祉や福祉活動への理解・関心、制度に関する認識が十分でないことが課題として指摘されており、福祉に関する理解促進や啓発の推進が重要です。

（２）支援者・関係機関の周知と連携の強化

住民アンケートでは

▶ グラフ①「民生委員・児童委員の制度を知っていますか」という問いに対して、「知らない」と回答した人の割合は 17.4%となっており、前回調査と比べて 3.5 ポイント増加しています。

▶ グラフ②「主任児童委員を知っていますか」という問いに対して、「知らない」と回答した人の割合は 79.3%となっています。

グラフ① 民生委員・児童委員の制度を知っていますか

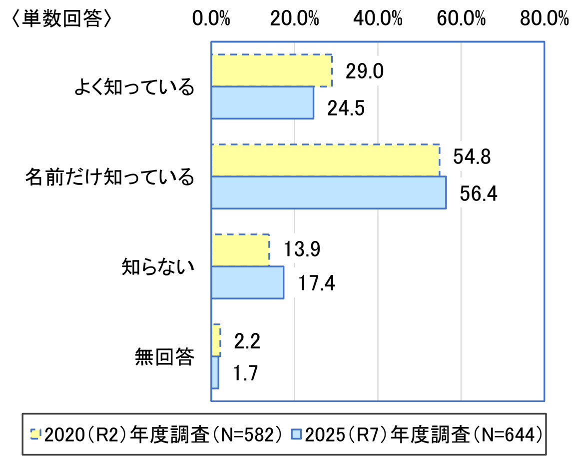

グラフ② 主任児童委員を知っていますか

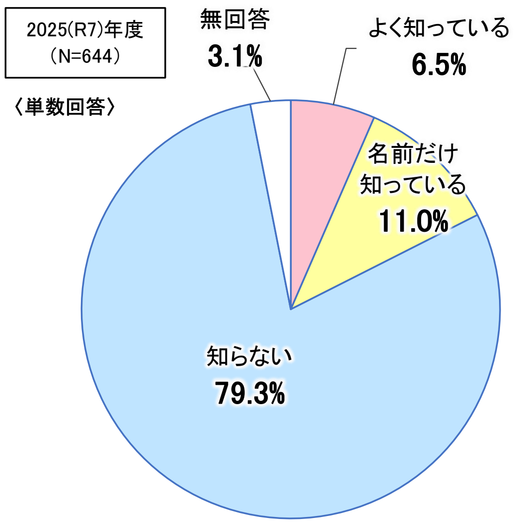

関係団体アンケート・関係団体ヒアリングでは

▶ 関係機関や団体間の情報共有や連携の不足が課題。特に、小学校や学童、放課後等デイサービス等、こどもや家庭に関わる機関・団体の間で情報を共有し合う場が必要。

ポイント

- 支援者の周知が十分でないことや、関係機関・団体間の情報共有や連携が不足していることが課題として指摘されており、支援者の情報共有と連携の推進が重要です。

（３）地域のつながり・コミュニティの希薄化

住民アンケートでは

▶ グラフ① 地域活動への参加状況について、「現在は参加していない」と「参加したことがない」を合わせた割合は60.9%となっており、前回調査と比べて7.1ポイント増加しています。一方で、「現在、参加している」と回答した人も36.8%とおよそ4割を占めており、一定数の住民が継続して地域活動を支えている状況もうかがえます。

▶ グラフ② 近所づきあいについて、「特に困ることはないので、あまりしたくない」と回答した人の割合は23.0%となっており、前回調査と比べて7.2ポイント増加しています。一方、「相談したり、助け合ったりしたい」と考える人も25.3%おり、支え合いへの意識が一定程度保たれていることがうかがえます。

グラフ① 行政区や子ども会、シニアクラブなどの地域活動に参加していますか

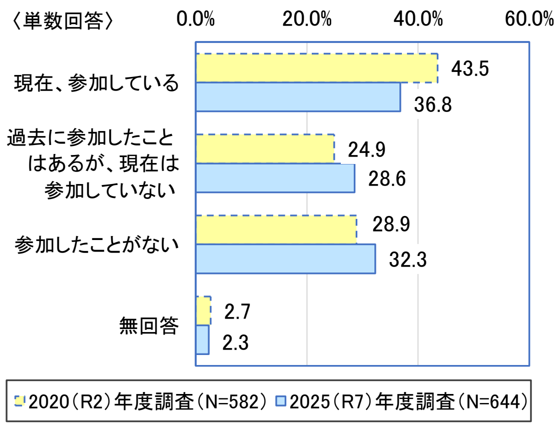

グラフ② 近所づきあいについてどのように感じていますか

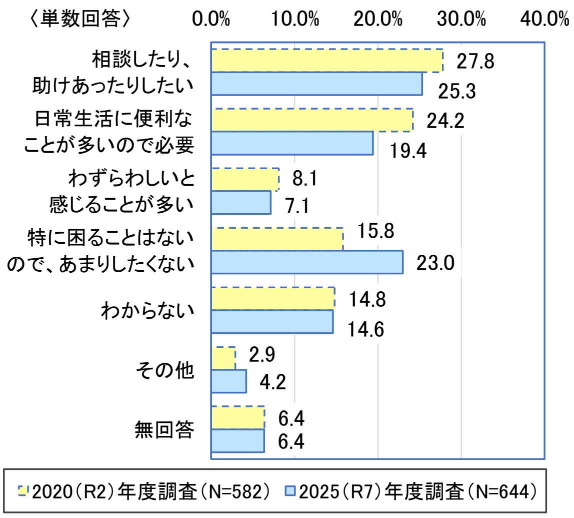

関係団体アンケート・関係団体ヒアリングでは

▶ 高齢者の一人暮らしの増加が今後も予測されることから、地域のつながりづくりが一層重要。

▶ 校区によっては人口が増加しており、住民同士がお互いのことを知らない状況がある。

ポイント

● 地域活動への参加が低下していることや住民同士の関わりが希薄になっていること、高齢者の一人暮らしの増加や人口増加により地域のつながりづくりの重要性が高まっていることが指摘されており、地域コミュニティの活性化が求められます。

（4）居場所づくり・交流の促進の必要性

住民アンケートでは

- グラフ①「居場所づくりがどの程度重要だと思いますか」という問いに対して、「とても重要」と「やや重要」を合わせた「重要」と回答した人の割合は 67.4%となっています。
- グラフ②「地域づくりのために地域が取り組むべきこととして大切だと思うことは何ですか」という問いに対して、「隣近所との普段からの付き合い」や「祭りやイベントなどを通した住民同士の交流」、「子どもたちの見守りや相談対応など、子育てを通した交流」等、住民同士の交流の促進を求める意見が多く寄せられています。

グラフ① 居場所づくりがどの程度重要だと思いますか

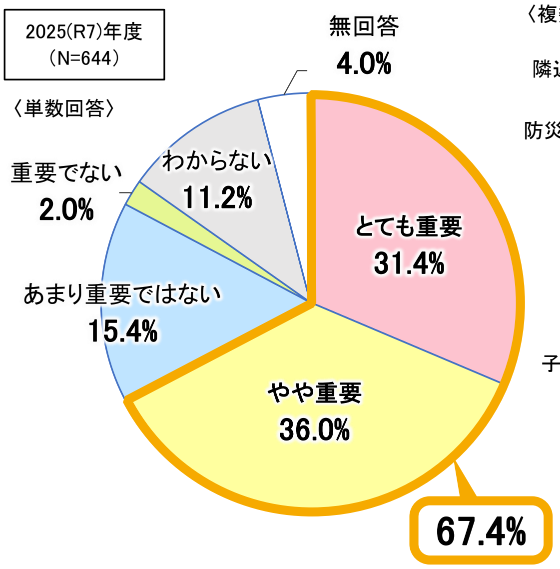

グラフ② 地域づくりのために地域が取り組むべきこととして大切だと思うことは何ですか

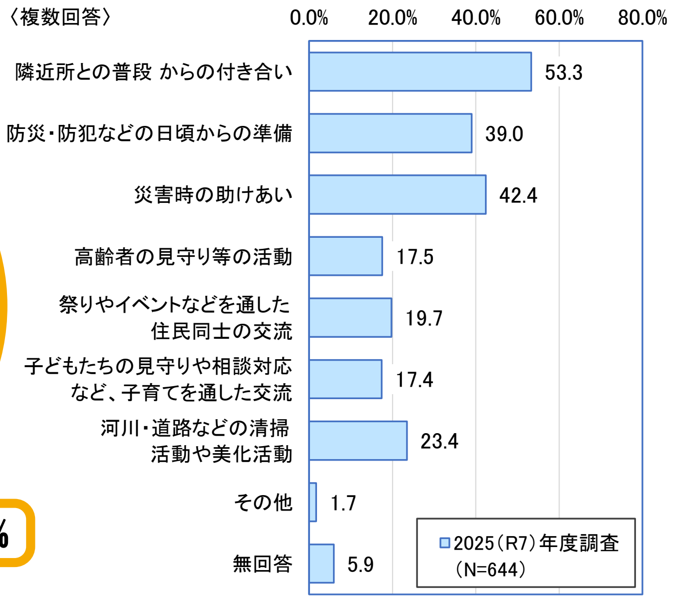

関係団体アンケート・関係団体ヒアリングでは

- すべての住民が気軽に集うことができ、常に開放されていて、訪れれば相談や話を聞いてもらえるような空間の整備が望ましい。
- 住民同士が気軽に集い、つながりを深めることができる居場所づくりを進めたい。

ポイント

- 住民同士が気軽に集い、交流や相談ができる居場所づくりの必要性が指摘されており、地域のつながりを深めるための取り組みが求められます。

（５）生活支援体制の充実

住民アンケートでは

▶ グラフ①「住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、どのような福祉のあり方が大切だと思いますか」という問いに対して、「在宅福祉サービスの充実」や「経済的支援の充実」、「相談窓口・支援の充実」等、生活支援体制の充実を求める意見が多く寄せられています。

グラフ① 住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、どのような福祉のあり方が大切だと思いますか

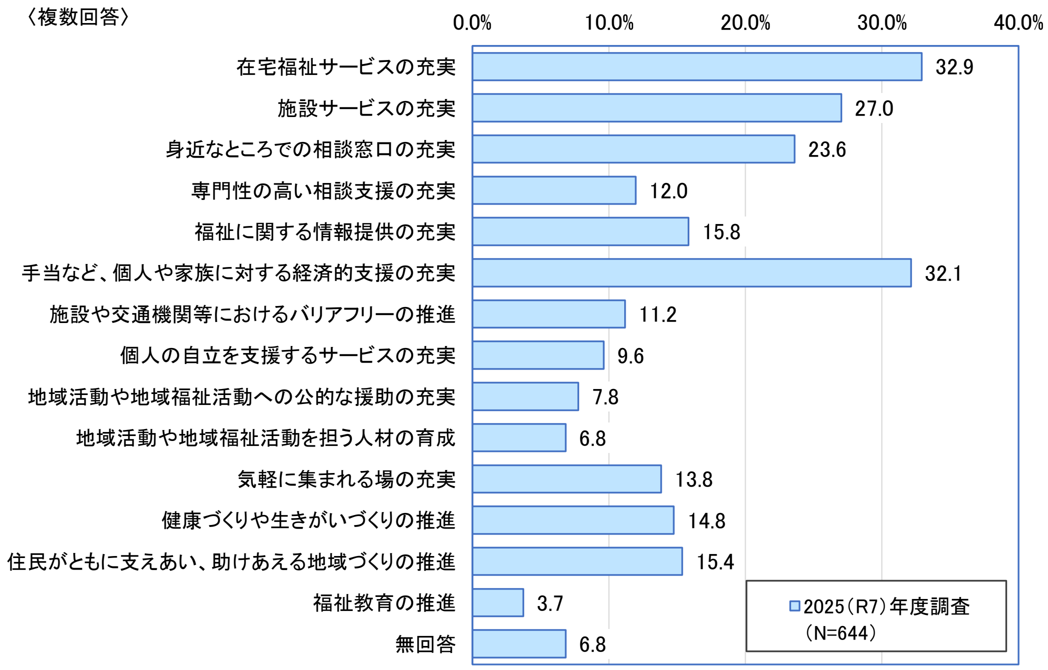

関係団体アンケート・関係団体ヒアリングでは

▶ 年代や特性、病気等に応じてさまざまな課題がある。町全体でネットワークをつなぎながら、誰もがやりがいのある生活を送れるような取り組みが望ましい。

ポイント

- 生活支援体制の充実が求められるとともに、町全体でネットワークをつなぎ、誰もがやりがいのある生活を送れるような取り組みの重要性も指摘されています。

3　アンケートからみえてくる大刀洗町の特徴

■ 特徴 1

- 地域活動やボランティアへの参加率 ▷ 約４割
- 「できる範囲で手伝いたい」 ▷ ７割が回答

「時間がない」「誘われない」「きっかけがない」ことが要因となっています。

「関心はあるが、一歩踏み出せない」住民が多い

■ 特徴 2

- 日常生活の利便性や環境整備への要望が多い

「暮らしやすさ」と「支えあい」を一体で考える視点が必要です。

「暮らしの困りごと」が福祉とまちづくりにまたがっている

■ 特徴 3

- 40 年以上の居住者 ▷ ３分の１超
- 20 年未満の転入者 ▷ 増加
- 「支えあいの場の拡充と仕組みづくり」が最も低い

無理なく関われる支えあいの形をつくることが重要です。

「新旧住民の共生」と「つながりの再構築」が鍵

■ 特徴のまとめ

「関心と優しさを持つ住民」と「変化する暮らし環境」

を併せ持つ大刀洗町

- 住民の思いを活かしながら、地域共生のまちを創ることが必要です。

大刀洗町らしい温かく実践的な福祉の在り方をめざしていきます。

第５節　課題の整理

1　地域の絆を育み、共に支え合う仕組みづくり

近年、核家族化や単独世帯の増加、住民のライフスタイルの多様化等により、地域におけるつながりや相互扶助の関係が希薄化しています。住民アンケートにおいても、地域活動に現在参加していない人の割合が６割を超えており、住民同士の関わりの減少が課題としてあげられています。

2　分野をつなぐ「切れ目のない支援体制」の推進

高齢者、障がいのある人、子育て世帯、生活困窮者等、支援を必要とする人の状況は複雑化・多様化しています。本町では、地域包括支援センターやこども家庭センター、せいかつ☆ふくし相談窓口等の相談体制が整っていますが、関係団体からは、分野を超えた連携の不足や支援情報の共有体制に課題があるとの指摘が寄せられています。

3　安心して暮らせる環境と利用しやすい福祉基盤の整備

高齢者福祉や障がい福祉、子育て支援等、町の福祉サービスは多様化していますが、制度の周知不足や、必要な支援にたどり着けないという課題も見られます。特に、高齢者単独世帯や障がいのある人、ひとり親世帯等、複合的な困難を抱える人に対しては、よりきめ細やかな支援が求められます。

第３章
計画の基本的な考え方

第１節　基本理念

第２節　基本目標

第３節　取り組みの体系

イラスト：大刀洗中学校美術部より提供

第１節　基本理念

大刀洗町では、すべての人が安心して自分らしく暮らすことができる地域社会の実現をめざしています。そのためには、行政だけでなく、住民一人ひとりの思いや行動、そして地域で活動する多様な団体や事業所の協力が欠かせません。

「わたしたちが創る」という言葉には、この町に暮らすすべての人が主体となり、共に考え、支えあいながら未来を築いていく姿勢が込められています。誰かに任せるのではなく、私たち自身が手を取り合うことで、地域の力はより強く、より温かいものになっていきます。

「地域共生のまち」とは、年齢や障がいの有無、国籍や家庭環境の違いを超えて、互いに尊重し合い、誰もが居場所と役割を持つことができる社会を意味します。大刀洗町がめざすのは、困りごとを一人で抱え込まず、自然に誰かに相談できる関係が息づくまちです。

この理念のもと、住民と行政、そして地域の多様な主体が共に歩むことで、未来に誇れる「地域共生のまち　たちあらい」を築いていきます。

ポイント

● 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

第２節　基本目標

大刀洗町の地域福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、本計画では前述の基本理念の実現に向けて、３つの基本目標を設定します。

基本目標１　地域のつながりと支え合いを育む

地域福祉の基盤となるのは、住民同士が顔の見える関係を築き、互いに支え合うことです。そのため、福祉の心を育み、ともに支えあう仕組みを整えるとともに、誰もが参加できる交流の場をつくり、孤立を防ぐ地域づくりを進めます。

基本目標２　包括的な支援体制の構築

住民が抱える困りごとや課題は複雑化・多様化しており、一つの窓口や制度だけでは解決できません。「断らない相談支援」を推進し、多機関が連携して包括的な支援体制を整備します。また、地域内での情報交換や共有を充実させ、支援が切れ目なく届くように取り組みます。

基本目標３　誰もが安心して利用できる福祉サービスの整備

誰もが必要な時に必要な支援を受けられるよう、わかりやすい情報提供とともに、利用者のニーズに応じた福祉サービスの充実を図ります。あわせて、移動や交通の支援、災害時における安心できる支援体制の確保など、暮らしを支える地域環境の整備に努めます。また、すべての利用者が尊厳をもって暮らし続けられるよう、虐待の未然防止や早期発見、支援機関との連携体制の強化など、権利擁護に向けた取り組みを推進します。

第３節　取り組みの体系

基本目標	取り組みの柱	取り組み	
1 地域のつながりと支えあいを育む	1 福祉の心を育み、ともに支えあう地域づくり	ア 住民を対象とした福祉理解と参画意識の醸成	▶P48
		イ 地域福祉を担うボランティア等の活動支援	▶P50
		ウ 福祉に携わる人材の確保・育成支援	▶P52
	2 孤立を防ぐ地域の居場所づくり	エ 交流拠点の整備・継続支援	▶P54
		オ 地域活動や行事の活性化	▶P56
2 包括的な支援体制の構築	3 重層的な支援体制の構築	カ 「断らない相談支援」の推進	▶P58
		キ 多機関連携による包括的支援体制の整備	▶P60
		ク 地域共生・支えあいの仕組みづくり	▶P62
		ケ アウトリーチ型支援の強化	▶P64
	4 地域での情報共有の充実	コ 多様な主体による情報交換や共有	▶P66
3 誰もが安心して利用できる福祉サービスの整備	5 ニーズに応じた福祉サービス提供	サ わかりやすい情報提供	▶P68
		シ 福祉サービスの充実	▶P70
	6 安心して暮らせる地域づくり	ス 移動支援・交通手段の確保	▶P72
		セ 災害時に備えた支援体制の確保	▶P74
		ソ 虐待防止のための支援の強化	▶P76

第４章
取り組みと役割分担

基本目標１
地域のつながりと支えあいを育む

基本目標２
包括的な支援体制の構築

基本目標３
誰もが安心して利用できる福祉サービスの整備

イラスト：大刀洗中学校美術部より提供

基本目標 1
地域のつながりと支えあいを育む

1　福祉の心を育み、ともに支えあう地域づくり

ア　住民を対象とした福祉理解と参画意識の醸成

（１）取り組みの方向性

地域での支えあいを進めるためには、住民一人ひとりが身近な困りごとに気づき、「自分にもできることがある」と感じられることが重要です。そのため、高齢者の見守り、子育ての不安、障がいへの理解等、地域で起きている課題をわかりやすく学べる講座や体験の機会を充実させます。また、地域行事やボランティア活動の内容や意義を丁寧に発信し、幅広い世代が参加しやすい環境を整えます。学びや参加のきっかけを広げることで、誰もが地域の支え手として力を発揮できる土台づくりを進めます。

（２）具体的な取り組み

自分や家族
が取り組むこと

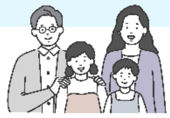

- ■ 福祉の制度や人権問題、地域で起きている困りごとを学べる学習会や講座に積極的に参加します。
- ■ 学んだことを日常生活や地域活動で活かし、見守りや声かけ等、自分のできる形で支えあいに参加します。

地域の組織や団体
が取り組むこと

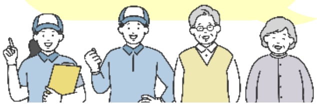

- ■ 高齢者の見守り、子育て、障がい、認知症、防災、人権等、身近な課題をテーマにした学習会や交流会に参加します。
- ■ 小・中学校及び保育所と連携し、こどもたちや保護者が福祉について学ぶことができる機会をつくります。
- ■ 行政やいろいろな団体が行う講演会等の学びの場に進んで参加します。
- ■ 地域行事や行政区活動について、参加しやすい工夫を行い、参加のハードルを下げます。
- ■ 他地域の取り組みを学び、地域の課題に応じた新しい活動を取り入れるよう努めます。

福祉サービス事業所
が取り組むこと

- ■ 学習会や研修に積極的に参加し、制度や支援方法等の知識を身につけるとともに、住民にわかりやすく伝えます。
- ■ 事業所が行う活動の様子や福祉の仕事の魅力を地域に紹介し、福祉への理解と関心を高めます。

社会福祉協議会
が取り組むこと

- ■ 地域課題や福祉制度をテーマにした研修・講演会の開催を支援します。
- ■ 障がいのある人があたり前に社会に参加できるよう、必要な手助けや環境の工夫を行う「合理的配慮」の考え方を啓発します。
- ■ 学校・団体・事業所と連携し、世代をこえて参加できる学びの機会をつくります。
- ■ 「社協だより」等を活用して、地域の困りごとや活動事例をわかりやすく発信し、住民の気づきと参加のきっかけを広げます。

社会福祉協議会の主な事業・活動	◇ 地域福祉講座の開催 ◇ 福祉教育の推進

行政
が取り組むこと

- ■ 多くの住民が参加しやすい福祉イベントや講演会、ミニデイ講話等を企画し、身近な地域の課題について理解を深められる機会を作ります。
- ■ 障がいのある人が当たり前に社会に参加できるよう、必要な手助けや環境の工夫を行う「合理的配慮」の考え方を啓発します。
- ■ 国籍や文化的背景の違いを尊重し、多様な人々が地域の一員として参加できる「多文化共生」の考え方を啓発します。
- ■ 人権に関する学習会や講演会等の開催を支援するとともに、参加者の増加に向けた取り組みを進めます。
- ■ 広報紙・ホームページ・SNS 等の多様な媒体を使い、学習会の案内や地域課題の情報をわかりやすく伝えます。
- ■ 町内の関係団体と連携し、学びの機会を学校・地域・オンライン等、多様な方法で提供します。

町の主な事業・活動	◇ ミニデイ講話の実施 ◇ 人権講演会等の開催

イ　地域福祉を担うボランティア等の活動支援

（１）取り組みの方向性

地域で支えあいを広げるためには、住民が自分の得意なことを活かして参加でき、ボランティアが活動しやすい環境を整えることが大切です。そのため、入門講座や体験型の学習会等を通して、誰もが「できることから始められる」機会を広げます。また、活動内容や役割をわかりやすく伝え、短時間でも参加できる仕組みを整えることで、若い世代や転入者等、幅広い住民が参加しやすい体制をつくります。こうした取り組みを通じて、地域全体で支え合うための基盤を強化します。

（２）具体的な取り組み

自分や家族が取り組むこと

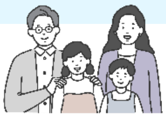

- ボランティア活動の目的や魅力を理解し、趣味・特技・経験を活かして地域活動に参加します。
- ボランティア講座や体験型の学習会に積極的に参加し、「できることから始める」関わり方を広げます。

地域の組織や団体が取り組むこと

- ボランティア団体は、活動の内容や、手伝ってほしいことをわかりやすく伝え、若い世代や転入者等、さまざまな住民が参加しやすい環境をつくります。
- 地域行事・学校行事・イベントと連携し、ボランティア活動の体験機会や役割を増やします。
- 高齢者・障がいのある人等の知識や経験を生かせる活動をつくり、誰もが力を発揮できるよう工夫します。
- 短時間でも参加できる仕組みを導入し、関わりのハードルを下げます。
- 公共施設や公民館を活動の拠点として開放し、地域の交流や活動を支えます。

福祉サービス事業所
が取り組むこと

■ 事業や活動を進めるうえで、必要に応じてボランティア団体へ協力を依頼します。
■ ボランティアと利用者の交流を深める場づくりを進め、互いに理解が深まる機会を提供します。
■ 活動内容や地域での役割を広く発信し、住民が福祉に関心を持ちやすい環境を整えます。

社会福祉協議会
が取り組むこと

■ ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動に関する周知・啓発・活動支援・研修等を進め、活動の基盤を支えます。
■ ボランティア連絡協議会と協力し、団体同士の情報交換や連携を強め、活動の質を高めます。
■ ボランティア団体の活動の目的や魅力を広報紙・SNS 等で発信し、新たな担い手の参加を促します。
■ ボランティアを始めたい人向けの入門講座や、力を伸ばすための養成講座等を実施します。

社会福祉協議会の主な事業・活動	◇ ボランティアセンターの運営 ◇ ボランティア連絡協議会との連携 ◇ ボランティア入門・養成講座の開催 ◇ ボランティア情報誌「ちょぼら」の発行 ◇ 子ども見守り隊への支援

行政
が取り組むこと

■ 町内のボランティア団体の活動状況を広く周知し、住民の参加を促します。
■ ボランティア育成に向けた研修や活動場所の確保等、必要な支援を行います。

町の主な事業・活動	◇ ボランティア活動への支援

ウ　福祉に携わる人材の確保・育成支援

（１）取り組みの方向性

地域で支援を必要とする人が増える一方、地域の福祉活動や福祉サービスを担う人材の確保が難しくなっていくことが予想されます。こうした状況が続くと、担い手の負担が大きくなることも考えられるため、活動を支える人材の育成や参加しやすい環境づくりが重要になります。

地域にある人材や資源を活かし、見守りや相談支援等の福祉活動を担う人を継続的に確保・育成する仕組みづくりを進め、地域全体で支え合える体制を整えていきます。

（２）具体的な取り組み

自分や家族
が取り組むこと

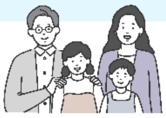

- 地域で福祉活動する人の役割を知り、できる範囲で協力します。
- 学校や地域で行われるボランティア体験等に積極的に参加し、「自分にできる小さな支援」を見つけます。
- 地域の福祉活動や見守り活動に参加し、助けあいの輪を広げます。

地域の組織や団体
が取り組むこと

- 行政区、民生委員・児童委員、シニアクラブ、ボランティア団体等は、活動の目的や魅力をわかりやすく伝え、参加者が増えるよう工夫します。
- 活動の役割分担を見直し、無理なく続けられる体制づくりを進めます。
- 地域の課題に対応できるよう、福祉や地域づくりに関する研修・講座等に参加します。

福祉サービス事業所
が取り組むこと

- 関係機関と連携し、専門職や職員の確保を進めます。
- 住民の多様なニーズに対応できるよう、職員のスキルアップを図ります。
- 地域の集まりや学校等で、福祉の仕事の内容や魅力を紹介し、次世代への人材育成につなげます。
- 介護ロボットや ICT を活用し、職員の負担軽減や働きやすい職場環境づくりを進めます。

社会福祉協議会
が取り組むこと

■ 地域での支えあいの重要性を周知し、福祉活動の担い手や参加者の拡大につなげます。
■ 行政区、民生委員・児童委員、シニアクラブ等、地域で活動する人たちへの理解と、活動への参加を促します。
■ 福祉サービス事業所や関係機関等と連携し、専門職の育成や確保を図ります。

社会福祉協議会の主な事業・活動	◇ 生活支援の担い手の育成やサービスの開発 ◇ 小地域協議会への福祉教育の強化 ◇ 福祉協力員研修会の開催

行政
が取り組むこと

■ 民生委員・児童委員等地域の支え手の育成・確保に向けて、広報や啓発を進めます。
■ 福祉サービス事業所や関係機関等と連携し、専門職の育成・確保の支援に努めます。

町の主な事業・活動	◇ 要援護者見守りネットワーク事業 ◇ 町民参加型マルシェ支援事業 ◇ シルバー人材センター事業

基本目標 1
地域のつながりと支えあいを育む

2　孤立を防ぐ地域の居場所づくり

エ　交流拠点の整備・継続支援

（１）取り組みの方向性

地域の中で、誰もが気軽に立ち寄れ、ふれあいや交流が生まれる場を大切に育てていきます。高齢者や子育て世帯、障がいのある人等、さまざまな立場の人が安心して参加できる居場所を充実させ、孤立を防ぎます。既存のサロンや地域の集いの場の継続を支えるとともに、空き家や公共施設を活用した新しい拠点づくりも支援します。住民・団体・行政が協力し、誰にとっても「近くに居場所がある町」をめざします。

（２）具体的な取り組み

- ■ 興味のあるサロンや交流会、イベント等の情報を積極的に集め、できる範囲で参加してみましょう。
- ■ 地域のサロン・サークル・行事等に気軽に参加し、地域のつながりを広げましょう。

- ■ 公民館やコミュニティセンター、空き家等を活用し、誰もが気軽に立ち寄れる居場所をつくります。
- ■ 高齢者・こども・子育て世帯・障がいのある人・転入者・外国人等、多様な住民が参加しやすい内容（体操、料理、学び、交流等）を工夫します。
- ■ 若い世代や働く世代が関わりやすい、夕方や休日の交流会にも取り組みます。

福祉サービス事業所
が取り組むこと

■ 施設の一部を地域に開放し、住民が気軽に集まり、専門職とも交流できる居場所として活用します。

■ 介護・認知症、子育て、障がい等、共通の悩みを持つ当事者同士が語りあい、交流を深めることができる居場所や機会の充実を図ります。

■ 地域での交流機会等に積極的に参加し、地域住民との交流を図ります。

社会福祉協議会
が取り組むこと

■ 地域サロン・サークル活動の立ち上げや継続を支援します。

■ ミニデイサービスに対し、地域と連携しながら活動を支援していきます。

■ 障がい、介護・認知症、子育て等、共通の悩みを持つ当事者同士が語りあい、交流を深めることができる居場所や機会の充実を図ります。

社会福祉協議会の主な事業・活動	◇ ミニデイサービス事業 ◇ 福祉バス運行事業 ◇ 町内保育園の福祉事業への支援 ◇ 当事者組織への支援 ◇ 福祉団体の活動支援 ◇ サロン・サークル活動への協力・支援

行政
が取り組むこと

■ 地域の多様な交流拠点（サロン、子育て広場、認知症カフェ等）が運営・継続できるよう、情報提供や運営支援、関係機関との連携を進めます。

■ 企業・学校・地域団体と連携し、世代をこえた参加を生み出す仕組みを検討します。

町の主な事業・活動	◇ 高齢者の居場所づくり ◇ 地域子育て支援拠点事業 ◇ こども自立サポートセンター「ドリーム」

オ　地域活動や行事の活性化

（１）取り組みの方向性

地域の行事やサークル活動、季節の催し等を継続的に支え、多様な住民が気軽に参加できる機会を広げていきます。こどもから高齢者、転入者、働く世代まで、誰もが地域に関わりやすくなるよう、活動内容や開催方法を工夫し、参加のハードルを下げます。また、行事を通じて住民同士が顔見知りになり、支えあいにつながる関係づくりを進めます。地域の活力を維持するため、行政区・団体・企業等の多様な主体と連携しながら、にぎわいある地域活動を促進します。

（２）具体的な取り組み

自分や家族
が取り組むこと

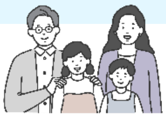

■ 行政区やシニアクラブ、子ども会等、地域活動や行事への関心を持ち、家族や知人、周囲にも声をかけながら、できる範囲で参加してみましょう。

地域の組織や団体
が取り組むこと

■ 地域活動や行事を通じて、住民が気軽に地域へ関わるきっかけづくりを行います。
■ 世代や立場をこえて参加できる企画を工夫し、こども・子育て世帯・高齢者・障がいのある人・転入者等、多様な住民が交流できる場をつくります。
■ こどもを中心にした行事や多世代参加型の活動を企画し、若い世代や働く世代も参加しやすい環境を整えます。
■ 行政区、子ども会、シニアクラブ等各団体への参加を呼びかけ、活動を活性化します。

福祉サービス事業所
が取り組むこと

■ 地域活動や行事に積極的に参加し、地域住民・団体とのコミュニケーションを深めます。
■ 日ごろの利用者支援の知見をいかし、行事の企画や運営に協力しながら、住民との信頼関係を築きます。
■ 地域と関わる中で、住民の困りごとや支援の必要性を早期に把握し、相談支援につなげます。

社会福祉協議会
が取り組むこと

- ■ 地域住民や行政区、団体等が行う地域活動や行事の企画・運営を支援します。
- ■ 地域活動を進めるための情報提供や学習会・研修等の充実を図ります。
- ■ 「社協だより」やSNS等を活用し、町内の行事や活動を広く紹介します。

社会福祉協議会の主な事業・活動	◇ 要援護者見守りネットワーク事業の推進 ◇ 地域福祉講座の開催 ◇ ボランティア入門・養成講座の開催 ◇ 広報・啓発活動の充実 ◇ ミニデイサービス事業 ◇ 福祉バス運行事業

行政
が取り組むこと

- ■ 地域住民や行政区、団体等が行う地域活動や行事の企画・運営を支援します。
- ■ 地域活動のリーダー役となる人たちに向けた情報提供や学習会、研修等の充実を図ります。
- ■ 広報紙・ホームページ・SNS等を活用して地域の活動を紹介し、参加のきっかけを広げます。

町の主な事業・活動	◇ 広報紙・ホームページ・SNSでの情報掲載 ◇ イキメン養成講座 ◇ 誰でもWORKSHOP―タチアライ―（公共空間活性化事業補助金）

基本目標 2
包括的な支援体制の構築

3　重層的な支援体制の構築

カ　「断らない相談支援」の推進

（１）取り組みの方向性

近年、住民の抱える地域生活課題は複雑かつ複合的になり、従来の分野別の相談対応だけでは十分に支援につながらないケースが増えています。こうした状況に対応するためには、まず相談窓口が分野にとらわれずに困りごとを受け止め、必要な支援へつなげられる体制を整えることが重要です。

そのために、関係機関との連携をさらに強め、多様なニーズに対応できる専門性を高めた相談支援に努めるとともに、地域生活課題を幅広く受け止められる「断らない相談支援」の推進を図ります。

（２）具体的な取り組み

自分や家族
が取り組むこと

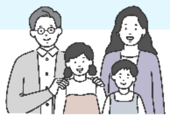

- ■ 困りごとが生じたときは、一人で抱え込まず、まずは相談窓口を利用します。
- ■ 家族や近所で悩んでいる人を見かけたら、「相談してみよう」と声をかけ、専門機関につなぐきっかけをつくります。
- ■ 広報紙・ホームページ・SNS 等を通して、相談窓口の場所や内容を知り、いざという時に備えます。

地域の組織や団体
が取り組むこと

- ■ 日ごろから住民の身近な相談相手となり、まずは話をしっかり受け止めます。
- ■ 困りごとを把握した際には、必要に応じて専門の相談窓口へつなぎます。
- ■ 相談窓口の情報を積極的に収集し、多様な課題に対応できるよう理解を深めます。

福祉サービス事業所
が取り組むこと

- ■ 高齢・障がい・子育て・就労等、分野を横断した課題に応じられるよう、専門性の向上を図ります。
- ■ 地域住民と顔の見える関係性を構築し、地域住民の困りごとの把握や、相談支援の充実へとつなげます。
- ■ 自事業所だけでは対応が難しい課題について、他の機関と連携して支援できる体制を強化します。

社会福祉協議会
が取り組むこと

- ■ 「せいかつ☆ふくし相談窓口」を中心に、困りごとを幅広く受け止め、適切な支援につなぎます。
- ■ 相談窓口の存在を広く知らせ、誰でも利用しやすいように周知を進めます。
- ■ 職員の対応力や専門性を高め、安心して相談できる環境づくりを進めます。
- ■ 関係機関とのネットワークを強化し、複雑な課題にもチームで取り組める体制づくりを進めます。
- ■ 来所が難しい人には訪問や電話等による相談支援を行い、支援が途切れないよう努めます。

社会福祉協議会の 主な事業・活動	◇ 各種相談事業 ◇ 生活福祉資金貸付事業 ◇ 障がい者相談支援事業 ◇ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（受託事業） ◇ 福祉事務所未設置町村相談事業（受託事業）

行政
が取り組むこと

- ■ 相談件数の増加や課題の多様化に対応するため、関係機関との連携体制の強化や人員の確保に努めます。
- ■ 分野にとらわれず、どの相談窓口でも困りごとを受け止め、必要な支援につながる相談対応を進めます。
- ■ 各種支援機関や相談窓口の情報をわかりやすくまとめ、広報紙・ホームページ・SNS 等で丁寧に周知します。
- ■ 相談窓口同士がスムーズに連携できるよう、定期的な情報交換の機会づくりや、ネットワークの充実を図ります。
- ■ 担当職員が専門性を高められるよう、研修や学びの機会を充実させます。

町の主な事業・活動	◇ 地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援事業 ◇ 地域包括支援センターでの相談支援 ◇ 障がい者基幹相談支援センター等機能強化事業 ◇ 家庭児童相談事業 ◇ 教育支援コーディネーター ◇ 妊産婦等包括相談支援事業

キ　多機関連携による包括的支援体制の整備

（１）取り組みの方向性

住民の困りごとは、高齢、障がい、子育て、生活困窮、医療等複数の分野が重なり合うことが多く、一つの機関だけで解決できない場合が増えています。そのため町では、関係機関が日頃から情報を共有し、必要に応じて協力し合える連携体制を強化します。

相談窓口で受け止めた課題が、次の支援につながるよう多職種による連携会議や関係機関同士の調整を進め、住民が安心して支援を受けられる「切れ目のない支援体制」をめざします。

（２）具体的な取り組み

自分や家族
が取り組むこと

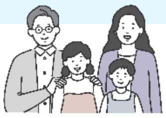

- ■ 町の支えあいの仕組みについて理解します。
- ■ 地域で活動するさまざまな福祉分野の団体・組織について理解を深めます。

地域の組織や団体
が取り組むこと

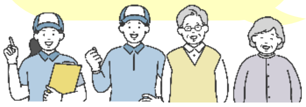

- ■ 専門職や関係機関と意見交換する機会をつくり、住民の困りごとについて情報の共有を進めます。
- ■ 小地域協議会等の機会を活かして、行政・社会福祉協議会・福祉サービス事業所等との意見交換や情報共有を行います。

福祉サービス事業所
が取り組むこと

- ■ 事業所だけでは対応が難しい課題について、他の機関と連携して支援できる体制を強化します。
- ■ 事業所同士が課題事例や支援方法を共有し、職員のスキルアップを図ります。
- ■ ケース会議や ICT を活用した連絡体制を整え、必要な支援者がタイムリーに連携できる仕組みを整えます。

社会福祉協議会
が取り組むこと

■ 一つの機関では対応が難しいケースに対応できるよう、多職種・多機関連携による支援体制を強化します。
■ 「せいかつ☆ふくし相談窓口」で、分野を問わず住民の相談を受け止め、適切な機関との連携を行いながら、解決を図ります。
■ 小地域協議会の開催を支援し、地域の多様な主体が関係性を築き、情報共有や支えあいを進められる仕組みを整えます。
■ 必要に応じて関係機関と情報共有を行います。

社会福祉協議会の主な事業・活動	◇ 要援護者見守りネットワーク事業の推進 ◇ 福祉サービス提供に関わる関係機関等との連携強化 ◇ 役場関係機関、専門機関との連携体制の構築 ◇ 社会福祉法人情報交換会の開催 ◇ 地域福祉活動連絡会の開催 ◇ たちあらい見守り企業ネットワーク事業

行政
が取り組むこと

■ 一つの機関では対応が難しいケースに対応できるよう、関係機関の協働による重層的な支援体制の構築に努めます。
■ 小地域協議会の開催を支援し、地域の多様な主体が協力し合える環境を整えます。
■ 困難ケースに対する個別支援会議の開催や、伴走型支援の導入を検討します。

町の主な事業・活動	◇ 多機関協働による包括的支援体制構築事業 ◇ 在宅医療・介護連携事業 ◇ 地域ケア会議・地域ケア推進会議 ◇ 県自立支援事業との連携 ◇ 要保護児童対策地域協議会 ◇ 地域自立支援協議会 ◇ 生活支援体制整備事業

ク　地域共生・支えあいの仕組みづくり

（１）取り組みの方向性

住民の困りごとが多様化するなか、地域全体で気づき合い、支えあう仕組みを育てることがますます重要になっています。町では、福祉分野に限らず、商店・企業・学校・地域団体等の多様な主体が互いにつながり、日頃から連携し合える環境づくりを進めます。地域の中での気づきや支援ニーズを共有し、誰もが協力しやすい仕組みを整えることで、「地域で支えあう文化」を広げていきます。

（２）具体的な取り組み

自分や家族
が取り組むこと

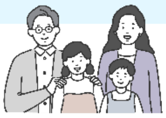

- ■ 地域で困っている人に気づいたら声をかけ、必要に応じて相談窓口や地域の支援につなげます。

地域の組織や団体
が取り組むこと

- ■ それぞれのスキルや立場を活かし、地域での支えあいや活動にどのように協力できるかを考え、できることから取り組みます。
- ■ 商店・企業等は、日常業務のなかで福祉活動に参加し、地域とのつながりを深めます。（例：見守り企業ネットワーク、福祉イベント支援）
- ■ 地域活動や行事を行う際には、地域住民をはじめ、町内のさまざまな職種の人や、商店・企業等に対し、参加や協力を求めます。
- ■ 高齢者や障がいのある人等が活躍できる場をつくり、生きがいづくりや社会参加につなげます。
- ■ 外国人住民が地域活動に参加しやすいよう、文化の違いを尊重した交流の場をつくり、地域の一員として役割を発揮できるよう支援します。

福祉サービス事業所
が取り組むこと

- ■ 商店・企業等とも積極的に協力し、新たな福祉サービスや社会参加の機会を生み出します。
- ■ 事業所だけでは対応が難しい課題について、他の機関と連携して支援できる体制を強化します。

社会福祉協議会
が取り組むこと

■ 多分野にまたがる課題や制度の狭間の課題に対し、地域全体で支えるための重層的な支援体制を強化します。

■ 小地域協議会や情報共有の場等において、福祉以外の分野の参加を広げて、多様な視点から地域福祉の推進を図ります。

■ 地域活動や行事等を支援し、商店・企業・団体・住民に参加や協力を呼びかけ、つながりづくりを進めます。

■ 福祉分野以外に携わる人や事業者からの協力相談にも対応し、地域で支えあう仕組みづくりを後押しします。

■ 福祉以外の分野とも協働し、地域共生の取り組みを町全体の活動として広げていきます。（例：たちあらい見守り企業ネットワーク）

■ 生活支援コーディネーターを配置し、地域課題の把握や住民の生活を支援していくための体制の整備を、行政・地域包括支援センター・社会福祉協議会そして住民・企業・福祉事業所と協働して進めます。

社会福祉協議会の主な事業・活動	◇ 臨時食料品等給付事業（フードバンク） ◇ フードパントリー（食料配布会）及びフードドライブ（食糧収集・活用）の開催・実施 ◇ 生活支援の担い手の育成やサービスの開発 ◇ たちあらい見守り企業ネットワーク事業

行政
が取り組むこと

■ 多分野にまたがる課題や制度の狭間にある課題にも対応できるよう、福祉に限らず多様な関係機関と協力し、重層的な支援体制の整備を進めます。

■ 商店・企業等と連携し、高齢者や障がいのある人等、多様な人が力を発揮できる就労や活動の場づくりを促進します。

■ 福祉以外の分野とも協働し、地域共生の取り組みを町全体の活動として広げていきます。（例：たちあらい見守り企業ネットワーク）

町の主な事業・活動	◇ 生活支援体制整備事業 ◇ たちあらい見守り企業ネットワーク事業

ケ　アウトリーチ型支援の強化

（１）取り組みの方向性

相談窓口に来られない人ほど支援が必要なケースが多く、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等が地域へ積極的に出向き、相談に応じる訪問型の支援が重要です。日常の見守りや交流の場で気づいた小さな変化を早期につなぐとともに、関係機関が連携して訪問支援を行い、孤立や困難が深刻化する前に支援へつなぐ仕組みを強化します。

（２）具体的な取り組み

自分や家族
が取り組むこと

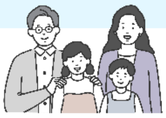

- ■ 困ったときは、一人で抱え込まず、家族や友人、近所の人等、まずは身近な人に相談します。
- ■ 近所の人が悩んでいる様子に気づいたら、無理のない範囲で声をかけ、必要に応じて民生委員・児童委員等地域の相談先につなぎます。

地域の組織や団体
が取り組むこと

- ■ 民生委員・児童委員等の相談活動に携わる人は、自身の役割を日ごろから住民にわかりやすく伝え、相談しやすい雰囲気をつくります。
- ■ 日常的な見守りや地域活動を通じて住民との信頼関係を深め、小さな困りごとにも気づける環境づくりを進めます。
- ■ 困りごとを把握した際は、行政・社会福祉協議会・専門機関につなぎ、支援が途切れないよう連携します。

福祉サービス事業所
が取り組むこと

- ■ 地域活動や行事に積極的に参加し、住民が気軽に相談できる関係づくりを進めます。
- ■ ケアマネジャー等は、専門性を生かして早期発見・早期対応ができるよう、こまめな訪問や巡回を行います。

社会福祉協議会
が取り組むこと

■ 積極的に地域へ出向き、相談窓口の周知等を行います。
■ 地域活動や行事等、住民が集まる場を活用し、気軽に相談できる機会を増やします。

社会福祉協議会の主な事業・活動	◇ 各種相談事業 ◇ 障がい者相談支援事業 ◇ 生活支援体制整備事業（受託事業） ◇ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（受託事業） ◇ 福祉事務所未設置町村相談事業（受託事業）

行政
が取り組むこと

■ 地域包括支援センター・こども家庭センター等、地域の相談拠点の機能を強化し、幅広い世代の相談を受け止めます。
■ 福祉・こども・健康等の関係課が連携し、必要に応じて地域に出向く訪問支援を行います。
■ 「断らない相談支援」と連動し、地域に出向いて相談に応じ、必要なサービスにつなぐ訪問型支援を推進します。
■ 地域の福祉活動に関わる人や団体を分かりやすく整理し、住民にとってわかりやすい形で周知します（広報紙・ホームページ・SNS 等）。
■ 地域の関係機関等と連携し、巡回相談を行うことで、住民が身近な場所で気軽に相談できる機会を広げていきます。

町の主な事業・活動	◇ 地域包括支援センターでの相談支援 ◇ 乳児家庭全戸訪問事業 ◇ 養育訪問支援事業 ◇ 子育て世帯訪問支援事業 ◇ 困りごと相談会の実施

基本目標 **2**
包括的な支援体制の構築

4　地域での情報共有の充実

コ　多様な主体による情報交換や共有

（１）取り組みの方向性

支援を必要とする人を確実に支援につなぐためには、民生委員・児童委員、行政区長、地域包括支援センター、社会福祉協議会、福祉・医療機関、教育機関等、多様な機関が役割を持ち寄り、日常的に情報交換できる環境づくりが重要です。見守りや地域活動で得た小さな気づきも共有できる仕組みを整え、複合化した課題にも複数機関で連携して対応できる体制を強化します。こうした協働の基盤を整えることで、誰ひとり取り残さない支援につなげていきます。

（２）具体的な取り組み

自分や家族が取り組むこと

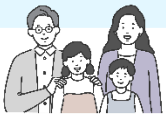

- 隣近所で気になる様子の人がいたら、民生委員・児童委員や行政・社会福祉協議会等の相談窓口に知らせます。
- 広報紙や回覧板等に目を通し、必要な情報を家族で共有します。
- 地域活動や行事の情報に関心を持ち、地域への理解を深めるよう心がけます。

地域の組織や団体が取り組むこと

- 地域の多様な主体が集まる情報共有の場や機会に積極的に参加します。
- 個人情報の扱いに十分配慮しながら、地域の状況や支援が必要な人の情報の共有を図ります。
- 住民が知っておくと安心できる情報（行事、防災、福祉サービスの案内等）は、わかりやすく地域に伝えます。
- 住民と地域の担い手（行政区長、民生委員・児童委員等）が信頼関係を深め、情報の共有化を進めます。

福祉サービス事業所
が取り組むこと

- ■ 行政区長や民生委員・児童委員等、地域の支援者と積極的に情報を共有します。
- ■ 地域の情報共有の場や機会に参加し、事業所として地域の状況を把握します。
- ■ 共有した情報をもとに、支援が必要な人を適切なサービスへつなげます。

社会福祉協議会
が取り組むこと

- ■ 要援護者見守りネットワーク協議会や、各行政区の小地域協議会での情報交換の機会に参画します。
- ■ 地域の組織や団体、福祉サービス事業所等とのつながりを生かし、情報を共有するネットワークづくりを進めます。
- ■ アウトリーチ型支援や地域福祉活動連絡会等、複数の機関が関わる支援に協力します。

社会福祉協議会の主な事業・活動	◇ 要援護者見守りネットワーク事業の推進 ◇ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（受託事業） ◇ 福祉事務所未設置町村相談事業（受託事業）

行政
が取り組むこと

- ■ 地域の組織や団体、福祉サービス事業所等とのつながりを生かし、町全体で情報を共有できるネットワークづくりを進めます。
- ■ 多様な情報共有の場や機会に参加し、支援を必要とする人の情報や、地域生活課題等について、町全体での情報共有を図ります。
- ■ 個人情報の管理方法について、民生委員・児童委員等に対する研修や学習会のさらなる充実を図ります。
- ■ 庁内横断チームによるケース検討等、多機関連携の仕組みづくりを進めます。

町の主な事業・活動	◇ 広報紙・ホームページでの情報掲載

基本目標３
誰もが安心して利用できる福祉サービスの整備

5　ニーズに応じた福祉サービス提供

サ　わかりやすい情報提供

（1）取り組みの方向性

地域で困りごとを抱える人が適切な支援につながるためには、「どこに相談すればよいのか」「どんなサービスを利用できるのか」を分かりやすく示すことが必要です。広報紙やホームページ、パンフレット、相談窓口での丁寧な案内等、誰もが必要な情報にアクセスしやすい仕組みを整備します。また、情報の入手が難しい人には、訪問や声かけを通じて積極的に届けることで、地域の誰もが安心してサービスを利用できる体制をつくります。

（2）具体的な取り組み

自分や家族が取り組むこと

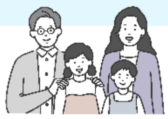

- 広報紙や回覧板、町のホームページ等に目を通し、相談窓口や福祉サービスに関する基本的な情報を知るよう心がけます。
- 身近な人が困っている様子があれば、利用できる相談窓口や支援情報を伝えます。
- 福祉制度や福祉サービスに関する講演会や学習会に参加し、地域の支えあいに役立つ知識を身につけます。

地域の組織や団体が取り組むこと

- 行政・社会福祉協議会・福祉サービス事業所等と連携し、相談窓口や福祉サービスに関する情報を積極的に把握します。
- 回覧板や掲示板、地域の集まり等を活用し、必要な情報を住民に伝達します。
- 見守り活動の中で困りごとが見られる人には、適切な相談先やサービス情報を伝えます。

福祉サービス事業所
が取り組むこと

- ■ 提供するサービスの内容を、ホームページやチラシ等でわかりやすく発信します。
- ■ 住民が集まる場を活用し、サービス内容等を提供・発信します。

社会福祉協議会
が取り組むこと

- ■ 「社協だより」やホームページで福祉サービス情報をわかりやすく発信します。
- ■ 小地域協議会等に参加し、福祉サービスや福祉活動に関する情報提供を行います。
- ■ 情報の入手や理解が難しい人には、訪問や声かけ等を行い、きめ細かく情報を届けます。

社会福祉協議会の主な事業・活動	◇ 広報・啓発活動の充実 ◇ 要援護者見守りネットワーク事業の推進 ◇ 小地域だよりの発行

行政
が取り組むこと

- ■ 相談窓口で手話や筆談等による意思疎通支援が行える体制の整備に努めます。
- ■ 「広報たちあらい」やホームページ等を活用し、相談窓口や福祉サービスに関する情報提供をわかりやすく行います。
- ■ 福祉サービスの内容や利用手続をまとめたチラシ・冊子等を作成し、配布します。
- ■ 専門職や各種協議会のネットワークを活用し、支援を必要とする人へ情報を届けられる体制を整えます。
- ■ 地域の行事や集まりの場を活用し、福祉制度やサービスの周知に努めます。
- ■ 多文化家庭・高齢者・子育て世帯等、情報が届きにくい層へ配慮した多言語資料ややさしい日本語の情報提供を進めます。

町の主な事業・活動	◇ 広報紙・ホームページ・SNS での情報掲載 ◇ 相談窓口での情報提供 ◇ 意思疎通支援事業

シ　福祉サービスの充実

（１）取り組みの方向性

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、住民一人ひとりの状況や多様なニーズに応じた福祉サービスの充実を図ります。住民が抱える課題の複雑化・多様化を踏まえ、法や制度に基づく福祉サービスを必要とする人に確実につなぐ体制を整えるとともに、相談支援やアウトリーチ型支援と連動し、早期発見・早期対応につなげます。あわせて、移動支援や災害時支援等の生活を支える分野については他の取り組みと整理しながら、切れ目のない支援体制の構築を進めます。

（２）具体的な取り組み

自分や家族
が取り組むこと

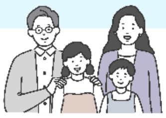

■ 広報紙・ホームページ等を通じて、利用できる福祉サービスや相談窓口を知ります。
■ 福祉サービスを利用する際には、分からないことや不安な点があれば、サービス事業所や町の相談窓口に相談し、必要な説明を受けます。

地域の組織や団体
が取り組むこと

■ 福祉サービス事業所や相談機関と日頃から顔の見える関係をつくり、情報共有を進めます。
■ 福祉サービス事業所が活動する上で、地域に協力を求めた際には、積極的に協力します。

福祉サービス事業所
が取り組むこと

■ 利用者の思いや生活背景を大切にし、安心して利用できる質の高いサービスを提供します。
■ 住民の複雑化・多様化する福祉ニーズに対応できるよう、サービス内容の工夫や充実を図るとともに、一つの事業所だけでは対応が難しいケースについては、関係機関と連携し、適切な支援につなげる体制を強化します。
■ 行事や交流の機会を通じて地域との関わりを深め、地域とサービス事業所との信頼関係づくりを進めます。

社会福祉協議会
が取り組むこと

- ■ 地域住民が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、利用者一人ひとりに寄り添った、質の高い福祉サービスの提供を進めます。
- ■ 日常生活自立支援事業について周知します。
- ■ 関係機関や各福祉分野の協議会等と連携し、複雑化・複合化した福祉課題の解決に努めます。

社会福祉協議会の主な事業・活動	◇ 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業） ◇ 一般相談支援事業 ◇ 障害児相談支援事業 ◇ 病後児保育事業	◇ 生活福祉資金貸付事業 ◇ 居宅介護支援事業 ◇ 特定相談支援事業 ◇ 保育園運営事業 ◇ 障がい者相談支援事業

行政
が取り組むこと

- ■ 介護・障がい・子育て等の各分野の計画に基づき、福祉サービスの質と量の充実を図ります。
- ■ 相談支援やアウトリーチを通じて、支援が届いていない人を早期に把握します。
- ■ 医療・福祉・地域団体等との横断的な連携を進め、複合的な課題にも対応できる体制を整えます。
- ■ 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、わかりやすい周知と利用促進を行います。

町の主な事業・活動	◇ 在宅医療・介護連携事業 ◇ 県自立支援事業との連携 ◇ 地域自立支援協議会	◇ 地域ケア会議・地域ケア推進会議 ◇ 要保護児童対策地域協議会 ◇ 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

基本目標３
誰もが安心して利用できる福祉サービスの整備

6　安心して暮らせる地域づくり

ス　移動支援・交通手段の確保

（1）取り組みの方向性

移動手段の確保は、買い物や通院・通勤・通学、地域活動への参加等、住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための重要な基盤です。本町では自家用車に依存した移動が多い一方、高齢化の進行や運転手不足等により、移動に不安を抱える人の増加が見込まれます。第５次大刀洗町総合計画における公共交通分野の目標「誰もが公共交通を利用して、行きたい場所へ移動できるまち」の実現に向け、行政、交通事業者、地域団体、住民が連携し、実情に応じた持続可能でやさしい移動環境の確保を進めます。

（2）具体的な取り組み

自分や家族が取り組むこと

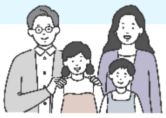

- ■ 公共交通や移動支援サービスの情報を知り、必要に応じて活用します。
- ■ 家族や身近な人の移動に不安がある場合は、声かけや送迎等の支えあいを心がけます。

地域の組織や団体が取り組むこと

- ■ 高齢者等の外出状況を把握し、見守りや声かけを行います。
- ■ 地域行事やサロン等への参加を促すため、送迎や付き添いの工夫を行います。
- ■ 行政や関係機関と連携し、地域の実情に応じた移動支援の取り組みに協力します。

福祉サービス事業所が取り組むこと

- ■ 利用者の移動に関する困りごとを把握し、送迎や利用方法の工夫に努めます。
- ■ 公共交通や移動支援に関する情報を、利用者や家族にわかりやすく伝えます。

社会福祉協議会
が取り組むこと

- ■ 高齢者の親睦と保養の機会をつくるため、地域のシニアクラブごとに近隣温泉への送迎を円滑かつ安全に行えるよう運行しています。
- ■ 介護が必要な高齢者や障がいのある人でご自身での移動に制約がある方に対して、移動の支援を行います。

社会福祉協議会の主な事業・活動	◇ 福祉バス運行事業 ◇ 福祉有償運送事業

行政
が取り組むこと

- ■ 公共交通や移動支援制度について、わかりやすい情報提供と周知を行います。
- ■ 交通事業者や関係機関と連携し、地域の実情に応じた移動手段の確保を進めます。
- ■ 高齢者や障がいのある人等、移動に配慮が必要な人が安心して外出できる環境整備を進めます。
- ■ 町が定める障がい毎の条件に該当する障がいのある人等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
- ■ 福祉タクシー利用料金助成制度や、福祉有償運送事業の充実を図るとともに、制度についての啓発を促進し、障がいのある人の移動手段の確保に努めます。
- ■ 地域主体で運行している校区巡回バスについては、持続可能な取り組みとして町も支援していきます。
- ■ 公共交通の必要性や守り方、使いやすい公共交通の形について、自分たちで考える意見交換会を開催し、今後の公共交通の維持に係る問題を“自分ごと”として意識してもらうための取り組みを進めていきます。
- ■ 路線の維持・活性化に向けて、福祉関係者や観光関係者と連携強化を進めていき、公共交通を利用して買い物イベントや健康づくり講座に参加できるお出かけプランの提案等、外出企画を推進します。

町の主な事業・活動	◇ 移動支援事業 ◇ タクシー料金助成制度の周知 ◇ 福祉有償運送等の継続・支援	◇ 校区巡回バスの継続・支援 ◇ 住民意見交換会の開催 ◇ 福祉・観光関係者と連携した外出企画の推進

セ　災害時に備えた支援体制の確保

（１）取り組みの方向性

災害時に地域住民の安心・安全を確保するためには、地域全体で災害に備えるとともに、発災時に互いに協力し合える体制づくりが重要です。そのため、日頃から住民同士や関係機関が顔の見える関係を築き、支援が必要な人を地域で見守り、支え合う意識を育てていきます。あわせて、災害発生時に誰もが円滑に避難行動をとれるよう、要配慮者への支援を含めた備えを進め、安心・安全な暮らしを支える地域の基盤づくりに取り組みます。

（２）具体的な取り組み

自分や家族
が取り組むこと

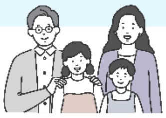

- ■ 各家庭でハザードマップや避難経路、避難場所等を確認し、災害に備えます。
- ■ 防災訓練や防災・減災に関する学習会に積極的に参加します。
- ■ 日頃から隣近所と声をかけ合い、顔の見える関係づくりを心がけます。
- ■ 災害時要援護者支援台帳（避難行動要支援者名簿）の趣旨を理解し、可能な範囲で協力します。

地域の組織や団体
が取り組むこと

- ■ 自主防災組織を中心に、災害時に住民同士が助け合える支援体制づくりを進めます。
- ■ 避難行動に支援が必要な人の情報について、個人情報に配慮しながら、地域内で共有します。
- ■ 災害発生を想定した防災訓練や学習会等を実施します。

福祉サービス事業所
が取り組むこと

- ■ 災害時には、利用者をはじめとする要支援者の安否確認や避難支援に努めます。
- ■ 災害時には、一般の避難所での生活が困難な要支援者に対し、状況に応じた避難生活の支援を行います。
- ■ 平時から関係機関と連携し、災害時の支援体制を確認・共有します。

社会福祉協議会
が取り組むこと

- ■ 災害時には、関係団体や社会福祉法人と連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。
- ■ 近隣市町村の社会福祉協議会等と連携し、広域的な支援体制の強化を図ります。
- ■ 住民同士が支え合えるよう、防災や助けあいに関する学習の機会を提供します。

社会福祉協議会の主な事業・活動	◇ 要援護者見守りネットワーク事業の推進 ◇ 災害ボランティア講座の開催 ◇ 災害ボランティアセンターの設置 ◇ 他市町村災害ボランティアセンター運営支援

行政
が取り組むこと

- ■ ハザードマップ等を活用し、避難場所や危険箇所について分かりやすく周知します。
- ■ 自主防災組織の活動が継続・活性化するよう、必要な支援を行います。
- ■ 広報紙や講座等を通じて、防災・減災に関する情報提供と意識啓発を進めます。
- ■ 災害時要援護者支援台帳（避難行動要支援者名簿）の整備と活用を進め、実効性のある支援につなげます。

町の主な事業・活動	◇ 避難行動要支援者支援の推進 ◇ 福祉避難所の確保

ソ　虐待防止のための支援の強化

（１）取り組みの方向性

高齢者、障がいのある人、こどもに対する虐待は、その背景や要因が複雑化・多様化しており、当事者だけでなく、家庭や地域、周囲の環境を含めた継続的な見守りが重要となっています。このため、関係機関や地域が情報を共有し、必要に応じて支援につなげる仕組みの充実を図ることで、虐待につながるおそれのある状況への適切な対応を進めます。あわせて、虐待の早期発見・未然防止に向けた体制を整え、誰もが命や人権を脅かされることなく、安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

（２）具体的な取り組み

自分や家族
が取り組むこと

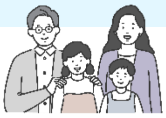

- こどもや高齢者、障がいのある人に対する虐待問題についての理解を深めます。
- 虐待が疑われる様子に気づいたときは、警察や児童相談所等の行政機関へ、速やかに連絡します。
- 自分自身が虐待を受けていると感じた場合は、一人で抱え込まず、相談窓口を利用します。

地域の組織や団体
が取り組むこと

- 気にかかる家庭や人に対して、無理のない範囲で声かけや見守りを行います。
- 虐待や虐待のおそれがあるケースについては、個人情報保護に配慮しながら、小地域協議会等で共有し、専門機関への相談や支援につなげます。

福祉サービス事業所
が取り組むこと

- 福祉サービスを提供する中で、虐待が疑われる状況や、虐待につながるおそれのある要因に気づいた場合には、早期対応を図ります。
- 行政や警察、相談機関等との連携を強化し、虐待問題に対する包括的な解決支援を進めます。
- 職員研修等を通じて、虐待防止に関する意識と対応力の向上を図ります。

社会福祉協議会
が取り組むこと

- ■ 小地域協議会や各福祉分野の協議会等に参加し、虐待や虐待のおそれがあるケースについて、専門機関による対応へとつなげます。

社会福祉協議会の主な事業・活動	◇ 地域福祉講座の開催 ◇ 保育園運営事業

行政
が取り組むこと

- ■ 虐待に関する相談・通告窓口について、わかりやすい周知と機能の充実を図ります。
- ■ 地域からの相談や通告に対し、関係機関と連携しながら、速やかに対応できる体制を整えます。
- ■ 虐待の被害にあった人に対し、関係機関と連携し、安心・安全な生活につながる支援を行います。
- ■ 自殺対策の視点も踏まえ、虐待の早期把握と未然防止を図ります。

町の主な事業・活動	◇ 家庭児童相談事業 ◇ 県主催の虐待防止研修への参加 ◇ 相談窓口の周知

第５章
町・社会福祉協議会が取り組む主な事業・活動

基本目標１
地域のつながりと支えあいを育む

基本目標２
包括的な支援体制の構築

基本目標３
誰もが安心して利用できる福祉サービスの整備

イラスト：大刀洗中学校美術部より提供

基本目標 1　地域のつながりと支えあいを育む

1　町の事業・活動

大刀洗町の地域福祉の推進に向け、行政は下記の事業・活動に取り組みます。

事業・活動名	事業・活動内容
ミニデイ講話の実施	各行政区のミニデイの機会を活用し、地域包括支援センター等の町職員が「消費生活トラブル相談」「在宅医療看取り」や「認知症」等について、医師会等と連携して講話を実施します。 ア　住民を対象とした福祉理解と参画意識の醸成
人権講演会等の開催	人権に関する理解を深めるため、高齢者、障がいのある人、こども、外国人等、多様な立場にある人への理解促進を目的として、住民を対象とした人権講演会や学習会を実施します。 ア　住民を対象とした福祉理解と参画意識の醸成
ボランティア活動への支援	社会福祉協議会が行うボランティア事業を支援するとともに、ボランティア団体に対して、ぬくもりの館等を開放します。 イ　地域福祉を担うボランティア等の活動支援
要援護者見守りネットワーク事業	各行政区の区長と民生委員・児童委員を中心に、小地域協議会では地域の情報を共有し、必要に応じて災害時にも声かけや避難誘導を支援します。また、この活動や役割の必要性を広く理解してもらえるよう、広報・啓発を行うとともに、活動の支援と推進を図ります。 ウ　福祉に携わる人材の確保・育成支援
町民参加型マルシェ支援事業	高齢者、障がいのある人、女性、外国人等の多様な人材が参加する市場を運営・支援します。 ウ　福祉に携わる人材の確保・育成支援
シルバー人材センター事業	就労の意欲をもつ 65 歳以上の高齢者に対し、その能力に応じた雇用・就労の機会を提供できるよう支援します。 ウ　福祉に携わる人材の確保・育成支援

事業・活動名	事業・活動内容
高齢者の居場所づくり	住民主体で行う分館体操、町主体で行う校区体操や男性体操教室、通いの場、認知症カフェ等高齢者の居場所づくりに関する支援の充実を図ります。 エ　交流拠点の整備・継続支援
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターちゃおで、親子が安心して楽しく遊べる場所の提供や、さまざまなイベントの実施、子育てに関する相談や情報の提供等を行います。 エ　交流拠点の整備・継続支援
こども自立サポートセンター「ドリーム」	心身の不調等により外出が難しいこどもや、安心できる居場所を必要とするこどもが、利用できるセンターです。こども一人ひとりの心の安定と回復を図り、自信の形成や基本的な生活習慣の改善を通じて、社会的自立をめざします。 エ　交流拠点の整備・継続支援
広報紙・ホームページ・ＳＮＳでの情報掲載	広報紙・ホームページ・ＳＮＳ等を活用し、福祉行事や各種イベント、勉強会・講演会、福祉サービス等の情報について住民への発信や、情報共有を進めます。 オ　地域活動や行事の活性化
イキメン養成講座	家事や育児への男性の協力の必要性や、家庭において果たすべき役割、こども（孫）との関わり方や、地域コミュニティへの参画等について、実践的・体験的手法により、啓発を行います。 オ　地域活動や行事の活性化
誰でもＷＯＲＫＳＨＯＰータチアライー（公共空間活性化事業補助金）	大刀洗町の公共空間（校区センター等）の活用と交流人口（さまざまなきっかけで大刀洗町を訪れる方）の増加を目的に、町内で開催される講座やワークショップ、イベント等に要する経費の一部を助成します。 オ　地域活動や行事の活性化

2　社会福祉協議会の事業・活動

大刀洗町の地域福祉の推進に向け、社会福祉協議会は下記の事業・活動に取り組みます。

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
地域福祉講座の開催	誰もが自分らしく安心して暮らせる町になるよう、さまざまな福祉の観点から地域課題に合わせたテーマを選び、地域の皆さんと一緒に学ぶための地域福祉講座を開催します。 ア　住民を対象とした福祉理解と参画意識の醸成 オ　地域活動や行事の活性化	
福祉教育の推進	□福祉教育連絡会の開催 児童生徒の福祉への理解と関心を高め、福祉教育活動の充実を図っていくため、小・中学校福祉担当教員との連絡会議を開催します。 □福祉協力校の活動支援 福祉協力校として活動を進める小・中学校と連携を図りながら、福祉教育や校外活動を支援します。 □「ともに生きる」配本・活用 小学３年生を対象に、福祉教育教材「ともに生きる」を配布し、その活用を促します。 □小・中学校の福祉教育への協力と支援 小・中学校で行われている福祉教育の取り組みに対して、体験学習の指導及び講師の紹介、備品の貸出し等を行います。 □住民向けの福祉教育 地域福祉講座や小地域協議会の場を活用した住民向けの福祉教育を行います。 ア　住民を対象とした福祉理解と参画意識の醸成	○小・中学校

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
ボランティアセンターの運営	□ボランティア活動に関する広報・啓発 社会福祉協議会のホームページを活用した広報活動や、ボランティア情報誌「ちょぼら」の発行を通して、ボランティア活動に関する情報を広く住民に発信し、ボランティア活動についての啓発活動を進めます。 □ボランティア相談・登録斡旋 ボランティア活動希望者の登録を受け付けるとともに、マッチングを行います。 また、活動者が安心してボランティア活動を行うことができるよう、ボランティア活動保険の説明や加入・支払いの手続きを行います。 □ボランティア入門・養成講座の開催 各種入門講座や養成講座を開催し、ボランティア活動のきっかけづくりやスキルアップの機会を提供します。 □ボランティア団体の育成・活動支援 ボランティア団体を育成し、活動を支援していくため、以下のような取り組みを進めます。 ◯ボランティア団体のための活動室等、活動の場の確保及び利用促進 ◯ボランティア活動支援機材の提供（印刷機、コピー機、大型プリンター、パソコン等） ◯助成制度に関する情報収集、情報提供、助成申請の支援 ◯ミニデイサービス事業や小・中学校での講師等、ボランティアが協力し活躍できる機会のコーディネート □ボランティア連絡協議会との連携 ボランティア連絡協議会に参加し、情報交換や意見交換を行いながら連携を深め、研修会等（「ほっこり井戸端サロン」等）の開催を支援します。 □中学生ボランティア活動の支援 □福祉教育への協力 イ　地域福祉を担うボランティア等の活動支援	◯編集ボランティアスマイル ◯ボランティア連絡協議会加入団体 ◯ボランティア連絡協議会

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
ボランティア連絡協議会との連携	ボランティア連絡協議会に参加し、情報交換や意見交換を行いながら連携を深め、研修会等（「ほっこり井戸端サロン」等）の開催を支援します。 イ　地域福祉を担うボランティア等の活動支援	◯ボランティア連絡協議会加入団体 ◯ボランティア連絡協議会
ボランティア入門・養成講座の開催	各種入門講座や養成講座を開催し、ボランティア活動のきっかけづくりやスキルアップの機会を提供します。 イ　地域福祉を担うボランティア等の活動支援 オ　地域活動や行事の活性化	◯ボランティア連絡協議会加入団体
ボランティア情報誌「ちょぼら」の発行	ボランティア情報誌「ちょぼら」の発行を通して、ボランティア活動に関する情報を広く住民に発信し、ボランティア活動についての啓発活動を進めます。 イ　地域福祉を担うボランティア等の活動支援	◯編集ボランティアスマイル ◯ボランティア連絡協議会加入団体
子ども見守り隊への支援	登下校中のこどもたちを見守るためのボランティア活動を支援します。 イ　地域福祉を担うボランティア等の活動支援	◯大刀洗町ボランティアセンター
生活支援の担い手の育成やサービスの開発	地域で支援を必要とする住民に対し、身近な地域で生活支援を行う担い手の育成を図るとともに、多様な主体と協働しながら、新たな生活支援サービスの開発を進めます。 ウ　福祉に携わる人材の確保・育成支援	
小地域協議会への福祉教育の強化	小地域協議会の機会を活用し、参加者に対して福祉教育を行うことで、活動と福祉への理解を推進します。 ウ　福祉に携わる人材の確保・育成支援	
福祉協力員研修会の開催	福祉協力員の福祉に関する意識向上や地域における福祉活動に関する理解を深めるための研修会を開催します。 ウ　福祉に携わる人材の確保・育成支援	

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
ミニデイサービス事業	行政区単位で開催する高齢者を対象としたミニデイサービス事業の活動を支援します。 エ　交流拠点の整備・継続支援 オ　地域活動や行事の活性化	◯各区ミニデイサービス
福祉バス運行事業	単位シニアクラブの研修送迎を中心に、ミニデイサービス事業、地域活動や福祉活動における外出を支援するため、福祉バスを運行します。 エ　交流拠点の整備・継続支援 オ　地域活動や行事の活性化	
町内保育園の福祉事業への支援	保育園の行事等に地域の高齢者等を招き、もしくは園児が福祉施設に訪問し、世代間交流を行う活動を支援します。 エ　交流拠点の整備・継続支援	◯保育園 ◯福岡県共同募金会大刀洗町支会
当事者組織への支援	同じ状況におかれた当事者同士で構成される当事者組織に対し、活動の支援を行います。 □**支援を行っている当事者団体等** ◯とまり木の会（家族介護者の会） ◯語ろう会（障がい者当事者及び家族の会） ◯ぽけっと（障がい児・者親の会） エ　交流拠点の整備・継続支援	◯左記の当事者団体 ◯福岡県共同募金会大刀洗町支会
福祉団体の活動支援	町内で活動する福祉団体に対し、各団体の自主性を尊重しつつ、運営の補助や事務支援等を行います。 □**シニアクラブ** シニアクラブ連合会の運営を支援するとともに、交流や親睦を深める場や機会の充実を進め、活動を支援します。 □**身体障がい者福祉協会** 身体障がい者福祉協会の運営を支援するとともに、交流や親睦を深める場や機会の充実を進め、活動を支援します。 □**母子寡婦福祉会** 母子寡婦福祉会の運営を支援し、交流や親睦を深める機会の充実を進め、活動を支援します。 エ　交流拠点の整備・継続支援	◯福岡県共同募金会大刀洗町支会

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
サロン・サークル活動への協力・支援	高齢者の社会参加を促し、生きがいづくりや、健康づくり等を進めるため、以下のようなサロンやサークル活動に協力し、活動を支援します。 □支援を行っているサロン・サークル等 ◯男性の料理教室 ◯折り紙サロン ◯健康マージャンサークル ◯初心者向けマージャン教室 エ　交流拠点の整備・継続支援	
要援護者見守りネットワーク事業の推進	要援護者に対する小地域での見守りネットワークを構築するため、行政区単位で小地域協議会を支援しながら、地域全体の福祉課題に対応できるよう、住民相互の助けあいや情報共有の仕組みづくりを支援します。 □災害時の見守り 災害発生時に支援が必要な人たちの把握に努めるとともに、緊急医療情報キット「いのちのバトン」の取り組みを進めます。 また、小地域協議会等で災害時の避難体制について検討を行う地域に対し、助言や支援等を行います。 オ　地域活動や行事の活性化	◯要援護者見守りネットワーク ◯各行政区の小地域協議会 ◯地域包括支援センター ◯福祉課 ◯三井消防署
広報・啓発活動の充実	「社協だより」や社会福祉協議会のホームページやＳＮＳ等を活用しながら、地域や行政区で行われている活動や行事について紹介します。 オ　地域活動や行事の活性化	

基本目標 2　包括的な支援体制の構築

1　町の事業・活動

大刀洗町の地域福祉の推進に向け、行政は下記の事業・活動に取り組みます。

事業・活動名	事業・活動内容
地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援事業	社会福祉協議会に委託し、複雑化・複合化した地域生活課題を丸ごと受け止める相談窓口として「せいかつ☆ふくし相談窓口」を設置し、地域共生社会の実現の推進を図ります。 カ　「断らない支援」の推進
地域包括支援センターでの相談支援	高齢者の総合相談窓口として、専門職（保健師・主任ケアマネージャー・社会福祉士）を配置し、きめ細やかな相談支援を実施します。 また、積極的に地域に出向き、相談に応じる訪問型の支援を進めます。 カ　「断らない支援」の推進 ケ　アウトリーチ型支援の強化
障がい者基幹相談支援センター等機能強化事業	こぐま福祉会に委託し、専門的な障がい者相談支援等を要する困難事例等への対応を行うとともに、町が実施する一般相談支援に対する専門的な指導、助言等を行います。 カ　「断らない支援」の推進
家庭児童相談事業	こども家庭センターにおいて妊娠から出産・子育て相談の対応を行うとともに、こども課に「こども支援ワーカー」を配置し、相談支援や家庭訪問等を行い、虐待問題をはじめ子育て家庭に関する相談に対応します。 カ　「断らない支援」の推進
教育支援コーディネーター	こども課に「教育支援コーディネーター」を配置し、発達に心配がある児童や生徒について保護者からの相談を受けるとともに、保育園や小・中学校等との連絡・調整を行い、こどもが安心して学校生活等を送れるように支援します。 カ　「断らない支援」の推進

事業・活動名	事業・活動内容
妊産婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談等を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。 カ　「断らない支援」の推進
多機関協働による包括的支援体制構築事業	相談窓口等で、住民の困りごとを受け止め、関係課や関係機関との連携を強化し、地域生活課題の解決に向けて分野横断的に対応できる支援体制の構築に努めます。 キ　多機関連携による包括的支援体制の整備
在宅医療・介護連携事業	小郡三井医師会に委託し、医療関係者と福祉関係者が情報共有等を行い、医療・介護関係者の連携の強化に取り組むとともに、多職種の視点により複雑な課題の解決やサービスの充実を図ります。 キ　多機関連携による包括的支援体制の整備
地域ケア会議・地域ケア推進会議	地域における高齢者個人に対する支援をより充実させるため、地域ケア会議・地域ケア推進会議を通して、課題解決に向けた協議や介護支援専門員の資質向上、地域とのネットワーク構築を推進します。 キ　多機関連携による包括的支援体制の整備
県自立支援事業との連携	県が委託した自立支援事業所と連携し、生活困窮者に対する支援を実施します。 キ　多機関連携による包括的支援体制の整備
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見・早期対応のため、関係機関が連携して要保護児童に対する実態把握・相談支援を図り、適切な福祉サービスの提供に努めます。 キ　多機関連携による包括的支援体制の整備
地域自立支援協議会	障がい者（児）の自立を促進するため、地域の保健、福祉、医療等の関係機関が連携し、相談支援体制の充実や、福祉サービスの適切な提供を図るとともに、障がい者福祉に係る総合的な連絡調整を行います。 キ　多機関連携による包括的支援体制の整備

事業・活動名	事業・活動内容
生活支援体制整備事業	町と、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとが連携し、多様な生活支援サービスの提供主体等の参画による、定期的な情報共有及び資源開発を行うなかで、小地域協議会等による身近な助けあいの重要性を啓発します。 キ　多機関連携による包括的支援体制の整備 ク　地域共生・支えあいの仕組みづくり
たちあらい見守り企業ネットワーク事業	誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、町内の企業や事業所にご協力いただき、「ゆるやかな見守り」を通し、支えあいの心が広がることを目指した取り組みです。 ク　地域共生・支えあいの仕組みづくり
乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児のいる家庭に保健師・看護師・保育士が訪問し、子育て支援に関する情報の提供、親子の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談対応や助言を行います。 ケ　アウトリーチ型支援の強化
養育訪問支援事業	乳児家庭全戸訪問事業やその他の事業により把握した、養育を支援することが特に必要と認められる児童・保護者に対して、養育に関する相談、指導、助言、その他の必要な支援を行います。 ケ　アウトリーチ型支援の強化
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯の家に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。 ケ　アウトリーチ型支援の強化
困りごと相談会の実施	住民が日常生活の中で抱える、高齢・障がい・子育て・生活・就労・困窮等のさまざまな困りごとについて、気軽に相談できる「困りごと相談会」を開催します。 ケ　アウトリーチ型支援の強化
広報紙・ホームページ・ＳＮＳでの情報掲載	広報紙・ホームページ・ＳＮＳ等を活用し、福祉行事や各種イベント、勉強会・講演会、福祉サービス等の情報について住民への発信や、情報共有を進めます。 コ　多様な主体による情報交換や共有

2　社会福祉協議会の事業・活動

大刀洗町の地域福祉の推進に向け、社会福祉協議会は下記の事業・活動に取り組みます。

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
各種相談事業	下記の各種相談事業を実施するとともに、各種相談事業が、住民にとってより身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向き、相談に応じ、福祉課題の解決につなげていく訪問型の支援を進めます。 □せいかつ☆ふくし相談窓口 高齢者福祉、障がい福祉、生活困窮等をはじめとした、日常生活に関する悩みや困りごと全般を受け止め、適切なサービスや相談窓口の紹介、解決に向けたお手伝いを行います。 □心配ごと相談 日常生活の中でのさまざまな困りごとや悩み等を抱えた相談者に対し、問題の解消・解決に向けて助言や支援、関連機関・専門機関へのつなぎを行います。 □無料法律相談 法律や制度に関する専門的な相談に対し、弁護士による助言及び情報提供等により問題解決を行います。 カ　「断らない支援」の推進 ケ　アウトリーチ型支援の強化	○民生委員・児童委員 ○弁護士会
生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業の利用手続きだけではなく、きめ細かく、丁寧に相談に応じるとともに、社会福祉協議会の窓口だけでなく、訪問による相談も行います。 カ　「断らない支援」の推進	○福岡県社会福祉協議会 ○自立相談支援事務所 ○民生委員・児童委員

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
障がい者相談支援事業	心身に障がいのある人やその家族からの相談に応じて、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携を図りながら、問題の解消・解決に向けて助言や支援を行います。 また、障がい者相談支援事業が、住民にとってより身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向き、相談に応じ、福祉課題の解決につなげていく訪問型の支援を進めます。 カ　「断らない支援」の推進 ケ　アウトリーチ型支援の強化	
生活困窮者支援等のための地域づくり事業（受託事業）	住民が持つさまざまな課題に対し、身近な地域における共助の取組を進めます。 カ　「断らない支援」の推進 ケ　アウトリーチ型支援の強化 コ　多様な主体による情報交換や共有	◯要援護者見守りネットワーク協議会 ◯各行政区の小地域協議会 ◯地域包括支援センター ◯福祉課
福祉事務所未設置町村相談事業（受託事業）	一次的な相談支援として、生活困窮者及びその家族や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、自立相談支援事業へのつなぎ等を行います。 カ　「断らない支援」の推進 ケ　アウトリーチ型支援の強化 コ　多様な主体による情報交換や共有	◯要援護者見守りネットワーク協議会 ◯各行政区の小地域協議会 ◯地域包括支援センター ◯福祉課

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
要援護者見守りネットワーク事業の推進	要援護者に対する小地域での見守りネットワークを推進するため、専門機関や地域内のさまざまな組織・団体と連携強化を進めます。 キ　多機関連携による包括的支援体制の整備 コ　多様な主体による情報交換や共有	◯要援護者見守りネットワーク協議会 ◯各行政区の小地域協議会 ◯地域包括支援センター ◯福祉課 ◯三井消防署
福祉サービス提供に関わる関係機関等との連携強化	福祉に関する関係機関等と協議会や連絡会等を活用しながら連携を図り、情報交換や情報の共有を進めることで、複雑で多問題化している福祉課題の解決に努めます。 キ　多機関連携による包括的支援体制の整備	◯地域包括支援センター ◯子育て支援センター ◯地域自立支援協議会 ◯れいんぼー会
役場関係機関、専門機関との連携体制の構築	相談窓口で受け止めた課題に対して、早急かつ適切に解決できるよう、町役場の関係各課や、関係機関との連携体制を構築します。 キ　多機関連携による包括的支援体制の整備	◯行政の関係機関 ◯町内の社会福祉法人等
社会福祉法人情報交換会の開催	町内の社会福祉法人担当者を集めた情報交換会を実施し、地域生活課題の解決に向けた連携体制を図ります。 キ　多機関連携による包括的支援体制の整備	◯町内社会福祉法人
地域福祉活動連絡会の開催	行政や地域包括支援センター、社会福祉協議会等が月１回集まり、地域における福祉課題の把握に努めるとともに、住民同士が支え合う仕組みを推進するため、情報共有や関係機関の連携強化を図ります。 キ　多機関連携による包括的支援体制の整備	◯福祉課 ◯地域包括支援センター ◯社会福祉協議会 等

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
たちあらい見守り企業ネットワーク事業	誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、町内の企業や事業所にご協力いただき、「ゆるやかな見守り」を通し、支えあいの心が広がることを目指した取り組みです。 キ　多機関連携による包括的支援体制の整備 ク　地域共生・支えあいの仕組みづくり	◯たちあらい見守り企業協力事業所
臨時食料品等給付事業（フードバンク）	生活や家庭環境、就業状況等の理由で食料の確保が困難な方を対象に、食料品等を寄付し、一時的な生活援助を行います。 ク　地域共生・支えあいの仕組みづくり	◯町内企業等 ◯フードバンク福岡
フードパントリー（食料配布会）及びフードドライブ（食糧収集・活用）の開催・実施	生活に不安を抱える世帯等を対象に、フードパントリー（食料配布会）を実施するとともに、住民や関係団体から食品の提供を募るフードドライブ（食糧収集・活用）を行い、食を通じた見守りや支援につなげます。 ク　地域共生・支えあいの仕組みづくり	◯町内企業等
生活支援の担い手の育成やサービスの開発	地域で支援を必要とする高齢者に対し、身近な地域における生活支援の充実を図るため、住民やボランティア、関係団体等との連携を深めながら、支えあいの取り組みを進めます。 あわせて、多様な主体と協働し、地域の実情に応じた新たな生活支援サービスの検討・充実を図ります。 ク　地域共生・支えあいの仕組みづくり	
生活支援体制整備事業（受託事業）	町と、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとが連携し、多様な生活支援サービスの提供主体等の参画による、定期的な情報共有及び資源開発を行うなかで、小地域協議会等による身近な助けあいの重要性を啓発します。 ケ　アウトリーチ型支援の強化	◯福祉課

基本目標３　誰もが安心して利用できる福祉サービスの整備

１　町の事業・活動

大刀洗町の地域福祉の推進に向け、行政は下記の事業・活動に取り組みます。

事業・活動名	事業・活動内容
広報紙・ホームページ・ＳＮＳでの情報掲載	広報紙・ホームページ・ＳＮＳ等を活用し、高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援等、町が行っている支援や福祉サービスに関する情報を発信します。 今後はより幅広い対象にみてもらえるよう、発信方法を検討します。 サ　わかりやすい情報提供
相談窓口での情報提供	福祉課や地域包括支援センターの相談窓口において、住民に対し、各種福祉サービスの案内や関係機関の紹介を実施します。 サ　わかりやすい情報提供
意思疎通支援事業	町や県の手話の会に委託し、手話奉仕員の派遣を行います。 また、役場等の相談窓口に手話通訳者を設置する他、ホワイトボード等を活用して筆談できる環境を整える等、障がいのある人に対する情報提供の充実を図ります。 サ　わかりやすい情報提供
在宅医療・介護連携事業	小郡三井医師会に委託し、医療関係者と福祉関係者が情報共有等を行い、医療・介護関係者の連携の強化に取り組むとともに、多職種の視点により複雑な課題の解決やサービスの充実を図ります。 シ　福祉サービスの充実
県自立支援事業との連携	県が委託した自立支援事業所と連携し、生活困窮者に対する支援を実施します。 シ　福祉サービスの充実
地域自立支援協議会	障がい者（児）の自立を促進するため、地域の保健、福祉、医療等の関係機関が連携し、相談支援体制の充実や、福祉サービスの適切な提供を図るとともに、障がい者福祉に係る総合的な連絡調整を行います。 シ　福祉サービスの充実

事業・活動名	事業・活動内容
地域ケア会議・地域ケア推進会議	地域における高齢者個人に対する支援をより充実させるため、地域ケア会議・地域ケア推進会議を通して、課題解決に向けた協議や介護支援専門員の資質向上、地域とのネットワーク構築を推進します。 シ　福祉サービスの充実
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見・早期対応のため、関係機関が連携して要保護児童に対する実態把握・相談支援を図り、適切な福祉サービスの提供に努めます。 シ　福祉サービスの充実
障害福祉計画・障害児福祉計画の推進	障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、障がい福祉サービスの提供体制の確保と、障がいのある人の地域移行の推進を図ります。 シ　福祉サービスの充実
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。（障害者福祉計画等 P73） ス　移動支援・交通手段の確保
タクシー料金助成制度の周知	福祉タクシー利用料金助成制度や、福祉有償運送事業の充実を図るとともに、制度についての啓発を促進し、障がいのある人の移動手段の確保に努めます。 ス　移動支援・交通手段の確保
福祉有償運送等の継続・支援	自力での移動が困難な方の外出移動を、福祉有償運送事業等により継続して支援していきます。 ス　移動支援・交通手段の確保
校区巡回バスの継続・支援	地域主体で運行している校区巡回バスについては、持続可能な取り組みとして町も支援していきます。 ス　移動支援・交通手段の確保

事業・活動名	事業・活動内容
住民意見交換会の開催	公共交通の必要性や守り方、使いやすい公共交通の形について、自分たちで考える意見交換会を開催し、今後の公共交通の維持に係る問題を“自分ごと”として意識してもらうための取り組みを進めます。 ス　移動支援・交通手段の確保
福祉・観光関係者と連携した外出企画の推進	路線の維持・活性化に向けて、福祉関係者や観光関係者と連携強化を進めていき、公共交通を利用して買い物イベントや健康づくり講座に参加できるお出かけプランの提案等、外出企画を推進します。 ス　移動支援・交通手段の確保
避難行動要支援者支援の推進	高齢者や障がいのある人等、災害時の避難行動に支援を必要とする方の名簿を整備し、地域の民生委員・児童委員等と連携し、要支援者全員の「個別支援計画」が策定されるよう、自主防災組織による支援体制の整備を推進します。 セ　災害時に備えた支援体制の確保
福祉避難所の確保	サービス事業所等と連携して福祉避難所の施設数・定員数の更なる確保を目指します。 セ　災害時に備えた支援体制の確保
家庭児童相談事業	こども家庭センターにおいて妊娠から出産・子育て相談の対応を行うとともに、こども課に「こども支援ワーカー」を配置し、相談支援や家庭訪問等を行い、虐待問題をはじめ子育て家庭に関する相談に対応します。 ソ　虐待防止のための支援の強化
県主催の虐待防止研修への参加	県主催の虐待防止研修に参加し、虐待問題に対する職員の対応力の向上を図ります。 ソ　虐待防止のための支援の強化
相談窓口の周知	広報紙・ホームページ・ＳＮＳ等を活用し、相談窓口の周知を行い、安心して相談できる環境づくりを進めます。 ソ　虐待防止のための支援の強化

2　社会福祉協議会の事業・活動

大刀洗町の地域福祉の推進に向け、社会福祉協議会は下記の事業・活動に取り組みます。

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
広報・啓発活動の充実	□「社協だより」の発行 社会福祉協議会の事業・活動とともに、福祉活動や福祉サービスの情報や、地域における福祉問題や福祉活動等の情報を広く掲載します。 より多くの住民に読んでもらえるような紙面づくりや、高齢者や障がいのある人等に配慮した文字や文章等の工夫に努めます。 □「声の広報」録音ＣＤの配布への支援 朗読ボランティアが録音した「広報たちあらい」のＣＤを町内在住の視覚障がい者の方へ配布するとともに、町立図書館でも聞くことができるよう寄贈します。 □ホームページ・ＳＮＳでの情報提供 ホームページやＳＮＳ等の随時更新を行い、社会福祉協議会の事業活動にとどまらず、福祉活動や福祉サービスの情報についても、最新の情報を掲載していきます。また、高齢者や障がいのある人、若者等、幅広い世代に配慮した、見やすくわかりやすいページづくりに努めます。 サ　わかりやすい情報提供	○ナレーションサークル風
要援護者見守りネットワーク事業の推進	要援護者に対する小地域での見守りネットワークを構築するため、行政区単位で小地域協議会を支援しながら、地域全体の福祉課題に対応できるよう、住民相互の助けあいや情報共有の仕組みづくりを支援します。 □災害時の見守り 災害発生時に支援が必要な人たちの把握に努めるとともに、緊急医療情報キット「いのちのバトン」の取り組みを進めます。 サ　わかりやすい情報提供 セ　災害時に備えた支援体制の確保	○要援護者見守りネットワーク協議会 ○各行政区の小地域協議会 ○地域包括支援センター ○福祉課 ○三井消防署

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
小地域だよりの発行	社会福祉協議会で「小地域だより」を作成し、民生委員・児童委員の協力を得て、各区の見守り対象者に配布します。 サ　わかりやすい情報提供	◯民生委員・児童委員
福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等への福祉サービス利用援助のための、相談・支援計画作成と、利用手続き及び代行、金銭管理等の支援を行います。 シ　福祉サービスの充実	◯福岡県社会福祉協議会
一般相談支援事業	障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業において、基本相談支援及び地域移行支援等を行います。 シ　福祉サービスの充実	
障害児相談支援事業	障害者総合支援法に基づく特定相談事業において基本相談支援及び計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）を行います。 シ　福祉サービスの充実	
病後児保育事業	生後３か月から小学校６年生までの病気の回復期にある児童を一時的に預かる病後児保育を実施します。 シ　福祉サービスの充実	
生活福祉資金貸付事業	福岡県社会福祉協議会が実施している貸付制度の窓口業務を行い、低所得世帯や障がいのある人の世帯、失業等によって生活の維持が困難となった世帯に対し、必要に応じた生活資金の貸付を行い、当世帯の生活の自立を支援していく生活福祉資金貸付事業を実施します。 シ　福祉サービスの充実	◯福岡県社会福祉協議会 ◯民生委員・児童委員 ◯自立相談支援事務所

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
居宅介護支援事業	□身体障がい者・知的障がい者・児童へのホームヘルプ事業 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業（ホームヘルパー派遣）を実施します。 □生活管理指導員派遣事業 ひとり暮らし高齢者で生活習慣を改善し、生活を送れるようホームヘルパーを派遣し、日常生活に対する指導・支援を行い、要介護状態への進行を予防する生活管理指導を実施します。 □福祉有償運送事業 障がい等の理由で公共交通機関をひとりで利用できない人に対し、日常的な外出や余暇活動等のための外出の手助けとして、福祉車両等を使用して有償で行う福祉移送サービスを実施します。 シ　福祉サービスの充実	
特定相談支援事業	障害者総合支援法に基づく特定相談事業において基本相談支援及び計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）を行います。 シ　福祉サービスの充実	
保育園運営事業	大堰保育園と本郷保育園を運営するとともに、保育園職員研修会を実施し、保育園運営連絡会、定例園長会を開催します。 シ　福祉サービスの充実 ソ　虐待防止のための支援の強化	
障がい者相談支援事業	心身に障がいのある人やその家族からの相談に応じて、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携を図りながら、問題の解消・解決に向けて助言や支援を行います。 また、障がい者相談支援事業が、住民にとってより身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向き、相談に応じ、福祉課題の解決につなげていく訪問型の支援を進めます。 シ　福祉サービスの充実	

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
福祉バス運行事業	単位シニアクラブの研修送迎を中心に、ミニデイサービス事業、地域活動や福祉活動における外出を支援するため、福祉バスを運行します。 ス　移動支援・交通手段の確保	
福祉有償運送事業	障がい等の理由で公共交通機関をひとりで利用できない人に対し、日常的な外出や余暇活動等のための外出の手助けとして、福祉車両等を使用して有償で行う福祉移送サービスを実施します。 ス　移動支援・交通手段の確保	○町役場
災害ボランティア講座の開催	災害時における地域での支えあいの必要性を理解する機会として災害ボランティア講座を開催します。 セ　災害時に備えた支援体制の確保	
災害ボランティアセンターの設置	大規模災害発生時において、被災地域住民に対する支援等が行えるよう、平常時から準備・対策しておく必要があるため、災害ボランティアセンター等の機能が円滑に進められるよう準備をします。 セ　災害時に備えた支援体制の確保	○福岡県社会福祉協議会 ○福岡県共同募金会大刀洗町支会
他市町村災害ボランティアセンター運営支援	災害発生時に、被災した他市町村の災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、社会福祉協議会が中心となり、関係機関と連携しながら職員等の派遣や運営支援を行い、広域的な支援体制の強化を図ります。 セ　災害時に備えた支援体制の確保	
地域福祉講座の開催	誰もが自分らしく安心して暮らせる町になるよう、さまざまな福祉の観点から地域課題に合わせたテーマを選び、地域の皆さんと一緒に学ぶための地域福祉講座を開催します。 ソ　虐待防止のための支援の強化	

第６章
大刀洗町成年後見制度利用促進基本計画

第１節　成年後見制度利用促進基本計画の考え方

第２節　基本目標

第３節　施策の展開

基本目標１　成年後見制度を支えるしくみの段階的な整備

基本目標２　成年後見制度の適切な利用の支援

イラスト：大刀洗中学校美術部より提供

第１節　成年後見制度利用促進基本計画の考え方

本基本計画は、判断能力が十分でない状態となっても、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を続けられるよう、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援を推進するために策定するものです。

本町においても高齢者の増加や家族形態の変化により、認知症や知的障がい、精神障がい等により支援を必要とする人が増える中、本人の意思が尊重され、権利が適切に守られる仕組みづくりが重要となっています。

成年後見制度は、こうした人々の暮らしを支える重要な制度であり、早期からの相談支援や関係機関の連携が不可欠です。本基本計画では、本人の思いや希望を大切にしながら、地域全体で見守り・支え合う体制を整え、行政、関係機関、地域住民が一体となって制度の理解促進と利用支援を進めていきます。

コラム　成年後見制度について

● 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人等の選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度です。

● 成年後見制度の種類

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の２種類があります。

法定後見制度

- **本人の判断能力が不十分になった場合**
- 家庭裁判所によって成年後見人が選ばれる

後見	保佐	補助
判断能力が常時欠けている方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方

後見人	保佐人	補助人
代理権と取消権が与えられる	特定の事項以外の**同意権と取消権**が与えられる	一部の**同意権と取消権**が与えられる

任意後見制度

- **将来、判断能力が不十分となったときに備える場合**
- 本人の判断能力があるうちに、任意後見人を選んでおく

任意後見人

本人の判断能力が不十分になった場合に、あらかじめ契約しておいた内容で支援

第２節　基本目標

本計画では２つの基本目標を設定します。

1　成年後見制度を支えるしくみの段階的な整備

判断能力が十分でない人を地域全体で支えていくためには、制度そのものだけでなく、それを安定的に支える基盤づくりが重要です。本町では、行政、関係機関、専門職、地域住民がそれぞれの役割を理解し、連携しながら関わることができる体制を段階的に整えることで、成年後見制度が必要なときに、無理なく、継続的に機能する地域のしくみの構築をめざします。

2　成年後見制度の適切な利用の支援

成年後見制度は、利用すること自体が目的ではなく、本人の意思や暮らしを守るための手段です。本町では、制度が必要な人が、必要な時期に、適切な形で制度につながることができるよう、本人の状況や意向を尊重した支援が行われることを重視します。制度の理解促進と相談につながりやすい環境づくりを通じて、安心して地域で暮らし続けられる支援の実現をめざします。

第３節　施策の展開

基本目標１　成年後見制度を支えるしくみの段階的な整備

（1）取り組みの方向性

成年後見制度が地域の中で円滑に機能するよう、行政を中心に、関係機関や専門職、地域住民が連携し、支援体制の基盤づくりを進めます。相談対応や情報共有の体制を整えるとともに、関係者がそれぞれの役割を理解し、必要に応じて適切につながることができるしくみの構築をめざします。

また、地域の実情や制度利用の状況を踏まえながら、無理のない形で体制の充実を図り、将来的なニーズの増加にも対応できる持続可能な支援体制を段階的に整備していきます。

▼ 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ

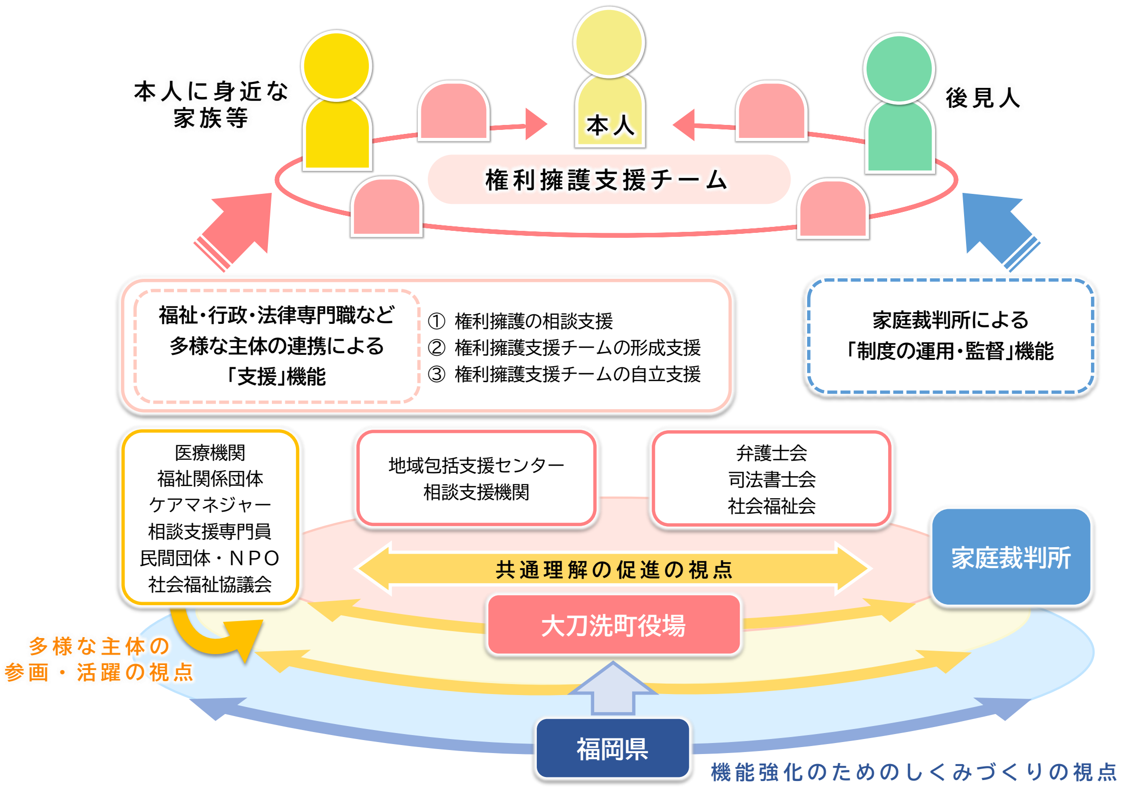

（２）具体的な取り組み

事業・活動名	事業・活動内容
権利擁護支援チームの形成に向けた検討	■ 段階的なチーム形成に向けた検討を行います。 ■ 個別ケースで必要な支援を整理し、支援チームが対応するケースの範囲等について検討します。
中核機関の整備促進	■ 成年後見制度に関する相談対応や関係機関との連絡調整を行う中核的な役割を担う体制の整備を進めます。 ■ 制度利用に関する情報提供や助言を行い、本人や家族が安心して相談できる環境づくりを図ります。
協議会の設置に向けた検討	■ 成年後見制度に関する情報共有や課題整理、支援体制の検討を目的として、協議会の設置に向けた検討を行います。 ■ 国や県の成年後見制度に関する動向や施策の方向性を共有し、本町の実情に応じた対応や取り組みのあり方を検討します。 ■ 将来的な協議会の役割や運営方法について整理し、段階的な設置につなげていきます。 ■ 設置後は、制度運用や支援体制に関する課題について意見交換を行い、地域連携ネットワークの取り組みに反映させます。
担い手づくり	■ 市民後見人を含め、多様な担い手の参画を促すための情報提供や啓発を行います。 ■ 担い手が安心して活動できるよう、関係機関と連携し、相談や支援を受けられる環境づくりを進めます。 ■ 研修や学習の機会を通じて、担い手の知識や理解の向上を図ります。 ■ 地域の実情を踏まえながら、将来的な担い手の確保と育成に向けた取り組みを進めます。

基本目標２　成年後見制度の適切な利用の支援

（１）取り組みの方向性

成年後見制度が、本人の意思や生活のあり方を尊重しながら、必要な人に必要な時期に適切に利用されるよう、制度に関する理解の促進と相談支援の充実を図ります。

制度ありきではなく、本人の状況や課題に応じて、任意後見制度や日常生活自立支援事業等、さまざまな権利擁護支援の手法を含めた丁寧な検討を行い、最適な支援につなげます。

また、制度利用前の早期相談から、利用開始後の見守りや関係機関による継続的な支援までを一体的に捉え、本人や家族が安心して地域で暮らし続けられるよう、切れ目のない支援の充実を図ります。

（２）具体的な取り組み

事業・活動名	事業・活動内容
成年後見制度等に関する理解促進・情報提供	■ 成年後見制度や任意後見制度、日常生活自立支援事業等について、わかりやすい情報提供や周知を行います。 ■ 判断能力が十分なうちから将来に備える手段として、任意後見制度の意義や活用方法について周知・啓発を行います。
早期相談・継続的な相談支援の充実	■ 判断能力や生活上の不安に関する相談を、気軽に行える体制を整えます。 ■ 制度利用の必要性を一方的に判断するのではなく、本人の意思や生活状況を踏まえた相談支援を行います。 ■ 相談後も継続的に関わり、状況の変化に応じた支援を行います。
本人の意思を尊重した制度利用支援	■ 成年後見制度の利用にあたっては、任意後見制度の活用も含め、本人の意思や希望、生活のあり方を尊重した支援を行います。 ■ 後見・保佐・補助の類型や任意後見制度等、制度の特徴を踏まえた適切な利用につなげます。 ■ 制度利用が最適な支援手段であるかを関係機関と共有し、丁寧に検討します。

事業・活動名	事業・活動内容
申立て支援及び関係機関との連携	■ 成年後見制度の利用が必要と判断される場合には、申立てに関する支援を行います。 ■ 町長申立てが必要な場合には、関係機関と連携しながら適切な対応を行います。 ■ 医療機関や福祉サービス事業所等と連携し、必要な情報共有を行います。
制度利用後の継続的な支援	■ 生活状況や支援内容について関係者が情報を共有し、必要に応じた支援の調整を行います。 ■ 制度利用後に生じる課題や不安についても相談に応じ、継続的な支援につなげます。

第７章
大刀洗町再犯防止推進計画

第１節　再犯防止推進計画の考え方

第２節　基本目標

第３節　施策の展開

基本目標１　自立に向けた生活・就労・福祉等の支援の充実

基本目標２　地域での受け入れと共生を促進する意識づくり

イラスト：大刀洗中学校美術部より提供

第１節　再犯防止推進計画の考え方

全国では刑法犯認知件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、2023（令和５）年には 47.0%に達しています。こうした課題に対応するため、国では再犯防止推進法（2016（平成 28）年）の制定をはじめ、再犯防止推進計画（2017（平成 29）年）、再犯防止推進計画加速化プラン（2019（令和元）年）、第二次再犯防止推進計画（2023（令和５）年）を策定し、再犯防止に向けた総合的な施策を進めています。

小郡警察署管内（小郡市・大刀洗町）においても、再犯者が一定割合を占めており、再犯防止に向けた継続的な取り組みが必要な状況にあります。再犯は、本人の生活困窮や孤立、就労や住居の不安定さ等、複合的な課題が背景にあることが多く、個人の問題として捉えるのではなく、地域全体で支えていく視点が求められます。

再犯防止を進めるためには、出所後や保護観察中の人が地域で孤立することなく、必要な支援につながれるよう、更生保護に対する住民の理解を深めることが重要です。本計画では、関係機関が相互に連携し、就労・住居の確保や福祉サービスへの円滑な支援につなぐとともに、地域全体で立ち直りを支える体制づくりを進めることで、だれもが安心して暮らし続けられる地域社会の実現をめざします。

第２節　基本目標

本計画では２つの基本目標を設定します。

1　自立に向けた生活・就労・福祉等の支援の充実

犯罪をした人等が再び地域の中で自分らしい生活を送るためには、生活全般を支える基盤づくりが重要です。本町では、本人の状況や課題に寄り添った支援を行い、必要な支援が適切な時期につながる仕組みづくりを進めます。関係機関が連携し、自立に向けた支援の充実を図ることで、再犯の防止につなげます。

2　地域での受け入れと共生を促進する意識づくり

再犯防止を進めるためには、犯罪をした人等を地域全体で受け止め、孤立を防ぐ環境づくりが重要です。本町では、更生保護に対する理解の促進や民間協力者の活動支援を通じて、地域で支え合う体制の構築を進めます。関係機関や地域住民が連携し、だれもが安心して暮らせる共生社会の実現をめざします。

第３節　施策の展開

基本目標１　自立に向けた生活・就労・福祉等の支援の充実

（１）取り組みの方向性

出所後や保護観察中の人が地域で孤立することなく生活できるよう、就労や住居の確保に向けた支援を行うとともに、保健医療・福祉サービスへの円滑な利用につなげます。また、学校等と連携し、若年期からの支援や継続的な見守りを行うことで、課題の早期把握と適切な支援を図ります。さらに、本人の特性や背景に応じた指導や支援を関係機関が連携して実施し、自立した生活の実現を支えることで、再犯防止を推進します。

（２）具体的な取り組み

事業・活動名	事業・活動内容
就労・住居の確保	■ ハローワークや福祉関係機関等と連携し、就労に関する相談先や支援制度の情報整理を行います。 ■ 住居確保が困難な場合に備え、利用可能な制度や相談窓口について把握し、必要な情報提供に努めます。 ■ 再就職に向けて住居の確保が必要な人に対しては、住居確保給付金等の制度を適切に案内し、就職活動の継続を支える支援につなげます。
保健医療・福祉サービスの利用の促進	■ 犯罪をした人等が必要な保健医療・福祉サービスにつながれるよう、相談窓口や支援制度の周知に努めます。
学校等と連携した支援の実施	■ 児童・生徒の健全な育成及び非行防止に向け、学校や関係機関等との情報共有を図るとともに、支援が必要な児童・生徒等への早期対応のあり方について検討します。 ■ 学校や小郡警察署等と協力し、児童・生徒に対し、薬物乱用防止教室を実施します。
犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施	■ 犯罪をした人等の特性や背景を踏まえた支援の必要性について、関係機関と共通理解を図ります。

基本目標２　地域での受け入れと共生を促進する意識づくり

（１）取り組みの方向性

地域での再犯防止を進めるため、更生保護に関する正しい理解の普及啓発を行い、犯罪をした人等を排除せず受け止める地域づくりを進めます。また、保護司をはじめとした民間協力者の活動を支援し、関係機関との連携強化を図ります。さらに、相談体制の整備や情報共有の仕組みづくり等、再犯防止に向けた基盤の充実を進め、地域全体で立ち直りを支える環境を整えることで、共生社会の実現につなげます。

（２）具体的な取り組み

事業・活動名	事業・活動内容
民間協力者の活動の促進	■ 保護司をはじめとする民間協力者の活動について、広報等を通じた周知に努め、その役割や重要性に対する住民の理解促進を図ります。 ■ 再犯防止啓発月間（７月）等の機会を活用し、関係機関と連携しながら、広報・啓発の方法や内容について検討し、住民の理解と関心の醸成に努めます。
地域による包摂の推進	■ 再犯防止啓発月間（７月）等を通じて、再犯防止に関する情報提供や普及啓発に努め、偏見や誤解の解消に向けた地域の理解促進を図ります。
再犯防止に向けた基盤の整備	■ 計画の進行管理を行うため、庁内会議や計画策定委員会を設置し、取り組み状況を継続的に点検します。 ■ 国や県の動向を踏まえ、関係機関との連携体制や今後の取り組みの方向性について整理します。

第８章
計画の推進に向けて

第１節　計画の推進体制と進行管理

イラスト：大刀洗中学校美術部より提供

第１節　計画の推進体制と進行管理

1　計画の推進体制

地域福祉の推進においては、地域で生活する住民一人ひとりが主体となり、互いに支えあいながら暮らしていくことが基本となります。本町では、住み慣れた地域で安心して生活を続けられる地域社会の実現に向け、行政や社会福祉協議会をはじめ、地域住民、ボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者等が、それぞれの役割を担いながら連携・協働して計画を推進します。

第３期大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画には、成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画を包含しており、判断能力が不十分な人や、社会生活上の困難を抱える人を含め、誰ひとり取り残さない地域づくりを進めていくことが求められます。そのため、分野や制度を越えた連携を図り、権利擁護や立ち直り支援の視点を踏まえながら、地域の実情に応じた包括的な支援体制の構築を進めます。

本計画の推進にあたっては、地域福祉に対する理解を深め、関係する主体が情報を共有しながら、それぞれの役割を果たし、協働による支えあいの仕組みづくりを進めていきます。

2　計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、計画の進行管理を行います。計画に位置づけた取り組みの進捗状況や成果について定期的に確認・評価を行い、必要に応じて取り組み内容の見直しを図ります。

また、行政及び社会福祉協議会は、計画に示された事業・活動について、協議体での評価・検証を踏まえ、より効果的な推進につなげます。第３期計画には、成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画を包含していることから、これらの計画に位置づけた取り組みについても、地域福祉の視点から一体的に進行管理を行います。

さらに、本計画は各福祉分野の個別計画の上位計画として位置づけられることから、関係する個別計画の進捗状況を確認し、相互の整合性を図りながら、総合的な進行管理を行います。

資料編

イラスト：大刀洗中学校美術部より提供

1　大刀洗町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条　大刀洗町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、社会福祉法（昭和26年法律代45号）第107条の規定に基づき、広く住民等の意見を反映させるため、大刀洗町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条　委員会の委員は、10名から15名をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)　区長会

(2)　民生委員児童委員協議会

(3)　福祉団体関係者

(4)　福祉施設関係者

(5)　ボランティア団体

(6)　関係行政職員

(7)　社会福祉協議会理事

(8)　その他町長が必要と認めた者

（委員の任期）

第3条　委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条　委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3　委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

4　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

（会議）

第5条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3　委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

4　委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務局）

第6条　委員会の事務局は、福祉課に置く。

（補則）

第7条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附　則（令和2年6月18日要綱第25号）

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

2　大刀洗町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　大刀洗町が策定する地域福祉計画と一体となって、地域福祉の推進を目的に地域福祉活動計画を策定するため、大刀洗町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　委員会の委員は、10名から15名をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから大刀洗町社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が委嘱する。

(1) 区長会
(2) 民生委員児童委員協議会
(3) 福祉団体関係者
(4) 福祉施設関係者
(5) ボランティア団体
(6) 関係行政職員
(7) 社会福祉協議会理事
(8) その他会長が必要と認めた者

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、地域福祉活動計画の策定が終了した時までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長１名、副委員長１名を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3　委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

4　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3　委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

4　委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務局）

第６条　委員会の事務局は、本会事務局に置く。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附　則

1　この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

2　この要綱施行日以降、最初に開かれる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、本会会長が招集する。

附　則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

3　大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

【 委　員 】

職	氏　名	所　属
会　長	松　永　智　之	民生委員児童委員協議会
副会長	中　村　昭　則	シニアクラブ連合会
委　員	大　浦　克　司	区長会
	花　等　順　子	女性の会
	矢　永　美　和	ボランティア連絡協議会
	山　田　清　隆	校区センター
	倉　鍵　君　明	社会福祉協議会
	黒　岩　真由美	大刀洗町知的障がい者相談員
	白　川　泰　彦	福祉施設
	中　島　栄　一	住民代表
	村　山　正　昭	保護司
	渡　邉　章　子	福祉課
	村　田　ま　み	地域振興課
	早　川　正　一	こども課
	田　代　祐　二	地域包括支援センター

【 事務局 】

氏　名	所　属
綿　貫　比呂美	福祉課
古　賀　圭　奈	福祉課
川　原　久　明	社会福祉協議会　事務局長
池　松　昌　亀	社会福祉協議会
天　本　沙　智	社会福祉協議会

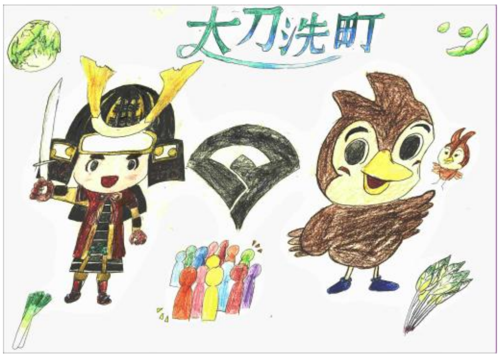

イラスト：大刀洗中学校美術部より提供

4　計画策定の経過

実施日		実施事項	会議内容
令和７年	7 月 24 日	第１回 大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	● 住民アンケート調査票について ● 関係団体アンケート調査票について ● 計画の策定に向けて（計画の概要）
	8 月 8 日 ～8 月 25 日	住民アンケート調査及び関係団体アンケート調査の実施	
	8 月 21 日	庁内・社会福祉協議会による計画の進捗状況の確認	
	9 月 24 日 ～9 月 25 日	関係団体ヒアリングの実施	
	11 月 4 日	第２回 大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	● 住民アンケート調査結果報告書について ● 関係団体アンケート調査結果報告書について ● 関連団体ヒアリング調査結果報告について ● 計画骨子案（第１章～第３章まで）について ● アンケート調査結果から見た大刀洗町の特徴まとめ
令和８年	2 月 5 日	第３回 大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	● 計画素案について
	2 月 18 日 ～3 月 4 日	パブリックコメントの実施	

5　用語解説

【 あ 行 】	
アウトリーチ	「外へ（Out）手を伸ばす（Reach）」という意味。支援を必要としている人が相談に来るのを待つのではなく、行政や専門職、地域の支援者が地域や家庭などへ出向き、困りごとの早期発見や必要な支援につなげる取り組みのこと。
【 か 行 】	
介護保険	高齢になって介護や支援が必要になったときに、安心してサービスを利用できるよう社会全体で支え合う仕組みのこと。40 歳以上の人が保険料を負担し、要介護・要支援と認定された人は、訪問介護やデイサービス、施設サービスなどを、費用の一部負担で利用できる。
核家族	夫婦のみの世帯、親とこどもだけで構成される家族の形のこと。祖父母などの親族と同居しない世帯をさし、近年はこのような家族の形が増えている。
学童保育所	保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や長期休暇の間、安全に過ごせるよう見守りや遊び、生活の場を提供する施設。こどもの健やかな成長を支えるとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援する役割がある。
居宅介護	ホームヘルパーなどが自宅を訪問し、食事・入浴・排せつの介助や家事の手伝いなどを行うサービスのこと。
居宅介護支援	介護が必要な人が自宅で安心して生活できるよう、ケアマネジャーが相談に応じ、介護サービスの計画（ケアプラン）を作成し、関係機関との連絡・調整を行う支援のこと。
ケアマネージャー	介護が必要な人やその家族の相談に応じ、どのような介護サービスを利用するかを一緒に考え、計画（ケアプラン）を作成する専門職のこと。サービス事業者や医療機関などとの連絡・調整を行い、本人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。
合理的配慮	障がいのある人などが、周囲の人と同じように学んだり働いたり生活したりできるよう、一人ひとりの状況に応じて無理のない範囲で行う工夫や支援のこと。例えば、段差にスロープを設ける、説明をわかりやすくする、必要な補助具を用意するなどが含まれる。
高齢者相互支援活動員	地域に住む高齢者同士が支え合いながら安心して暮らせるよう、シニア（老人）クラブ活動の一環として、見守りや声かけ、困りごとの把握などを行う地域の担い手のこと。

【 か 行 】	
こども家庭センター	すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへの支援を充実させるために、妊娠から出産、子育てのさまざまな相談を受けている。妊娠・出産、子育ての不安、虐待、発達の悩みなどについて、保健・福祉・教育の関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を行う。こどもと家庭を地域全体で支えるための拠点となる施設。
コミュニティ	地域や学校、職場などで、人と人がつながり、支え合いながら生活する集まりや関係のこと。顔の見える関係の中で交流や助け合いが生まれ、安心して暮らせる地域づくりの基盤となる。
【 さ 行 】	
災害時要援護者支援台帳（避難行動要支援者名簿）	災害が起きたときに自力で避難することが難しい高齢者や障がいのある人などについて、あらかじめ氏名や住所、必要な支援内容などを整理しておく名簿のこと。地域や関係機関が情報を共有し、安否確認や避難支援を円滑に行うことで、いのちと安全を守ることを目的としている。
災害ボランティアセンター	地震や豪雨などの災害が起きた際に、被災した人の生活支援や復旧活動を行うボランティアの受け入れや調整を行う拠点のこと。社会福祉協議会などが中心となって設置し、被災地のニーズとボランティアをつなぐことで、地域の復旧・復興を支える。
サロン	地域の住民が気軽に集まり、おしゃべりや交流、体操、趣味活動などを行う場のこと。高齢者の閉じこもり予防や仲間づくり、生きがいづくりを目的に、地域やボランティアなどが中心となって開催される。
自主防災組織	地域の住民が中心となって、自分たちの地域を災害から守るために活動する組織のこと。日頃から防災訓練や見守り、備蓄などに取り組み、災害時には安否確認や避難の呼びかけ、助け合いなどを行う。
施設入所支援	障がいのある人が施設に入所して生活する際に、食事や入浴、排せつなどの日常生活の支援や健康管理、生活相談などを受けられるサービスのこと。
児童委員	地域でこどもや子育て家庭の相談に応じ、必要な支援につなぐ役割を担う人。見守りや声かけ、関係機関との橋渡しを行い、こどもが安心して成長できる地域づくりを支えている。
児童相談所	こどもに関するさまざまな相談に応じ、必要な支援や保護を行う専門の行政機関。虐待や養育の悩み、発達や行動などについて相談を受け、家庭への支援や一時保護、関係機関との連携などを行う。
児童扶養手当	ひとり親家庭などでこどもを育てている家庭の生活の安定と自立を支えるために支給される手当。所得などの条件に応じて支給され、こどもの健やかな成長を支援することを目的とした制度。

【 さ 行 】	
児童養護施設	保護者のいないこどもや、家庭での養育が難しいこどもが生活する施設。食事や学習、生活面の支援などを行っている。
社会福祉法	社会福祉に関する基本的な考え方や仕組みを定めた法律。すべての人が安心して暮らせる社会の実現をめざし、福祉サービスの提供体制や社会福祉法人の役割、地域福祉の推進などについて定めている。
社会福祉法人	高齢者や障がいのある人、こどもなどを支える福祉サービスを行うことを目的に設立される法人。営利を目的とせず、法律に基づいて運営され、保育所や高齢者施設、障がい福祉サービス事業所などを運営し、地域の福祉を支える役割を担う。
就労継続支援（Ｂ型）	障がいや難病などの理由により一般企業で働くことが難しい人が、自分のペースで働く機会や生産活動を行える福祉サービス。雇用契約は結ばず、作業を通じて知識や能力の向上をめざしながら、工賃（作業に対する報酬）を受け取ることができる。社会とのつながりや働く意欲を育てることを目的としている。
主任児童委員	児童委員の中から選ばれ、こどもや子育て家庭への支援を専門的に担う委員。児童委員や関係機関と連携しながら、相談への対応や支援の調整、地域の見守り活動などを行い、こどもが安心して成長できる環境づくりを進める。
手話奉仕員	聴覚に障がいのある人のコミュニケーションを支えるため、手話による通訳や支援を行うボランティアのこと。研修などで手話や支援の方法を学び、地域の行事や相談の場などで活動している。
重層的な支援体制	高齢者、障がいのある人、こども、生活困窮者などさまざまな分野の支援が連携し、相談・見守り・福祉サービスなどを組み合わせて切れ目なく支える仕組みのこと。
障害者総合支援法	障がいのある人が地域で自立した生活を送り、社会に参加できるよう支援するための法律。障がい福祉サービスの提供や相談支援、地域生活への支援の仕組みなどを定めており、一人ひとりの状況や希望に応じた支援を受けられることを目的としている。
小規模多機能型居宅介護	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、「通い（デイサービス）」「訪問」「泊まり」を組み合わせて利用できる介護サービス。
小地域協議会	行政区を単位に、住民や関係団体、福祉関係者などが集まり、地域の課題や困りごとについて話し合い、支え合いの取り組みを進める組織。見守りや交流活動などを通して、安心して暮らせる地域づくりを進めている。区長、民生委員・児童委員、シニアクラブ会員、福祉協力員などから構成される。

【 さ 行 】	
ショートステイ	高齢者や障がいのある人が、家族の事情などで一時的に自宅での生活が難しいときに、施設に短期間宿泊して介護や生活支援を受けるサービスのこと。
自立支援医療（精神通院医療）	精神疾患のある人が継続して通院治療を受けやすくするため、医療費の自己負担を軽くする制度。所得に応じて自己負担額に上限が設けられている。
身体障害者手帳	身体に障がいのある人に交付される手帳で、障がいの程度に応じて各種の福祉サービスや支援を受けるための証明となるもの。医療費の助成や公共交通機関の割引、各種手当などの制度を利用しやすくし、地域での生活を支える。
生活介護	日常生活において常時介護を必要とする障がいのある人に対し、日中、施設や事業所などで食事や入浴、排泄などの支援、創作・生産活動の機会を提供するサービスのこと。
生活支援コーディネーター	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の支え合い活動や生活支援サービスの充実を進める役割を担う人。地域の関係者と協力しながら、困りごとの把握や支援の仕組みづくり、人材の発掘・育成などを行い、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進める。
生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の支え合い活動や生活支援サービスを充実させるための取り組み。生活支援コーディネーターの配置や、地域の関係者が話し合う場（協議体）づくりなどを通して、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進める事業。
生活保護	病気や失業などさまざまな理由で生活に困っている人たちに対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な援助をすることを目的とした制度のこと。
精神障害者保健福祉手帳	精神障がいのある人が医療費の助成や各種サービス、支援を受けやすくするために交付される手帳のこと。
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、安心して生活できるよう支援するための制度のこと。契約や手続きが難しい場合に後見人等が代わりに行ったり、本人が不利な契約をしてしまったときに取り消すことができるようにするなど、生活や財産を守る仕組みのこと。
【 た 行 】	
多文化共生	国籍や文化、言語、生活習慣などの違いを認め合い、互いに尊重しながら、地域の中でともに暮らしていくこと。

【 た 行 】	
短期入所	障がいのある人や高齢者が、家族の介護が難しいときなどに、施設に短期間入所して介護や生活支援を受けるサービスのこと。
地域ケア会議	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、医療や介護などの専門職が連携し、事例の検討を通して本人への支援のあり方や地域の課題の解決を考える会議のこと。
地域自立支援協議会	障がいのある人が地域で自分らしく生活できるよう、福祉・医療・教育・行政などの関係機関が集まり、支援の連携や地域の課題について話し合う場のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいなどの支援が一体となって提供される仕組みのこと。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護や福祉、健康、権利擁護などに関する相談を受け、必要な支援やサービスにつなぐための総合的な相談窓口のこと。
通所介護（デイサービス）	高齢者が日帰りで施設に通い、食事や入浴、機能訓練、レクリエーションなどの介護や生活支援を受けるサービスのこと。
【 な 行 】	
日常生活自立支援事業	判断能力に不安のある高齢者や障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きの支援や金銭管理の援助などを行う事業のこと。
乳児院	保護者の病気や養育が困難な事情などにより家庭での養育が難しい乳児を預かり、生活や養育、発達の支援を行う児童福祉施設のこと。
認知症	脳の病気などにより記憶力や判断力が低下し、日常生活や社会生活に支障が生じる状態のこと。アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症の発症頻度が高く、４大認知症と呼ばれている。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、できる範囲で支援する人のこと。
【 は 行 】	
ハザードマップ	地震や洪水、土砂災害などの災害が起こったときに危険が想定される場所や避難場所、避難経路などを地図にまとめたもの。
病後児保育センター	病気の回復期にあり集団保育が難しいこども（生後３か月～小学校６年生）を一時的に預かり、保育や看護を行う施設のこと。大刀洗町では「こどもハウスすこやか」の愛称で呼ばれている。

【 は 行 】	
伴走型支援	困りごとを抱える人に寄り添いながら、相談や見守り、必要な支援につなぐなど、状況に応じて継続的に関わり続ける支援のあり方のこと。
パブリックコメント	（国民・住民・町民など）公衆の意見。行政が計画や制度を決める際に、その案を公表し、広く住民などから意見を募集して政策に反映させる仕組みそのものをさす言葉としても用いられる。
福祉避難所	災害時に高齢者や障がいのある人、医療的ケアが必要な人など、一般の避難所での生活が難しい人を受け入れ、配慮された環境で生活支援を行う避難所のこと。
福祉協力員	地域の身近な見守りや声かけ、困りごとの把握などを行い、必要に応じて民生委員や関係機関につなぐなど、地域福祉を支える住民ボランティアのこと。区長の推薦による選出後、社会福祉協議会会長が委嘱する。
福祉有償運送	高齢者や障がいのある人など公共交通機関の利用が難しい人を対象に、社会福祉法人や NPO などが自家用車を用いて有償で送迎を行う移動支援の仕組みのこと。
フードドライブ	家庭などで余っている未使用の食品を持ち寄り、生活に困っている人や福祉団体へ提供するために集める取り組みのこと。
フードバンク	まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品を企業や家庭などから集め、生活に困っている人や福祉団体などに無償で提供する活動のこと。集める・分ける側として使われることが多い。
フードパントリー	生活に困っている人や子育て家庭などに対し、食品や日用品を無償で配布する支援の場や取り組みのこと。受け取った食品を配る側として使われることが多い。
放課後等デイサービス	障がいのあるこどもが放課後や長期休暇中に通い、生活能力の向上や社会との関わりを学ぶための支援や訓練を受ける福祉サービスのこと。
訪問介護	介護が必要な高齢者の自宅をホームヘルパーが訪問し、入浴や排せつ、食事の介助などの身体介護や、掃除・洗濯・調理などの生活援助を行うサービスのこと。
訪問看護	看護師などが自宅を訪問し、病状の観察や医療処置、療養上の世話などを行い、安心して自宅で療養生活を続けられるよう支援するサービスのこと。
ボランティア	自分の意思で、報酬を目的とせず、地域や社会のために活動や支援を行うこと。
ボランティアセンター	ボランティア活動をしたい人と支援を必要とする人や団体をつなぎ、相談や情報提供、活動の調整や支援を行う拠点のこと。

【 ま 行 】	
ミニデイサービス	公民館や校区センターなどで高齢者が気軽に集まり、体操やレクリエーション、交流などを通して介護予防や見守りにつなげる地域の通いの場のこと。
民生委員	地域住民の立場で生活上の困りごとや福祉に関する相談に応じ、行政や関係機関につなぐなど、地域福祉を支えるボランティアのこと。
【 や 行 】	
有料老人ホーム	高齢者が入居し、食事や生活支援、介護などのサービスを受けながら生活する有料の高齢者向け住まいのこと。
要援護者見守りネットワーク	高齢者や障がいのある人、子育て家庭など支援が必要な人を地域で見守るため、住民や関係機関、事業者などが連携し、異変や困りごとに気づいて支援につなぐ体制のこと。
要介護認定	介護保険サービスの利用に必要となるもので、心身の状態を調査・審査し、どの程度の介護が必要かを市町村が判定する仕組みのこと。
養護老人ホーム	経済的な理由や家庭環境などにより自宅での生活が難しい高齢者が入所し、生活の支援を受けながら暮らすための福祉施設のこと。
要保護児童対策地域協議会	虐待などの恐れがあるこどもや支援が必要なこどもを守るため、行政や関係機関などが連携し、情報共有や支援の方針を話し合う場のこと。
【 ら 行 】	
療育手帳	知的障がいのある人が各種の福祉サービスや支援などを受けやすくするために交付される手帳のこと。
療養介護	病院等に入院している障がいのある人に対して、主に昼間に、医療と日常生活上の世話を行うサービスのこと。

第3期大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和８年３月 発行　大刀洗町・大刀洗町社会福祉協議会

大刀洗町

〒830-1298　福岡県三井郡大刀洗町大字冨多819番地 福祉課

電 話：0942-77-2266　FAX 0942-77-3063

Email：shogai@town.tachiarai.fukuoka.jp

ＵＲＬ：https://www.town.tachiarai.fukuoka.jp/

大刀洗町社会福祉協議会

〒830-1201　福岡県三井郡大刀洗町冨多819番地 ぬくもりの館大刀洗内

電 話：0942-77-4877　FAX 0942-77-6220

Email：tachi-shakyo@ktarn.or.jp

ＵＲＬ：https://www.tachi-shakyo.or.jp/